



平成29年度

**中国型グローバリズムの発展可能性と世界経済体制への影響
～一帯一路構想と法整備の視点からの分析～**

2018年2月

一般財団法人 **国際貿易投資研究所(ITI)**
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

平成29年度 (一財) 貿易・産業協力振興財団 助成事業

は じ め に

中国型グローバリズムが世界的関心となりつつある。その中国型グローバリズムの現状と行方をみる最も重要な視点は、“一帯一路”構想にあるといっても過言ではない。

一帯一路構想が提起されたのが 2013 年 9 月(一帯、カザフスタン)、10 月(一路、インドネシア)であった。2017 年 5 月には、北京にて、一帯一路国際協力サミットフォーラムが開催され、世界から、29 カ国の元首・首脳をはじめとする 1500 名(140 余カ国の政府代表・関係者、80 余国際組織関係者など)の参加があったとされる。一国が提起した壮大な構想に、発表以来わずか 4 年足らずの短期間にこれほど世界の関心を集めた事業(プロジェクト)はこれまでになかったといえる。

一帯一路構想には、大きな可能性が秘められている一方、課題やリスクも存在する。本報告書では、一帯一路構想の現状と展望を踏まえ、関連国内法整備、国際法、中国企業対外投資管理制度、国有企業改革(混合所有制など)、環境問題(一帯一路構想におけるグリーン化)、対外発展戦略、人民元の国際化、一帯一路 FTA 構想、伙伴关系(フオ・バン関係/パートナーシップ)などの視点から幅広く考察している。

中国は、一帯一路は構想から実務の段階に入りつつあるとしている。今後、一帯一路構想が、世界経済の発展、国際ビジネスにどう関係しようとしているのか、また、世界の関係各国はこれにどう対応しようとしているのか、本報告書は幅広い角度から考察している。

本報告書は、平成 29 年度の「中国型グローバリズムの発展可能性と世界経済体制への影響～ 通商戦略と法整備の視点からの分析」をテーマとした中国研究会事業の報告書として作成されたものである。なお、同研究会の構成メンバーは、以下のとおりである。

平成 29 年度中国研究会メンバー

主査	梶田 幸雄	麗澤大学 外国学部 教授
委員	佐野 淳也	株式会社 日本総合研究所 調査部 主任研究員
委員	岡寄久実子	一般財団法人 キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹
委員	青山 周	一般社団法人 日本経済団体連合会 中国室長
委員	露口 洋介	日本大学 経済学部 教授
委員	加藤 文人	弁護士法人 三宅法律事務所 パートナー弁護士
委員	江 利 紅	中国華東政法大学法律学院 教授 法治政府研究所長・弁護士
委員	徐 向 東	株式会社 中国市場戦略研究所 代表取締役
委員	江原 規由	一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI) 研究主幹

2018 年 2 月
一般財団法人 国際貿易投資研究所

要 約

第 1 章 “一帯一路” 構想推進のための国内外通商法整備

麗澤大学 外国部学部
教授 梶田 幸雄

中国は、新しい中国式のグローバリゼーション構想を持ち、中華民族の復興を夢見る。これを実現する重要な方策の一つに“一帯一路”構想がある。現時点でこの構想は、“一帯一路”沿線国との貿易・投資を増やし、インフラ建設などの面で順調に進展している。これを補完する国内法整備も進んでいる。沿線国との間では二国間投資保護条約を締結し、米国および EU とそれぞれ投資保護条約を締結しようとしている。中国は、新しい中国式のグローバリゼーション構想を持ち、中華民族の復興を夢見る。そうであると、中国式グローバリゼーションのための新たな枠組み、とりわけ関係国が区域として一体化し、合意し得る共通の政策、法体系が必要になる。しかし、中国に多国間ルール形成を主導できるかという疑問である。そもそもこの点に関しては中国の意識外にあるようである。この限りにおいては、少なくとも中国が国際商事・投資紛争など国際商事法に関して、国際法を公正・公平に適用することが求められる。

第 2 章 第 2 次習近平政権の対外経済戦略

～一帯一路構想の進展と課題～

株式会社 日本総合研究所 調査部
主任研究員 佐野 淳也

2 期目に入った習近平政権は、貿易自由化の推進や市場規制の緩和など、国際協調路線に軸足を置く対外経済戦略を示した。これを踏まえ、2013 年に提唱された一帯一路構想は、中国の対外経済戦略を支える中心的概念に格上げされるとともに、中国主導の新しい国際協力枠組みとして重視されるようになった。習政権としては、自国のみならず、沿線諸国の経済的な恩恵も最大化させるべく、一帯一路を積極的に推進する方針である。

一方、一帯一路の進捗状況をみると、構想に賛同し、中国との協力関係を深めようとする国は増えている。AIIB が最高ランクの信用格付を獲得し、資金調達の道が開けるなど、枠組みとしての信用度や機能は高まりつつある。沿線諸国との経済関係も総じて拡大している。半面、一部のプロジェクトにおける中国側の対応が問題視され、協力相手の沿線諸国や国際社会の対中警戒感を惹起しかねない状況に陥るなど、掲げた理想とは異なる展開もみられる。習政権には、一帯一路の理想と現実のギャップを埋める取り組みが求められる。

第3章 中国国有経済の現状と変化の方向

一般財団法人 キヤノングローバル戦略研究所
研究主幹 岡寄 久実子

中国では、国有企業を①市場競争下にある商業企業、②特定機能を担う商業企業、③公益企業、に分類し、異なる課題を追求させる改革が進められている。現政権が重視しているのは、国有資本と非国有資本を適切に組み合わせた「混合所有制」企業の発展であるが、成果が表れるまでにはなお時間を要するものと予想されている。混合所有制企業の経営効率を向上させるためには、単に国有資本と民営資本の相互参入を促すだけでは不十分で、民営資本の創造性を活かす工夫が必須であるとの指摘もある。

国有企業の監督については、国有資産監督管理委員会の下に新たな投資機関を設立し、出資者として企業経営を監視してゆくことを目指すとの方針が打ち出されているが、行政介入を排除し、市場メカニズム重視の原則を徹底させるためには、幹部等の意識改革が求められよう。国有企業の地域経済への影響度合いは省によって大きな相違があるため、企業再編のあり方についても多様性を認めたほうが効果的であるように思われる。また、改革成功のためには、当事者の積極的な関与、国民の理解深耕、社会保障制度等の環境整備、認識共有のための統計整備を促すことも重要である。

第4章 「一帯一路」と人民元の国際化

日本大学 経済学部
教授 露口 洋介

第13次5ヵ年計画では「一帯一路」と「人民元の国際化」の両者の推進が取り上げられていたが、これら相互の関係はそれほど明確ではなかった。2017年5月、北京において「一帯一路国際フォーラム」が開催された。同フォーラムにおける習近平国家主席のスピーチでも、一帯一路沿線諸国との金融協力の成果について述べられていたが、人民元国際化との直接の結びつきは示されなかった。一方、同フォーラム期間中に行われた人民銀行の周小川総裁のスピーチと易綱副総裁の記者インタビューにおいて、一帯一路沿線諸国との間で、人民元と相手国通貨間での通貨スワップ協定や直接交換協定の締結などを進めていく方針が示された。これらは従来、中国当局が人民元の国際化のために各国との間で進めてきた施策である。人民元国際化のためには資本取引の自由化を進めることが望ましいが、中国では金融システムの安定を維持するため、資本取引自由化はすぐには大きく進展しないと思われる。一方、一帯一路沿線諸国との間でこれらの施策を拡大していくことを通じて、經常取引を中心とした対外受払い通貨としての人民元の国際化を、今後も着実に進めていくものと考えられる。

第5章 進化する中国の対外発展戦略ーグリーン化から SDGs へ

一般社団法人 日本経済団体連合会
中国室長 青山 周

2013年に中国が提唱した一帯一路構想におけるグリーン化が進展している。

中国は国内において、大気、水、土壌における汚染対策を「三大戦役」と位置づけて重点的な取り組みを行っているが、習近平政権は「督察制度」を導入して行政や企業に対してより直接的な手法で環境汚染の取締りを強化している。目指す目標は「美しい中国」の実現だ。

市場のなかで厳しい競争にさらされている中国の私営企業が海外投資を増加させているが、習近平政権下において改革が深化している国有企業もこの5年間にスリム化を果たし、競争力を備えた国有企業は一帯一路構想の重要な担い手として沿線各国において活躍している。

世界第2位の対外投資国となった中国は国内で環境汚染対策に取り組む一方で、市場化で競争力をつけた企業が海外でのビジネスにおいて環境配慮を行うことを通じて「環境汚染国」のイメージ払拭に努力している。環境配慮に加え、より広範な目標を盛り込んだ国連のSDGsを海外進出する企業に遵守させようとする動きが出ているのは注目に値する。

日本としては、最新の中国の対外発展戦略と中国企業の動きを正確に見極めたうえで、日中間の協力について検討していく必要がある。

第6章 中国での海外判決・仲裁の承認・執行

弁護士法人 三宅法律事務所
パートナー弁護士 加藤文人

中国の“一帯一路（新シルクロード）構想”は、司法分野にも及んでおり、中国の最高人民法院は、これに関する司法解釈、典型案例等を次々に公布している。

中国においては、この分野でも、「裁判、仲裁事例の急激な増加」、「司法解釈等の制定」、「新たな立法」が繰り返し実施されており、試行錯誤を繰り返しつつ、「国際的な関係上、妥当な判断」が模索されていると評価でき、現状として、健全な状況が保たれていると考える。

また、実務上は、これらについて「全体的な動向」を確認しつつ、「個別事案の適正にして適切な解決」を図らなければならない。

筆者は、「日中間での契約締結、紛争解決実務」等について些かの経験を有していることから、本稿において、「中国での海外判決・仲裁の承認・執行」に関し、現状や裁判例等を確認した上で、「設例」に基づき、「日本企業が予め契約書において合意しておくべき仲裁条項」について検討する。

第7章 中国企業対外投資管理制度の発展について

— 2017 年『企業対外投資管理弁法』の制定をめぐって

中国華東政法大学法律学院教授
法治政府研究所長・弁護士 江利紅

中国企業の対外投資には、多くの成功した例がある一方、失敗した例も少なくない。例えば、一部の企業が盲目的に投資を行った後、経営困難に陥り、大きな損失が発生している。一部の企業が重点的に不動産、ホテル、映画館、娯楽などの非実体経済分野に投資を行い、資金の国外流出を招き、中国の金融安定及び人民元の国際化に影響を与えた。これらの問題を解決するために、中国の国家発展改革委員会などの管理部門は 2016 年 11 月頃から、対外投資の類型を区分し、合法的で条件を具備する企業の対外投資は支援する一方で、リスクが高い対外投資や理不尽な対外投資は抑制するという政策を下した。さらに、2017 年 12 月 26 日に、国家発展改革委員会は、中国企業が対外投資を行う際の新たな管理規定となる『企業対外投資管理弁法』を公布した。「新弁法」は投資額という基準を廃棄し、認定制の適用範囲を敏感なプロジェクトに限定し、登録制の適用範囲を拡大したうえで、認可や登録の手続を簡略化・便利化している。これにより、中国企業対外投資管理制度は規制緩和しているといえる。一方、「新弁法」は対外投資のリスクについて、対外投資の真実性や合法性の審査を強化し、虚偽の投資行為を防止し、プロジェクト完成状況の報告、重大な負の状況についての報告、重大事項の照会と報告等の制度を導入し、国外投資法律違反・規則違反行為記録等を構築することを通じ、その監督を強化している。

第8章 伙伴関係と一帯一路 FTA の 2017 年の進捗と展望

～公正かつ客観的なグローバル・ガバナンス形成の布石～

一般財団法人 国際貿易投資研究所
研究主幹 江原規由

2018 年は、改革開放 40 周年、第 13 次 5 ヶ年計画(2016 年－2020 年)の中間年、中国の今後 30 余年の発展を示したとされる中国共産党第 19 回全国代表大会(以下、『党 19 大』、2017 年 10 月開催)精神の開局年となることから、中国経済の今後を占う節目の年、新たなスタート年とする声が少なくない。

本稿の主題である一帯一路構想は提起されて以来、2018 年で 5 年となる。2018 年 11 月には、2017 年 5 月開催の一帯一路国際協力サミットフォーラム(北京開催、以下、『北京フォーラム』)で、習近平国家主席が発表した「国際輸入博覧会」(注 5 参照)が上海で開催される。2018 年は、『党 19 大』精神の開局年であると同時に、一帯一路構想にとっても、ステップ・アップへの重要な年と位置づけられよう。

本稿では、まず、2017 年の一帯一路構想の進捗を、その生みの親である習近平国家主席が関係した 5 月開催の『北京フォーラム』を軸に、国内外で開催された主要会議(下記)に焦点を当て概観し、2018 年以降の一帯一路構想の行方とその意義につき、主に、伙伴関係(フオ・バン関係/パートナーシップ 本項注 2、注 3 参照)、一帯一路 FTA 構築の視点から展望する。

なお、本稿は本事業で報告した昨年度報告書「平成 28 年度 中国の第 13 次 5 ヶ年計画と一帯一路を中心とする対外発展戦略の国際経済への影響」を受けて作成されており、併せてご参照いただきたい。

目 次

第 1 章 “一帯一路”構想推進のための国内外通商法整備	1
はじめに	1
第 1 節 “一帯一路”構想の進展.....	1
第 2 節 “一帯一路”関連法の整備状況.....	3
1. 国内法と国際法の連携.....	3
2. 外資導入に関わる法整備	4
3. 国際商事紛争解決法の整備	7
第 3 節 “一帯一路”に関する法整備の課題	8
1. 課題の存在.....	8
2. 中国は多国間ルール形成を主導できるか.....	9
まとめ	10
第 2 章 第 2 次習近平政権の対外経済戦略 ～一帯一路構想の進展と課題～	12
はじめに	12
第 1 節 一帯一路を中心とする対外経済戦略の変化	12
1. 第 2 次習近平政権の対外経済戦略の特徴	12
2. 一帯一路構想に関する 1 期目との相違	14
第 2 節 一帯一路の進展と理想とのギャップ	15
1. 協力枠組みとしての承認と機能の拡大	15
2. 沿線諸国との経済関係は拡大基調.....	17
3. 理想とは異なる展開になったケースも	20
第 3 節 一帯一路が望ましい展開に進むための条件	22
1. 協調路線を維持するための環境整備	22
2. 実務面での改善	23
おわりに	24

第3章 中国国有経済の現状と変化の方向	25
第1節 国有企業改革の変遷	25
1. 漸進的な改革の展開	25
2. グローバル金融危機と「国進民退」	26
3. 習近平政権の取り組み	28
第2節 2020年に向けた国有企業改革の目標と現状	29
1. 「15年指導意見」で示された改革の方針	29
2. 中央国有企業の再編	30
3. これまでの取り組みに対する評価	31
第3節 今後の課題	32
1. 国有企業改革の大方針	32
2. 地方政府・銀行との関係	33
3. 企業の主体性の喚起	34
4. 社会保障制度の整備	34
5. 統計整備と情報の開示	36
第4章 「一帯一路」と人民元の国際化	37
はじめに	37
第1節 一帯一路政策の金融面での進展	37
第2節 人民銀行による人民元国際化	39
1. 人民銀行幹部の発言	39
2. 通貨スワップ協定	41
3. 直接交換取引	42
4. 人民元クリアリング銀行	43
5. 人民元適格海外機関投資家制度(RQFII)	43
6. 人民元クロスボーダー決済システム	44
第3節 「一帯一路」と人民元国際化	46

第5章 進化する中国の対外発展戦略ーグリーン化から SDGs へ	48
第1節 はじめに.....	48
第2節 中国企業の現況と対外進出.....	49
第3節 「美しい中国」政策	51
第4節 一帯一路で SDGs を実現.....	53
第5節 中国の展望と日本のとるべき方向.....	54
 第6章 中国での海外判決・仲裁の承認・執行	57
第1節 はじめに.....	57
第2節 中国での海外判決・仲裁の承認・執行	57
1. 中国での海外判決の承認・執行	57
2. 中国での海外仲裁の承認・執行	59
第3節 仲裁事例.....	62
1. 香港での仲裁について、人民法院が承認・執行を拒絶した事件	62
2. オーストラリアでの仲裁について、人民法院が承認・執行を認めた事例	64
3. 2015年7月7日「一帯一路建設典型案例」の「案例6」	65
第4節 設例の検討.....	66
1. 設例.....	66
2. 検討.....	67
 第7章 中国企業対外投資管理制度の発展について	
— 2017年『企業対外投資管理弁法』の制定をめぐって	69
はじめに	69
第1節 中国企業対外投資に対する規制(2011年まで)	70
1. 1991年の『対外投資プロジェクトに関する管理強化の意見』—— 厳しい規制	70
2. 2004年の『対外投資プロジェクト認可暫定管理弁法』—— 事前的な認可制度	71
第2節 中国企業対外投資に対する規制の緩和(2011年から2016年まで)	73
1. 2011年の『対外投資プロジェクトに係る認可権限の委譲業務についての通知』 —— 認可制の緩和	73
2. 2014年の『対外投資プロジェクト認可・登録管理弁法』—— 認可制と登録制の両立....	74

第3節 中国企業対外投資に対する規制の緩和とリスク監督管理の強化(2016年末から)	76
1. 2016年11月から2017年4月までの一連の政策	76
2. 2017年8月の『対外投資方向性の更なる誘導、規範化に関する指導意見』	
—— 類型別の管理	77
第4節 中国企業対外投資管理制度の新発展	
—— 2017年12月『企業境外投資管理弁法』の制定をめぐって	78
1. 認可制の適用範囲の収縮と登録制の適用範囲の拡大	78
2. 認可や登録の手続の簡略化・便利化	79
3. 対外投資の監督	81
おわりに	81

第8章 伙伴关系と一帯一路 FTA の2017年の進捗と展望

～公正かつ客観的なグローバル・ガバナンス形成の布石～

第1節 伙伴关系は中国型グローバリズムをみる視点	83
1. 伙伴关系の構築は国家間交流の指導原則	84
2. 中仏共同声明から見る伙伴关系の意義	85
第2節 北京フォーラムのハイライトと意義	86
1. 一帯一路 FTA ネットワークの構築は伙伴关系の構築がカギ	87
2. 一帯一路 FTA ネットワーク構築への道のり	88
3. 一帯一路 FTA は伙伴关系経済圏	88
第3節 伙伴关系、一帯一路、グローバル・ガバナンス	89

第1章 “一带一路”構想推進のための国内外通商法整備

麗澤大学 外国部学部
教授 梶田 幸雄

はじめに

中国は、“一带一路”構想は順調に進んでいると自ら評価している。中国商務部の発表によると、2014～2016年に中国と“一带一路”沿線国の貿易総額は3兆ドルを超え、投資額は500億ドルを超え、工事請負額は3,049億ドルとなった。“一带一路”沿線国のうち23カ国が中国を最大の貿易相手国としている。

“一带一路”構想を推進する上で、中国にとっては関係諸国と「政策的意思疎通、設備の連携、貿易の円滑化、資金の融通、市民のコミュニケーション」（政策溝通、設施聯通、貿易暢通、資金融通、民心相通）を図ることができるか否かが重要な課題となる。このようなことを意識しつつ、中国は、新しい中国式のグローバリゼーション構想を持ち、中華民族の復興を夢見る¹。そうであると、中国式グローバリゼーションのための新たな枠組み、とりわけ関係国が区域として一体化し、合意し得る共通の政策、法体系が必要になる。

中国は、いかなる法整備をしようとするのか。“一带一路”沿線国において、中国式の法整備は果たしてできるのか。以下、この点について検討する。

はじめに、(1)“一带一路”構想の進展状況を叙述し、(2)現時点において中国が“一带一路”構想実現のために如何なる法体系を整備しようとしているのか、現時点の関連法の整備状況について叙述し、その上で、(3)中国主導の“一带一路”国際体制形成の課題と難点について指摘する。

第1節 “一带一路”構想の進展

中国商務部は、2017年10月9日に“一带一路”経済貿易の進展状況についてのプレスリリースを行なった。商務部によると、(1)貿易、(2)投資、(3)重要プロジェクト、(4)国外経済貿易合作区(工業団地)、(5)自由貿易区に関して、主に以下の通りの成果がある。

第一に、(1)貿易は、以下の実績がある。2014～2016年に中国と“一带一路”沿線国(以下、

¹ “一带一路”構想の根源的目標には、“中国の夢”の実現がある。“中国の夢”とは、ここで①世界経済における中国の影響力拡大、②中国経済の長期・持続的成長、③国際分業の中での主要地位の確保を達成することである。この目標達成のために実務的に①エネルギーほかの資源確保、②産業構造調整、③製造業の競争力強化～技術力、ブランド力の獲得、④国際販売ネットワーク、市場の拡大、⑤グローバル経営力の向上が必要であるということになる。中国の夢は、すなわち、党の夢であり、習の夢であるとも言い換えられそうである。この3つの“夢”が等価値であるのか、むしろ習の夢、党の夢、中国の夢という順番で価値序列がありはしないかという点も気にかかる。

“一帯一路”沿線国を単に「沿線国」という。)の貿易総額は3兆ドルを超えた。2017年1～7月には5,998億ドル、対前年同期比14.4%増えている。中国は、ロシア、モンゴル、ベトナム、キルギスタン、サウジアラビア、エジプトなど23カ国の最大の貿易相手国となっている。中国と欧州を結ぶ国際定期貨物列車「中欧班列」は、累計4,000便に達し、ロシア、ドイツ、ポーランド、スペインなど11カ国の29都市を通り、携帯電話、コンピュータなど電子部品を始め、アパレル、日用品、食料、工業製品、自動車部品などを輸送している。

第二に、(2)投資は、以下の実績がある。2014～2016年の中国企業の沿線国への累計投資額は500億ドルを超え、工事請負額は3,049億ドルとなった。2017年1～8月の直接投資額は85.5億ドル、工事請負額は845.1億ドルと対前年同期比21%増えている。農林開発、エネルギー資源、製造業、物流・運輸、インフラなどの他分野で中国が沿線国の主要投資先国となっている。合作(協力)方式も一般商品及び労務輸出からサービス及び資本輸出など多様化している。管理体制も改善し、積極的に政府間の投資協力協定を締結し、对外投资のための政策環境作りをしている。また、新しい投資方式として、物流基地や販売サービス・メンテナンスセンターの運営などにBOTやPPP方式を採用している²。

第三に、(3)重要プロジェクトの進展も見られる。例えば、中国・ラオス高速鉄道建設、パキスタン・崑崙高速道路建設、カラチ高速道路建設のほか、ロシア、カザフスタン、ミャンマーなどの国との石油パイプライン建設・運営プロジェクトが進展している。

第四に、(4)国外経済貿易合作区も大いに進展している。すでに24の沿線国に75箇所建設され、3,412の企業が入居し、投資受け入れ国に22.1億ドルを納税し、地元で20.9万人の雇用を創出している。

第五に、(5)自由貿易区も地域の一体化を加速させている。沿線国、ASEAN、パキスタン、シンガポール、グルジアなどと自由貿易協定を締結している。

中国は、ウィン=ウィンの関係を築くと述べており、このために貿易でも輸出するだけで一方的に利益を享受するようなことはしないと言う。2017年5月14日に開催された“一帯一路”国際合作首脳会議で提起された“一帯一路”貿易流通協力を推進する提案では、中国は、(1)今後5年間に沿線国から2兆ドルの商品を輸入し、(2)今後5年間に沿線国・地区に1,500万ドルを投資し、(3)沿線国・地区から研修・実習生1万人を中国に受け入れると表明した。

では、“一帯一路”構想は、現時点の政策を進めていけば難なく進展すると言えるか。必ずしもそうとは言えずに、批判もある。

² 中国が主導して“一帯一路”構想を実現しようとするとき、どのような発展モデルを描こうとするのが重要になる。開発国家モデルでもなく、市場モデルでもない新モデルが生まれる可能性もある。実務的には、“一帯一路”構想において対外工事請負を増やしたい中国としては、①工事請負+融資、②工事請負+融資+経営などの方式を積極的に行い、このために活用できる方式としてBOT(Build-Operation-Transfer; 建設-経営-引渡し)方式、並びにPPP(Public Private Partnerships: 公共サービスの民間開放のこと)方式によるものを増やしてきている。とりわけPPPは、経済構造を戦略的に調整しようとするもので、公共サービス、資源環境、生態建設、インフラなどの重点分野の投融資制度を刷新することができる。政府の財政負担、納税者の負担は少なくすみ、事業運営上の責任も多くが事業者である企業に担われることになる。

例えば、中国・ラオス高速鉄道建設に関する問題がある³。当初、高速鉄道建設には「10万人が必要」と試算され、ラオスの産業活性化と雇用創出に有益であると考えられた。しかし、実際に建設に着手されることになると、中国企業が全ての工事を受注し、かつ技術者や作業員もすべて中国人であった。総工費はラオスの国家予算(約 36 億ドル)の 2 年分に迫る。計画ではラオス負担分の 4 割、7 億 3,000 万ドルをラオス政府が負担するが、政府はうち 65%を中国から借り入れる。

ナイジェリアでは中国製の繊維が流入し、地元繊維工場の 8 割が閉鎖に追い込まれ、25 万人が職を失い、中国企業に対する襲撃事件も起きたことが伝えられている。ナミビアは、ウラン鉱の生産が始まると GDP は 5%上昇すると見込まれるが、算出されたウランは全量中国に引き渡される契約になっている。インフラ整備は歓迎されるものの、現地人の雇用はされず、同国の失業率 30%は少しも改善されない⁴。

オーストラリアのニューサウスウェールズ州政府は、2017年7月に中国国有の神華集団の傘下の神華能源が買い取っていた石炭探査権の大半を買い戻すという発表をした。この理由は、第一に、水資源への影響を懸念する環境団体の反対があったこと、第二に、安全保障上の観点から、第三に、アジアの食糧需要増大をにらみ農業投資を拡大することである⁵。

以上のような問題を解消しようとするならば、プロジェクトに関わるステークホルダーが納得する公平、公正なルールの形成、プロジェクトの透明性が必要である。

今後、“一帯一路”構想をさらに推進するためには、関連法の整備が欠かせない。そこで、以下において“一帯一路”関連法の整備について検討する。

第 2 節 “一帯一路”関連法の整備状況

1. 国内法と国際法の連携

中国共産党は、2014 年 10 月の第 18 期第 4 回会議において「中共中央の全面的に法に従って国を治めることを指針とする若干の重大問題に関する決定」を採択した。この決定は、涉外法律業務部門を強化し、国際法治思想の重要な指針ともなるものである⁶。中国は、グローバル・ガバナンスのあり方にも積極的にに関わり、国内法および国際法の連携を強めたいとしている。

中国が沿線国との涉外民事法律制度を確立することは、“一帯一路”を推進する際の法的リスクを軽減し、投資者の信頼性を高めるために不可欠であるように思える。涉外民事法律制度は、市場における利害関係者の合法的權益を保護し、対等な関係を堅持するために必要である。このために中国は、沿線国との間で司法共助を定め、速やかに紛争を解決すること

³ 日本経済新聞 2017 年 10 月 6 日

⁴ The New York Times 2017 年 5 月 4 日

⁵ 日本経済新聞 2017 年 7 月 14 日

⁶ 黄進「習近平全球治理与国際法治思想研究」中国法学、2017 年第 5 期、18 頁

も求められる。国際投資紛争解決については、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(ICSID 条約)および国家間の投資保護協定(BIT, *Bilateral Investment Treaty*)、国際商事紛争解決については、「外国仲裁判断の承認と執行に関する条約」(ニューヨーク条約)といった国際法秩序を適用することが求められる⁷。

中国は、さらに“一带一路”に専門的に関わる法整備も進めつつある。これは、主に外資導入に関わる法整備と国際商事紛争解決に関わる法整備に分けられる。

2. 外資導入に関わる法整備

中国は、国内市場の外資に対する開放を拡大しようとしている。2017 年 1 月 1 日から「技術先進型サービス企業所得税政策を全国に広めることに関する通知」(財政部)が施行され、企業所得税率が 15%に低減されたことなどが典型である。自由貿易区も 11 箇所が設置され、外資に対する出資比率制限が緩和され、その他の内国民待遇も徐々に供与され始め、設立手続きも簡素化、迅速化されつつある。

自由貿易区をさらに全国に拡大し、設置して行こうとする方針はさらに加速されそうである。このとき議論され始めているのが、自由貿易区内で紛争が生じた場合の処理方法である。

最高人民法院は、2017 年 1 月 9 日に「自由貿易実験区建設のために司法保障を提供することに関する意見」を發布した。この意見の第 9 条に以下の 3 つの着目される内容がある。

第一に、(1) 渉外的要素の概念を拡大し、自由貿易区内に設立・登記された外商投資企業にも渉外的要素、すなわち外国の領域に関わる要素があるということを認めるとするものである。これまで中国は、中国国内で登記された企業は、外商投資企業であっても国内企業であり、渉外性はないという判断基準があった。このために商事紛争処理は、原則として中国国内の国内仲裁機関によるしかなく、中国国内の仲裁機関であっても涉外仲裁機関における仲裁は否定されることがあった。このことは、外商投資企業にとっては不利であると考えられていた。

第二に、(2) 自由貿易区内に設立・登記された外商独資企業間の商事紛争について国外仲裁を認めることである。上述の(1)との関連で、外商投資企業間の紛争であれば、当事者の意思で中国国内の涉外仲裁機関ではなく、国外の国際商事仲裁機関における仲裁が認容されることになった。

例えば、過去においては、「中国内陸資本の中国法人が双方は鉱山採掘権譲渡契約から生じたいかなる紛争も香港国際仲裁センターに付託し、当該センターのその時に有効な規則

⁷ 国際投資仲裁は、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(ICSID 条約)および国家間の投資保護協定(BIT, *Bilateral Investment Treaty*)により確立されている。中国は、1982 年にスウェーデンと初の BIT を締結して以来、今日までに 130 カ国と BIT を締結している(国際商取引学会 2014 年全国大会(2014 年 10 月 25 日)における蔡从燕(厦門大学法学院教授)およびジュンギ・キム(延世大学校法学専門大学院教授)の報告より)。この数はドイツに次ぎ、世界で 2 番目に多い。1990 年には、ICSID 条約に署名し、1992 年に同条約を全国人民代表大会(日本の国会に相当)で批准している(ICSID のホームページ; <https://icsid.worldbank.org> によると ICSID 条約の締結国は、2014 年 7 月 6 日にアクセスした時点で 159 カ国にのぼる。)。そして、中国は、批准に際して、国際社会との共存共栄の理念に従い、国際法秩序の遵守のための役割を担うと述べている。

に従って仲裁により解決し、仲裁地は香港とする。」と約定したところ、最高人民法院は、「非涉外民事案件の双方の当事者に紛争が生じた場合には中国大陸国外の仲裁機関で仲裁をすると約定したことは、司法主権の原則に違反し、この約定は無効であると認定すべきであると認定した事案⁸などがある。

2006 年の「最高人民法院の「中華人民共和国仲裁法を適用する若干の問題に関する解釈」における仲裁合意を支持し、執行する政策がとられていることがある。ただ、それでも中国においては成文法及び司法解釈において涉外的要素のない紛争を国外の仲裁機関に仲裁付託し、仲裁判断の承認・執行が申し立てられた場合の規定が存在しないという問題がある。このために実務上の問題が生じる。

第三に、(3)自由貿易区内に設立・登記された企業間が中国国内の仲裁地、仲裁規則、仲裁人を特段に定めて紛争を解決する仲裁合意をした場合には、人民法院はこれを有効な仲裁合意とするということである。これは、中国法において臨時仲裁はこれまで認められていなかったところ、自由貿易区内企業間の商事紛争に限って中国が臨時仲裁を認めるということである。

中国仲裁法 18 条は、仲裁委員会に関する約定がないかまたは約定が不明確な仲裁合意は無効とすると規定している。これにより、中国は *ad hoc* 仲裁を認めないという姿勢を示している。この点において中国内国法とニューヨーク条約の衝突がある⁹。

現在は、各地の自由貿易区が具体的な仲裁規則を制定しているところである。遼寧自由貿易区では、2017 年 10 月 1 日から遼寧自由貿易試験区仲裁規則が施行されている。また、具体的な紛争事案などは報道されていないが、河南自由貿易区の鄭州仲裁委員会国際商事仲裁院は、2017 年 10 月 17 日に涉外仲裁事案を受理し、正式に業務が始まったことが伝えられている。

以上の改善措置が円滑に進められるか否かは、単に上述の規定ができ、自由貿易区内の涉外仲裁機関が業務を行うだけでは必ずしも十分とは言えない。仲裁判断が当事者間で尊重され、任意に履行されるようにならなければならない。このためには仲裁機関の能力の向上が求められる。さらに仲裁判断が任意に履行されない場合には、給付請求権を有する当事者により、人民法院へ仲裁判断の承認・執行申立てが行われることになるが、このときに人民法院が仲裁判断を自動承認することが求められる。

なお、商事紛争以外にも外資企業にとって悩ましい問題がある。それは、労働紛争である。これについても新しい試みが始まりつつある。

⁸ 2011 年六盤水恒鼎実業有限公司と張洪興の鉱山採掘権譲渡契約に関する紛争の管轄権異議事案における最高人民法院の回答より（最高人民法院立案一庭、最高人民法院立案二庭編『最高人民法院民事立案工作指導』（第 28 輯）、人民法院出版社、2011 年版、94-98 頁）。

⁹ 臨時仲裁が認められる事案もある。海事仲裁については、仲裁合意において臨時仲裁を規定した条項を有効とし、ロンドンで行われた臨時仲裁を中国の社会公共利益に反するものではないとした事案がある。また、最高人民法院の「香港仲裁判断の内地における執行の関係問題に関する通知」は、当事者が中国の裁判所に香港特別行政区で行われた臨時仲裁、ICC 仲裁裁判所など国外仲裁機関の行った仲裁判断の執行を請求する場合には、中国の裁判所は「内地と香港特別行政区の仲裁判断の相互執行に関する調整」の規定により審査すると定めている。

一つは、人力資源・社会保障部が、2017年5月に「労働人事争議仲裁弁案(事案処理)規則」(以下、「弁案規則」という。)及び「労働人事争議仲裁組織規則」を改正したことである¹⁰。重要な改正点として、以下の3点が指摘できる。

第一に、(1)簡易処理手続を明確にしたことである。以下のいずれかの事由に該当すれば簡易手続がとられる(弁案規則第56条)。^①事実が明らかであり、権利義務関係が明らかであり、争議が大きいこと。^②係争額が当該省・自治区・直轄市の前年度の従業員の平均賃金未満であること。^③双方当事者が同意したこと。また、簡易処理手続の適用に際しては、申立人の同意により、仲裁廷は陳述を短縮または省略し、電話、書簡、ファックス、メールなどの方式で仲裁文書を送達し、挙証期限、審理手続などを柔軟に決めることができるものとされた(弁案規則第59条)。

第二に、(2)仲裁をもって終局判断とし、裁判所への訴えを認めないとする範囲を広げたことである。仲裁の終局性を認める範囲は、^①労働報酬、労働負傷の医療費、経済補償または賠償金の請求に関する争議で、その金額が当該地の最低賃金の12ヶ月分を超えないときである(弁案規則第50条第1項)。この経済補償には、a)労働契約法が規定する競業制限期間内の経済補償、労働契約の解除及び終止の経済補償、b)労働契約法が規定する書面による労働契約の未締結時の賃金の2倍の賠償金、試用期間の違法な約定による賠償金、労働契約の違法な解除または終止による賠償金を含む(弁案規則第50条第2項)。^②勤務時間、休憩休暇、社会保険等に関する国家の労働基準を執行するときに生じた争議も終局性とする(弁案規則第50条第3項)。

第三に、(3)集団人事労働争議の処理手続を規定したことである(第4節第62条～第67条)。集団人事労働争議が生じた場合には、労働者は3～5名の代表を選んで仲裁に参加させることができる。集団労働契約の履行に関わって生じた労働争議は、工会(労働組合)が仲裁を申し立てる。工会がないときには、上級工会が指導して労働者代表が仲裁に参加する。3名の仲裁人で仲裁廷を組織する。集団人事労働争議の処理にあたっては、法学者や弁護士など第三者がはじめに調停を行う。調停が整わないときには、仲裁廷が判断を示す。

もう一つは、広州南沙自由貿易区が、2017年11月8日に全国の自由貿易区で初めて労働人事紛争仲裁法院を設置したことである。南沙自貿区仲裁院は、ネットによる仲裁も行う予定である。自由貿易区内の特段の事情に基づき、利便性が高く、柔軟で効率的な紛争解決がなされることが望まれる。また、現在、知的財産権に関する紛争は自由貿易区内の国際商事仲裁機関で処理されているが、今後は専門の仲裁機関が自由貿易区内に設置されることにもなるだろうか。

¹⁰ この規則は、それぞれ2009年及び2010年に公布・施行されていたものである。人力資源・社会保障部の発表では、第12次5ヵ年計画期に全国の各レベルの労働人事仲裁機関が処理した事案数は402.4万件、年平均80.5万件であった。2016年には仲裁申立てされた事案のうち82.8万件について仲裁判断が示されている。なお、ここでいう「争議」は、一般には日本語の「紛争」に相当する。日本では「争議」というと労働者が業務の正常な運営を阻害するストライキ、怠業、ピケッティング、職場占拠などの集団的行為を想起するが、これは、中国語の「集団労働人事争議」ということになる。この「集団労働人事争議」も日本の概念とはいささか異なり、(1)労働者が10人以上で、かつ共通の請求をするか、または(2)集団契約(労働協約)の履行に起因して生じる争議(弁案規則第5条)のことをいう。

3. 国際商事紛争解決法の整備

国際商事紛争解決法の整備に関しては、以下の動きがある。

2015 年 7 月に最高人民法院は、「人民法院が“一带一路”建設に司法サービス及び保障を提供することに関する若干の意見」を發布した。

最高人民法院は、この意見發布の目的を「“一带一路”（シルクロード経済ベルトと 21 世紀の海洋シルクロード）は、習近平同志を総書記とする中国共産党中央が、グローバル情勢の深刻な変化、国内外の大局に主体的に対応するための重大な戦略決定である。人民法院の審判職務を十分に発揮し、“一带一路”建設の円滑な実施を有効に支援し、保障するため」であるとしている。この意見は、全 4 章、16 条からなる。

この意見において、(1) 涉外刑事、涉外民商事、海事海商、国際商事海事仲裁に関する司法監督及び自由貿易区に関わる審判業務を強化すること(第 2 条、第 4 条)、(2) 刑事審判に関しては、テロ、民族分断勢力、宗教過激派を厳しく取り締まり、海賊、麻薬密売、密輸、マネーロンダリング、ネット犯罪、人身売買などを取り締まること(第 3 条)、(3) “一带一路”沿線国と二国間または多国間司法共助協定を締結すること(第 6 条)、(4) 国際条約及び慣行に従って外国法を適用することを審査し、裁判・仲裁の国際信用力を高めること(第 7 条、第 8 条)、(5) 多様な紛争解決制度を支持し、当事者の意思を尊重し、各国の政治家、法律、分解、宗教などの要素により当事者が選択した紛争解決方法を支持すること(第 11 条)、(6) 積極的に国際規則の制定に関わり、中国の司法における国際発言権を高めること(第 13 条)などが規定されている。

2017 年 9 月 26 日に最高人民法院は、中国と沿線国との紛争を解決するための専門法廷として「“一带一路”国際商事法廷」を正式に設置することで研究をしているということを発表した¹¹。

中国国際貿易促進委員会が 2017 年 10 月 19 日の定例記者会見で明らかにしたところによると、中国国際経済貿易仲裁委員会が制定した国際投資をめぐる紛争の仲裁ルール「国際投資紛争仲裁規則(試行)」が 2017 年 10 月 1 日から施行される。中国の国際商事仲裁機関が初めて打ち出す国際投資紛争の仲裁ルールである。国際投資紛争解決センター(ICSID)、国際商会仲裁裁判所(ICC)、ストックホルム仲裁裁判所(SCC)など国際投資紛争解決に経験のある機関の制度を参考にし、かつ中国固有の調停と仲裁の結合や仲裁人名簿制度などを加味した内容となっている¹²。

“一带一路”沿線国の国家投資法制は整備されておらず、中国企業にとっては法的リスクがあるので、投資受入国との紛争を制度化しようというのが中国の考え方である。中国にはこれまで国際投資紛争の仲裁ルールがなく、仲裁機関にも投資紛争を受理した経験がなかった。中国企業と投資先国との間で発生した投資紛争の多くは米国に本部を置く投資紛争

¹¹ 最高人民法院網 2017 年 9 月 26 日

¹² 中国国際経済貿易仲裁委員会のホームページに「投資仲裁規則」の全文(中国語)が掲載されている(<http://www.cietac.org/Uploads/201709/59c8d60367bb5.pdf>)。

解決国際センター(ICSID)やその他の国際仲裁機関に持ち込まれることが多かった。中国仲裁委員会の王承傑副委員長兼事務局長は、「このたび国際投資紛争の仲裁ルールが打ち出され、中国の国際投資仲裁分野における仲裁ルールの空白が埋められたことで、中国の投資仲裁の実践経験が豊富になり発展し、中国のより国際化し、法治化し、円滑化したビジネス環境づくりのために着実な一步を踏み出したといえる」と述べた¹³。

中国は、世界の 130 余カ国・地区と二国間投資保護条約を締結し、米国および EU とそれぞれ投資保護条約を締結しようとしており、かつ東アジア地域の包括的経済連携(RCEP)の交渉中でもある。「国際投資紛争仲裁規則(試行)」は、二国間投資保護条約を締結していない国、とりわけ“一带一路”沿線国との投資紛争解決に資することを目的に制定された。

第 3 節 “一带一路”に関する法整備の課題

1. 課題の存在

中国は、“一带一路”構想を推進しているが、これは単に“一带一路”構想の実現だけのためであろうか。習近平政権は、さまざまな場において、保護貿易に陥らず、自由貿易を推進すると述べている。2017 年 12 月に開催された「第 4 回世界インターネット大会」の開幕式では「中国が対外開放の門戸をと閉ざすことはなく、さらに広げていく」と発言した。

12 月 1 日に開幕した「中国共産党・世界政党ハイレベル対話」では、「中国はグローバル・ガバナンス体系の改革・構築に積極的に参加し、国際政治・経済秩序をより公正で合理的な方向に進める。中国はどれだけ発展しても、永遠に覇をとることはなく、永遠に拡張を行わない。」と述べている。

中国は、新しい中国式のグローバリゼーション構想を持ち、中華民族の復興を夢見る。そうであると、中国式グローバリゼーションのための新たな枠組み、とりわけ関係国が区域として一体化し、合意し得る共通の政策、法体系が必要になる。

しかし、“一带一路”沿線国において、WTO や TPP のような枠組みを形成することは極めて難しい。何故ならば、政治体制、経済体制、経済の発展レベル、宗教、文化などが異なるということがある。WTO や TPP においても同様の問題があるが、各国・地区間で、二国間協議を始めとして、さらに全体で協議する場を設けて議論してきた。ところが、現時点で中国が行っていることは、二国間協議のみである。中国の方針が二国間協議にある。

中国が言うパートナーシップ関係は、WTO や TPP のようなグループを作るものではなく、あくまで二国間で形成する互惠平等な協力関係であり、共同で第三国に対抗しようとするものでもない。

これについて、中国は、以下のように述べている。

¹³ 人民網日本語版 2017 年 9 月 20 日

- (1) 政策疎通については、政府間コミュニケーションをよくして協力体制を強化することである。WTO や TPP のように地域全体のルールを形成しようとするよりは、中国と投資受け入れ国間の二国間協力を強化し、多層的な疎通(コミュニケーション)と協議を展開しようとするものである。
- (2) 施設の連結については、インフラ建設計画や技術標準体系の結合を強化し、国際的な幹線通路の建設を共同推進し、アジアの各ハブ地域とアジア・欧州・アフリカを連結するインフラネットワークを形成したいという。このために中国は、各種のインフラ投資をしつつある。
- (3) 貿易円滑化については、自由貿易区の建設を推進したい考えである。このために二国間投資保護協定を締結し、二重課税防止などを進めたいとしている。投資分野も拡大し、新興産業協力、産業チェーンの分業配置なども重要課題と位置付けられる。
- (4) 資金融通については、二国間における自国通貨のスワップや決算の範囲と規模を拡大する。アジア債券市場の開放と発展を推進する。アジアインフラ投資銀行や上海協力機構の融資機構設立について協議し、シルクロード基金の設立・運営を加速する。

ここで注意すべきことは、中国は地域協力とは言うものの基本的には二国間の協力、すなわち「一国一策」によって“一带一路”構想の実現を図ろうとしていることである¹⁴。上述した通り、中国は、現時点において TPP のような多国間協力の枠組みを形成しようとは必ずしも考えていない。ここに“一带一路”構想を推進しようとする場合の制約がある。

今後、“一带一路”構想をさらに推進するためには、関連法の整備が欠かせない。前述の法整備は、中国国内法として外資導入法を整備し、また中国企業のために国際投資紛争解決法を整備したものである。これだけでは“一带一路”構想の法整備とは言い難い。中国企業のためだけでなく、“一带一路”沿線国全域の共通ルールとしての法整備が必要である。また、アジアインフラ投資銀行(AIIB)及びシルクロード基金など金融機関に関して、関係各国と協議しながら国際金融法整備をすることが必要である。

2. 中国は多国間ルール形成を主導できるか

中国社会科学院経済研究所教授の劇錦文氏は、“一带一路”の実行にはリスクがあることを認識しなければならないという。このリスクには、(1)周辺の発展途上国は政治的に不安定であり、対外政策も不安定であること、(2)実体経済に対して金融経済リスクがあること、(3)中国国内の生産過剰への対策という側面があるが、国内にはまだ多くのインフラ建設の需要(空間)があるにもかかわらず、海外投資を闇雲に追求すると国内産業の空洞化が生じる懸念があることを指摘する。そして、“一带一路”の経済効果が大きいとは思えない「面子工程」(面子プロジェクト)にはリスクがあるという¹⁵。

¹⁴ 任力波編『対外投資新空間：“一带一路”国別投資価値行榜』社会科学出版社、2015年、28-29頁

¹⁵ 「“一带一路”開啓我国対外開放全新模式」経済参考報 2017年6月15日

2015 年 10 月に中国共産党機関紙の人民日報は、「グローバル・ガバナンスの構造とその体制」学習会が開かれたことを報道し、この中で、中国は共産党革命百周年の 2049 年までに世界の経済・軍事・政治のリーダーの地位をアメリカから奪取することが中国の夢であるとも言っている。このような言い振りは、まさに「面子工程」に他ならないのではないか。

このような意識下の“走出去”戦略及び“一帯一路”構想であるから、「新植民地主義」ではないかとの批判が出てくる。

中国は、どのようなグローバル化の方式を目指すのだろうか。現時点における中国式グローバル化は、WTO や TPP のような多国間協議による共通システム(多国間ルール)を形成するのではなく、二国間協議による協力関係の形成が中心である。これはグローバル化とは言えるものではない。また、“一帯一路”構想自体が、政治的行動様式が契機となっているとも思える。この場合、確固たるグローバル化の基盤が形成されるか些かの疑問がある。“一帯一路”構想を根付かせる協調システムの構築が必要である。

“一帯一路”構想がおそらくは中国が意図した通りに順調に進展していることは間違いない。欧州連合(EU)のユルキ・カタイネン欧州副委員長(成長・投資担当)は、中国独自の広域経済圏構想“一帯一路”に関連し、EUの政策金融機関である欧州投資銀行(EIB)と、中国主導のアジアインフラ投資銀行(AIIB)の提携に強い意欲を示した¹⁶。フランスのマクロン大統領は、習近平国家主席と2018年1月9日に北京の人民大会堂で会談した際に“一帯一路”構想に参加する意向を示した。日本政府も“一帯一路”構想へ協力する指針をまとめた。省エネ・環境、産業の高度化、物流の3分野における日中の民間企業の協力を積極的に推進するため、政府系金融機関による融資などの支援をするという¹⁷。日本企業でも実務的には、例えば、日本通運が2018年春をメドに日本と欧州の間を中国の鉄道経由で貨物を輸送するサービスを開始する¹⁸。

“一帯一路”構想は、これからも進展しそうである。そうであるから、より着実に制度的にも国際的に信頼される仕組みが必要になるものと考ええる。

まとめ

習近平は、中国共産党中央政治局第 27 回集団学習会において、グローバル・ガバナンスを強化し、グローバル・ガバナンス体制の変革を推進することは大局の趨勢であると述べた¹⁹。習近平は、「我々がグローバル・ガバナンスに参画する根本的目的は、“2 つの百年”を実現するという奮闘目標、中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現することにある」と

¹⁶ 日本経済新聞 2017 年 12 月 20 日

¹⁷ 日本経済新聞 2017 年 12 月 6 日

¹⁸ 日本経済新聞 2018 年 1 月 10 日

¹⁹ 人民日報 2015 年 10 月 14 日

述べている²⁰。2017 年 11 月 30 日に北京人民大会堂で開催された「2017 從都(Imperial Springs)国際フォーラム」において「中国は、より積極的な姿勢でグローバル・ガバナンスに参加し、主権の平等、公平・正義を堅持し、共同協議・建設・享受、ウィンウィン協力を堅持し、他国主義、安定維持を堅持し、秩序・漸進、改革・革新を堅持する。中国が“一带一路”構想を徹底して推し進めるのは、ほかでもなく共に協議・共に建設・共に享受する原則にのっとり、各国の協力のために新しいプラットフォームを築いて、優位性の相互補完を実現し、ウィンウィン協力を促進することである。」と述べている。

習近平の言うグローバル・ガバナンスとはどのようなもので、これはどのようにして体現されるのだろうか。

沿線国との二国間投資保護協定は、中国の投資者と受入れ国とが対等の関係で公平、公正に事業を行うことを約するものである。貿易・投資について WTO ルールで承認されている国際法を遵守するだけでなく、“一带一路”沿線国との二国間条約の締結が欠かせない。とりわけ投資保護協定の締結と、投資に関して紛争が生じた場合の国際投資仲裁制度の適用が問題となる。

国内法については、海外投資法の早期制定が望まれる。また、対外開放、外資の誘致をさらに奨励し、自由貿易区を急速に設置していることから、外資導入関連法の修正や整備が必要になる。国際法と同様に紛争発生時の処理法としての外国・渉外貿易・投資仲裁制度を整備し、内外企業に対する公正・公平な適用が望まれる。

そうでなければ、“中国の夢”は、共産党の一党独裁体制を誇示する冊封体制のようなものとなり、中国共産党の支配下でかつての“中華民族の栄光”を取り戻そうとする独善的な威権主義で終わることになる²¹。こうならないためにも、先進資本主義国も認め得る多国間ルールを形成することが望まれる。

²⁰ 習近平の「和平共存 5 原則発表 60 周年記念大会における講和」人民日報、2014 年 6 月 29 日

²¹ 例えば、国内における企業に対する共産党支配が強まっているという事実がある。中国共産党が、企業内に党委員会を設置せよとの通知を發布し、党の指導を強化しようとしている。企業が自由な経営戦略を立案し、企業活動をする上での制約が強くなる。現時点で 98 社ある中央企業のすべてが定款に党委員会の設置と経営への関与を認める規定を導入している。また、日本経済新聞は、党による経営介入を容認する定款変更を行った上場企業が、中国共産党大会が開幕直前の 10 月 17 日までに、上場企業の 8 社に 1 社に当たる 430 社超にまで拡大したことが分かったと伝えた。さらに、深圳市でも社内に党組織を持たないほど小さい企業にも党の思想を浸透させるための「連合党組織」という党組織が設立され、この党組織は約 300 社で構成されているという(日本経済新聞 2017 年 10 月 22 日)。1990 年代の初めに中国は、国営企業を国有企業というように改めた。国は、企業経営には関与せず、企業経営は経営の専門家に委ねようという趣旨からである。しかし、今、国有企業(State-Owned-Enterprise)が再び国営企業(State-Run-Enterprise)に変わろうとしている。また、2017 年 1 月に導入された VPN(仮想私設網)の規制強化である。企業が海外部門との連絡に使用する VPN は、9 月以降はほとんど遮断されている状態であり、実際のビジネスに大きな支障が出ている。習近平国家主席は、2017 年 12 月に開催された「第 4 回世界インターネット大会」の開幕式において「中国が対外開放の門戸をと閉ざすことはなく、さらに広げていく」と発言した。しかし、現実には、門戸は閉ざされつつあるように感じられる。2017 年 6 月に施行されたインターネット安全法は、企業が、中国で集められた顧客データを海外に持ち出す際には、中国政府の審査を受けた上でなければならないと規定している。すべての企業行為が監視される社会になりつつあるとも言えるだろう。

第2章 第2次習近平政権の対外経済戦略 ～一帯一路構想の進展と課題～

株式会社 日本総合研究所 調査部
主任研究員 佐野 淳也

はじめに

世界第2位の経済大国であり、景気減速トレンドの下でも6%台の成長が続く中国の先行きに対する関心は年々高まっている。2017年1月に発足した米・トランプ政権が「アメリカ・ファースト」を掲げ、環太平洋経済連携協定(TPP)やパリ協定から離脱するなど、世界のリーダーとしての役割を果たさなくなったことも、中国への期待を高める方向に作用した。中国がこうした期待に応えられるのか、それとも一部で指摘される覇権主義的な行動を加速させるのか、2期目に入った習近平政権のかじ取り次第で今後の展開は大きく変わるであろう。

こうした問題意識に基づき、本稿では、第2次習近平政権(以下、第2次習政権)の対外経済戦略、とりわけその中心と位置付けられた一帯一路構想に焦点を当て、1期目との違いを明らかにする。そのうえで、国際協力枠組みとしての一帯一路の進捗状況や中国と沿線諸国との経済関係の現状を整理し、主な成果と課題を指摘する。最後に、一帯一路の理想と現実とのギャップを埋めるため、どのような取り組みが必要かについて考察する。

第1節 一帯一路を中心とする対外経済戦略の変化

1. 第2次習近平政権の対外経済戦略の特徴

まず、2017年10月の第19回中国共産党大会の「政治報告」において、どのような対外経済戦略が示されたのか、その中心として進められてきた一帯一路構想を第2次習政権はどのように展開していくのかを整理する(表1)¹。

「政治報告」のなかで対外経済戦略は、外交および経済に関する方針を示した部分の両方で言及されている。外交方針をみると、対外開放は堅持しなければならない基本国策と明言している。

表1. 第2次習近平政権の対外経済戦略

項目	主な取り組み
基本方針	・対外開放の堅持
貿易	・量的拡大および質的向上の追求
	・高レベルの貿易自由化措置の実施
直接投資	・外資企業の合法的権益の保護、国内企業との同等待遇
	・市場参入規制の緩和
	・生産面を中心とする国際協力の拡大や企業の競争力強化に資するよう対外投資の手法を見直す
一帯一路	・対外経済戦略の中心
	・国際協力の新しい枠組み

出所:習近平総書記の「政治報告」(2017年10月18日)を基に日本総研作成

¹ 中国共産党新聞網 HP「決勝全面建成小康社会 奪取新時代中国特特色主義偉大勝利」(第19回党大会における習近平総書記の「政治報告」、<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1028/c64094-29613660.html>)。

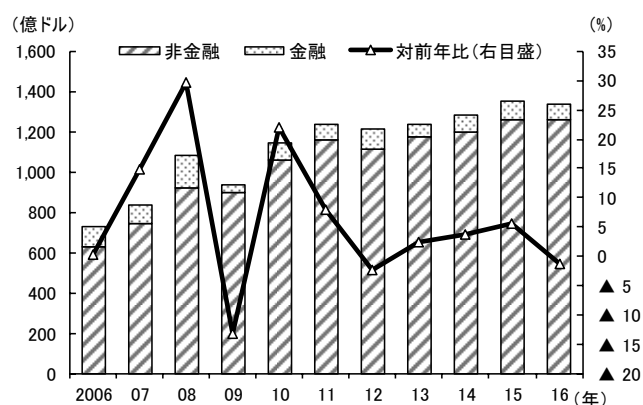
経済面の方針として、量的な拡大に加え、質的な改善にも取り組むことで強国を目指すプランが示された。この経済強国の実現に向け、習近平総書記は、①成長エンジンの転換(投資から消費、イノベーション)、②構造改革の推進、そして③対外開放の継続、の3点を不可欠な取り組みと位置付けた。

対外経済戦略の個別分野をみていくと、貿易面では、量的拡大と質的向上の両方を追求する方針が示された。この方針は、前述した経済全体の方針に沿ったものといえるが、高レベルの貿易自由化措置の実施も併せて表明されている。自由貿易圏の構築促進などの既定方針も含めて勘案すると、中国が高成長の過程で恩恵を受けた自由貿易体制の維持・強化に積極的に関与し、負担増にも応じる姿勢を表したと解釈できる。これに関しては、政治的な要因も指摘できる。国際的な影響力で世界をリードするとの国家目標の実現を鑑み、貿易の自由化を推進し、現行の国際経済秩序の維持・強化をアピールした方が海外から多くの支持を集め、保護主義的な通商政策にかじを切った米国に代わって世界のリーダーとなる可能性が高まるのではないかと。そうした判断から、貿易自由化に向けた取り組みをアピールしたとみられる。

直接投資については、対内、対外、どちらも重視する方針を改めて示した。そのうえで、対内直接投資関連では、「外資企業の合法的権益の保護」や「国内企業との同一待遇」を掲げた点が注目される。近年、対中直接投資の増勢は鈍化し、マイナスに転じることも珍しくない(図1)。こうした状況を踏まえ、習政権は、外資企業の懸念払しょく策を表明し、投資の回復を図ろうとしているのであろう。とはいえ、投資額の回復は重要ではあるものの、目的の一つに過ぎない。むしろ、外資企業の懸念払しょく策の本当の狙いは、国有企業改革や産業高度化に外資企業の参入を促すためと推測される。

対外直接投資関連では、手法(方式)の見直しを掲げたことが注目される。第19回党大会が行われる約2カ月前、中国政府は「海外投資に関する指導意見」を公表した²。そのなかでは、①一帯一路沿線諸国でのインフラ整備、②競争力のある生産設備の輸出、③エネルギー開発などへの投資を奨励項目に挙げる一方、不動産、ホテル、映画館、レジャー施設、ス

図 1. 対中直接投資



注：金融は銀行・保険・証券の3業種、非金融は製造業など、3業種以外を指す。

出所：国家統計局『中国統計年鑑』（各年版）、商務部『中国商務年鑑』（各年版）

² 中国政府 HP「關於進一步引導和規範境外投資方向的指導意見」（「海外投資に関する指導意見」、http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-08/18/content_5218665.htm）。

ポークラブへの投資を制限する方針が明記された。投機的な分野への投資を抑制する一方、奨励分野に誘導する選別的な政策を打ち出したと判断できる。こうした政策の継続に主眼を置き、第2次習政権は、対外投資方式の見直しを表明したとみられる。「政治報告」では、制限業種は例示されなかったが、生産面を中心とする国際協力の拡大や企業の競争力強化に資するよう対外投資を見直すと述べている。

2. 一帯一路構想に関する1期目との相違

2013年に習近平総書記自らが国家主席の肩書で、陸と海に新しいシルクロードを築こうと各国に呼びかけた一帯一路構想については、「政治報告」においても、引き続き対外開放策の中心と明記された。第13次5ヵ年計画(2016～20年)において、一帯一路を対外開放策のけん引役(「統領」)と明確に位置付けていたこともあり、1期目の方針が踏襲されたといえよう³。

その一方、第2次習政権の一帯一路構想は、第1次政権とは異なる点も見受けられる。2017年10月の第19回党大会を通じて明らかになった重要な相違点は、以下の三点である。

第1に、「一帯一路の推進」が共産党の規約に追加されたことである。規約には、組織運営などの規則に加え、党および党員の活動指針についても言及されている。しかしながら、指針で重点的に強調されているのは主として毛沢東思想をはじめとする指導理念であり、政治や外交、経済に関する言及は、全般的な基本原則の提示に概ねとどまっている。特定の政策(戦略)である一帯一路が規約に書き込まれたことは「極めて異例」であり、指導者の唱える構想から国家目標に格上げされたこと示す⁴。この規約改正に伴い、一帯一路は提唱者である習近平総書記の退任後も、長期にわたって取り組むべき課題に位置付けられたことになる。

第2に、一帯一路に関して従来よりも積極的な姿勢が示されたことである。2015年3月発表の「一帯一路に関するビジョンとアクション」(以下、「ビジョンとアクション」)では、一帯一路を「国際協力とグローバル・ガバナンスの新たなモデルの積極的な模索」とし、試行錯誤の段階であることを認めた⁵。

一方、第19回党大会の「政治報告」では、一帯一路を「国際協力の新しいプラットフォーム」と明確に定義し、「ビジョンとアクション」のような含みを持たせた表現は使われなかった。しかも、グローバル・ガバナンスに関する部分では、一帯一路の基本原則を表したスローガン「共に協議し、共にづくり、共に分かち合う(共商、共建、共享)」が中国のグローバル・ガバナンス観そのものであると主張した。以上の点を踏まえると、第2次習政権は、一帯一路が国際協力の新しい枠組み、さらには国際秩序の維持・強化につながるとの確信の下、取り組みを加速させようとしていると判断できよう。

³ 中国政府 HP「中華人民共和国国民経済和社会発展第十三箇五年規劃綱要」(第13次5ヵ年計画、http://www.gov.cn/xinwen/2016-03/17/content_5054992.htm)。

⁴ 青山瑠妙「「一帯一路」核に強国を志向」(『日本経済新聞』2017年11月8日付「経済教室」)。

⁵ 国家発展改革委員会 HP「推動共建絲綢之路經濟帶和21世紀海上絲綢之路的願景与行動」(「一帯一路に関するビジョンとアクション」、http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201503/t20150330_669162.html)。

第 3 に、国内地域振興策としての一帯一路の役割が強調されなくなったことである。程度の差こそあれ、「ビジョンとアクション」や第 13 次 5 カ年計画では、沿線各国との経済連携強化による地域(とくに内陸部)の振興を目指し、一帯一路を首都圏(京津冀)や長江経済ベルトと並ぶ、最上位の国内地域振興策と位置付けていた。「政治報告」においても、過去 5 年間の地域発展の具体的な成功例として、首都圏、長江経済ベルトとともに、一帯一路の推進を挙げている。ところが、今後の地域振興の進め方に関する部分では、首都圏や長江経済ベルトの発展に取り組むと明言する一方、一帯一路には一切言及しなかった。内陸部の振興に引き続き注力する方針は示されており、一帯一路の推進による国内地域振興のみが抜け落ちた格好である。単に説明を最小限にするためかもしれないが、中国経済の景気持ち直しを背景に、一帯一路に対する海外の不信感を取り除こうという判断がはたらいた可能性は高い。いずれにせよ、国内地域振興策の役割が強調されなかった結果、対外経済戦略の中心、国際協力の枠組みとしての一帯一路の側面を際立たせることになった。

第 2 節 一帯一路の進展と理想とのギャップ

一帯一路構想が提起されてから約 4 年が経過し、具体的な進展や成果がみられる半面、課題も表面化している。以下では、枠組みとしての進展度合い及び沿線諸国との経済関係を確認するとともに、前節で述べた理想や方針とは相容れない問題が生じていることを指摘する。

1. 協力枠組みとしての承認と機能の拡大

最初に、協力枠組みとしての一帯一路がどの程度認められているのか、機能面での拡充がどの程度進んだのかといった点を確認する。

例えば、中国の外交部が作成した『中国外交』を用いて、一帯一路構想の推進で中国と協力することを確認した覚書の締結状況(前年時点)をみると、2014 年の締結国として、カザフスタンやタジキスタンなど、4 カ国を記載している。2015 年は、この 4 カ国に加え、イラクやポーランドなど、五つの国を挙げた。そして、2016 年は、「40 以上の国と国際機関」との間で覚書を締結と述べている⁶。賛意の表明にとどまらず、一帯一路の枠組みの下で、中国との経済連携を強化し、自国(地域、世界)の経済を発展させたいという国や国際機関は着実に増えている。

全般的な連携強化にとどまらず、産業や貿易といった重点分野での協力を中国との間で約束する覚書の締結も年々増えている。とくに、カザフスタンとの間では、①具体的な協力業種等の確定、②同国との産業協力に特化したファンドの設立など、顕著な進展がみられる⁷。また、中国は世界 36 カ国に 77 カ所の産業協力パーク(境外経済貿易合作区等の総称)を開設しているが、その約 7 割は一帯一路沿線諸国に設置されており、一帯一路が産業協力パークの設置を促したと評価できよう。

⁶ 『中国外交』(2015 年版、2016 年版、2017 年版)。

⁷ 国務院新聞弁公室 HP「中哈産能合作快速推進 成果豐碩」

(<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwfbh/wqfbh/35861/36661/zy36665/Document/1551738/1551738.htm>)。

2017年5月の「一帯一路国際協力ハイレベルフォーラム」(以下、フォーラム)は、一帯一路構想が世界的に認められたことを示す出来事といえる。フォーラムは中国政府の主催で初めて開催されたが、日米を含む130以上の国(内、ロシアやインドネシアなど29カ国は、首脳が出席)が政府高官・与党幹部レベルの代表団を派遣した。国連、世界銀行、IMFなど、70以上の国際機関もフォーラムに出席した。海外出席者の顔ぶれから、構想に対する海外の関心(期待)の高さがうかがえる。

フォーラム期間中、中国は各国政府と一帯一路に関する協力覚書(パキスタンやミャンマーなど11カ国)や経済・貿易協力協定(ベトナムやスリランカなど30カ国)の署名、国際機関との一帯一路関連での協力推進文書等の調印を行うとともに、国際協力枠組みとしての機能向上に資する追加措置を発表した(表2)⁸。措置には、沿線諸国への対外投資や輸入の拡大目標も含まれており、一帯一路の推進に向けて負担増をいとわない習政権の意向が強く反映された内容となっている。

アジアインフラ投資銀行(AIIB)に関しては、進展や問題の改善が2017年に相次いだ。AIIBの設立協定が発効した2015年末時点の加盟国は57カ国であったが、17年3月以降、香港やカナダなどの新規加盟を立て続けに承認した結果、加盟国・地域数は84(17年12月時点)に増え、アジア開発銀行(ADB)の67を上回った。

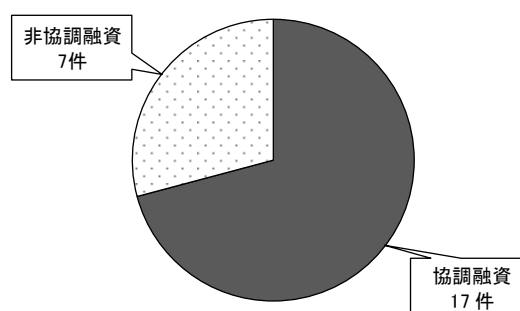
また、AIIBは発足当初より、国際的な格付会社から信用格付を得られず、国際金融市場からの資金調達に難しく、一帯一路沿線における膨大なインフラ需要に応えきれないのではという懸念が付きまとっていた。しかし、2017年に入り、AIIBは三つの主要格付会社から相次いで最上位の信用格付を獲得し、国際金融市場での債券発行が低金利で可能になった。2016年6月の初承認以降、AIIBは多くの融資案件で、世界銀行(グループ内別組織を含む)やADBなど、国際開発金融機関との協調融資を選択している(図2)。このようなノ

表2. 中国による一帯一路推進策

項目	主な措置
シルクロード基金	1,000 億元を追加出資
政策銀行による特別貸出枠	沿線でのインフラ整備や産業協力などの目的で、2つの政策銀行で計3,800 億元の特別貸出枠を設定
対投資・貿易目標	中国から沿線諸国への投資を今後5年間で1,500 億ドル、沿線諸国からの輸入は同じく2兆ドルを目標に
援助	今後3年間で少なくとも600 億元の援助を沿線の発展途上国に対して実施

出所：外交部「一帯一路国際協力ハイレベルフォーラム成果リスト」、各種報道および資料を基に日本総研作成

図2. AIIBの融資承認案件(2017年12月現在)



注：ADBなどの国際開発金融機関と行うことが明記されているものをのみを協調融資としてカウント。
出所：AIIB ホームページを基に日本総研作成

⁸ 外交部 HP 「「一帯一路」国際合作高峰論壇成果清單(全文)」(「一帯一路国際協力ハイレベルフォーラム成果リスト」、<http://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/t1461873.shtml>)、
商務部 HP 「推進「一帯一路」貿易暢通合作倡議發布 中国將從 2018 年起舉辦中國國際進口博覽會」
(<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201705/20170502575361.shtml>)。

ウハウの蓄積を優先する実務的な姿勢に加え、協調融資の際の融資額を他と同等以下に総じて抑えるなど、堅実な業務運営が高格付につながったとみられる。AIIB に付与された信用は、一帯一路構想に対する信用も高めたといえる。

2. 沿線諸国との経済関係は拡大基調

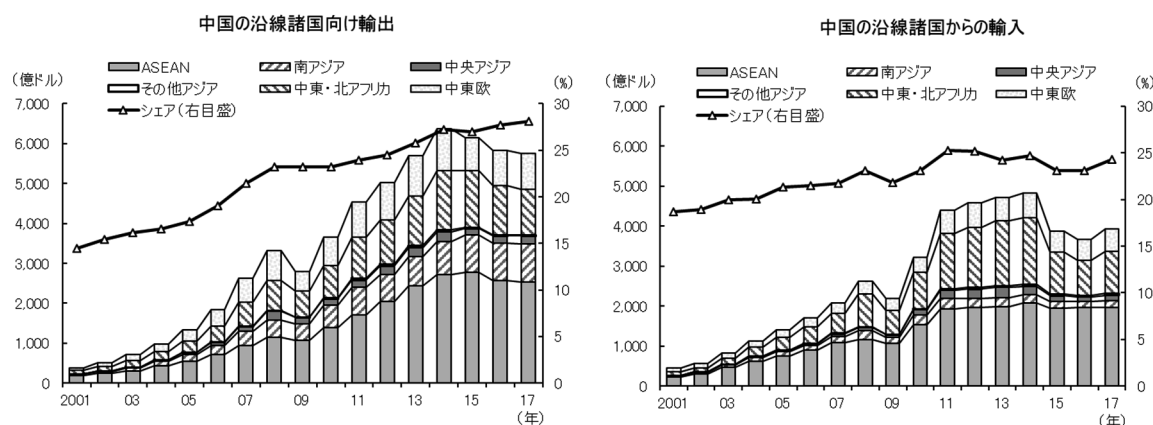
(1) 貿易

続いて、中国と沿線諸国との経済関係を①貿易、②FDI(海外直接投資)、③対外建設請負契約の三つに分け、それぞれの動向および一帯一路による効果の有無を確認する⁹。

貿易面では、一帯一路の進展に伴う押し上げ効果を指摘できる。

沿線諸国向け輸出は、2009 年、15 年、16 年を除き、2000 年代に入って拡大の一途をたどっている(図 3)。16 年の輸出額は 2 年連続で減少したものの、南アジア、中央アジア、中東欧が増加に転じたため、対前年比の減少率(▲5.3%)は全体(▲7.7%)よりも緩慢であった。結果、輸出総額に占める沿線諸国向けの割合は拡大基調を保ち、16 年は 27.7%に達した。中国が WTO に加盟した 2001 年と比べて 13.3%ポイント上昇している。

図 3. 中国と沿線諸国との貿易



注 1：シエアは、中国の輸出（輸入）総額に占める沿線諸国向け（から）の割合。

注 2：2017 年は、1～11 月。

出所：国家統計局『中国統計年鑑』（各年版）、Global Trade Atlas

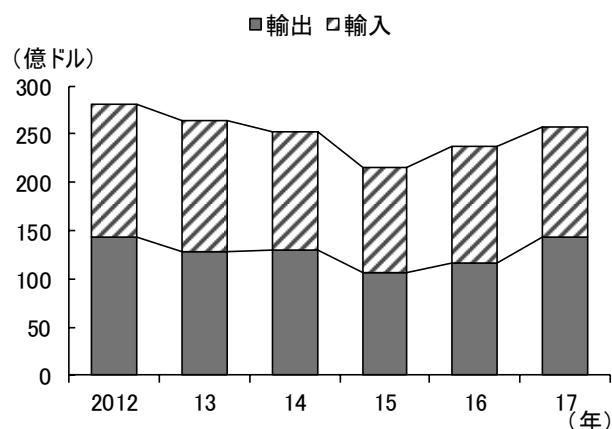
沿線諸国からの輸入は中国の総輸入と同様のトレンドをたどっているが、前年割れした 2009 年、15 年、16 年の対前年比の減少率は、いずれも全体を上回った。これは主として、資源価格の下落と中国経済の成長減速に伴う需要の減退が重なり、中東・北アフリカ(サウジアラビアなど)、中東欧(ロシアなど)の産油国からの輸入が大幅に落ち込んだためである。ただし、この 2 地域を除くと、15 年、16 年の輸入のマイナス幅は全体より小さくなり、全体に占める割合は上昇(16 年は 14.3%)した。一帯一路の推進に伴い、ASEAN や南アジア

⁹ 中国政府系シンクタンクの分析対象等を参考に、本稿では沿線諸国を 64 カ国と定義し、①ASEAN、②南アジア、③中央アジア、④その他アジア、⑤中東・北アフリカ、⑥中東欧、の 6 地域に分類した。

などとの経済的な関係が強化されたことで、こうした地域からの輸入(16年のASEANからの輸入は前年比プラス)が沿線諸国からの輸入の落ち込みを和らげたとみられる。

また、一帯一路の進展によって、中国と欧州の間の国際貨物鉄道輸送の需要が拡大し、便数の増加やルートの新設が相次いでいる。その結果、ドイツとの鉄道利用による貿易は急増し、2017年1～11月は前年同期の1.8倍の63.6億ドルと、遡及可能な1999年以降では最多となった。沿線諸国についても、ポーランドやチェコの鉄道利用貿易が急増するなど、成果はあがっている。ただし、沿線全体との鉄道を使った貿易をみると、2016年以降持ち直してはいるものの、直近のピークである2012年の水準を依然下回る(図4)。鉄道が中国の貿易輸送手段としてあまり使われていない現状(中国の貿易全体でみれば、鉄道利用は5%未満)もあり、一帯一路による鉄道利用貿易の拡大効果はいまのところ限定的といえる。

図4. 沿線諸国との貿易(鉄道利用)



注：2017年は1～11月。
出所：Global Trade Atlas

(2) FDI

FDIは、対外向けが好調な一方、対内(対中)直接投資は低調という、対照的な動きを示している(表3)。

表3. 中国と沿線諸国のFDI

中国から沿線諸国への対外直接投資

沿線諸国の対中直接投資

単位：億ドル

単位：億ドル

地域・国	2003年	2009年	2015年	2016年	地域・国	2001年	2006年	2011年	2016年
ASEAN	1.19	26.98	146.04	102.79	ASEAN	29.84	33.51	70.05	65.31
内、シンガポール	▲ 0.03	14.14	104.52	31.72	内、シンガポール	21.44	22.60	60.97	60.47
南アジア	0.11	0.61	10.75	7.06	南アジア	0.18	0.67	0.58	0.53
中央アジア	0.06	3.45	▲ 23.26	10.74	中央アジア	0.01	0.08	0.16	0.03
その他アジア	0.04	2.78	0.90	1.19	その他アジア	0.00	0.03	0.00	0.00
中東・北アフリカ	0.23	7.47	22.64	16.17	中東・北アフリカ	0.87	1.93	1.89	1.52
中東欧	0.38	3.99	32.23	15.44	中東欧	0.85	1.57	1.03	1.16
沿線諸国小計	2.02	45.28	189.29	153.40	沿線諸国小計	31.76	37.79	73.70	68.56
対外直接投資総額	28.55	565.29	1,456.67	1,961.49	対中直接投資総額	468.78	630.21	1,160.10	1,260.01

注1：四捨五入の関係で6地域を足し合わせた額と沿線諸国小計が一致しない場合もある。

注2：対外直接投資は、ネットのフローベース（マイナスは、当該年に投資先の国・地域で中国が出資した企業から親会社への逆向き投資がその国・地域への対外直接投資を上回る状態）、2003年は未発表の金融向けを含まず。

注3：対中直接投資は、銀行・証券・保険向けの投資を含まないベース。

出所：商務部等『中国対外直接投資統計公報』（各年版）、国家統計局『中国統計年鑑』（各年版）

中国の対外直接投資全体が拡大を続ける流れに沿って、沿線諸国向けも拡大基調で推移している。もっとも、その大半は ASEAN、とくにシンガポールに集中し、他の国への対外直接投資は概ね小規模にとどまっている。さらに、2016 年の中央アジア向けの投資が前年のマイナスからプラスに転じた。これは、同地域で最大の対中投資受け入れ国であるカザフスタン向けの投資の変動を反映したもので、中央アジア、中東・北アフリカ、中東欧地域向けの対外直接投資においては、当該地域の主要受け入れ国の増減が地域全体の趨勢を左右する傾向が顕著である。

沿線諸国からの対中直接投資は、全体よりも頭打ち傾向が早く顕在化した。その結果、対中直接投資全体に占める沿線諸国の割合は、近年縮小基調にある。2016 年は 5.4%と、直近のピーク時である 2013 年の 7.4%から 3 年間で 2.0%ポイント低下した。しかも、2016 年は、ASEAN3 カ国(カンボジア、ラオス、ベトナム)からの対中直接投資がゼロ、南アジアではインド以外、中央アジアではカザフスタン以外からの対中投資がゼロないしは 100 万ドル未満と低迷した。

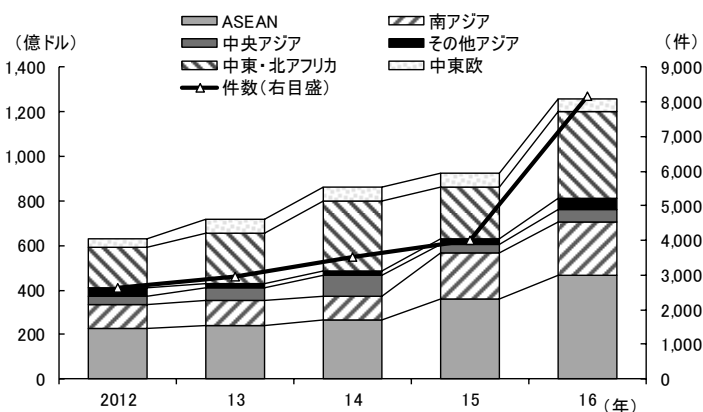
以上を総合すると、一帯一路による FDI の促進効果は、中国からの対外直接投資に限定され、対中直接投資における沿線諸国の存在感は低下していると判断できよう。

(3) 対外建設請負契約

対外建設請負では、2014 年以降の契約件数および契約額の拡大が注目される(図 5)。とくに、2016 年の一帯一路沿線諸国での契約件数は 8,158 件と、2015 年の 2 倍の規模になった。契約額は前年比 36%増の 1,260 億ドルと、対外建設請負契約額全体の伸び(同 16.2%増)を大きく上回っている。

これは、一帯一路構想の提起とその推進を契機に、潜在的なインフラ需要が掘り起こされ、プロジェクトが相次いで実施段階に入りつつあることを示す。契約された案件が着実に執行された場合、中国にとって外貨収入の持続的拡大に加え、ビジネスチャンスの獲得などのメリットが見込まれる。中国に工事を請け負わせた国にとっても、中国の協力で、構想段階にとどまっていたプロジェクトが動きはじめたのであれば、プラスと判断できる。

図 5. 中国の対外建設請負（一帯一路沿線諸国、契約ベース）



出所：商務部『中国商務年鑑』（各年版）

3. 理想とは異なる展開になったケースも

総じていえば、一帯一路構想は進展し、具体的な成果も増えている。その一方、一帯一路の沿線諸国で進められているプロジェクトのなかには、キャンセルや遅れが発生するとともに、当事者である中国側の対応が問題視されるケースも生じている(表 4)¹⁰。インドネシアの高速鉄道プロジェクトは、その典型例とされる。

表 4. キャンセルや遅れが指摘されるプロジェクト

国名	内容
インドネシア	用地問題や条件の見直しなどがネックとなり、受注した高速鉄道の工事が遅延
ミャンマー	環境破壊につながるとの批判から、ダム・水力発電所プロジェクトが中断
パキスタン	中国が協力を申し入れたダム建設について、所有権および運営権を中国に譲渡するのは国益に反すると判断し、受け入れを断念
ネパール	中国企業が不正な資金の流れに関与したとの疑いから、水力発電所建設での中国からの支援受け入れを断念し、発注先を変更

出所:『産経ニュース』(2017年12月28日付け、ネット配信記事)など、各種報道を基に日本総研作成

ジャカルターバンドン間の高速鉄道計画は、日中が激しい受注合戦を繰り広げた末に、2015年に中国案が採用された。ここまでであれば、一帯一路の成果として高く評価されていたであろう。ところが、用地問題や受注の決め手となった借款に対するインドネシア政府の保証を求めないという条件の見直しを申し入れたことなどがネックとなり、工事は遅延し、19年の開業は困難な情勢である¹¹。

その結果、インドネシア政府のみならず、受注を焦るあまり、リスクを十分検討せず、過度な好条件を提示した中国側の対応も批判されるようになった。ちなみに、インドネシアに提示した条件が引き合いに出され、タイ政府から高速鉄道計画での条件見直しを求められるなど、「同様のプロジェクトを展開する際の足枷」となっている¹²。インドネシア高速鉄道受注の際の手法は、中国自身にも悪影響をもたらしたといえよう。

他にも、地元住民の環境問題への懸念を無視して相手国政府に事業再開を迫る姿勢(ミャンマー)、ダムの所有権や運営権を中国側に譲渡という協力の見返り条件が国益に反すると判断(パキスタン)、中国企業が不正な資金の流れに関与した疑い(ネパール)等、中国側の対応がキャンセルや長期中断を誘発しているケースをいくつか挙げられる。

また、「中国債務の罠」が海外の対中警戒感を高め、一帯一路の進展を阻害しかねない点にも注意を払う必要がある。「中国債務の罠」とは、借入条件の緩い中国からの借款を受け入れたことで対中債務が膨張し、返済のために中国の提示する条件を飲まざるを得なくな

¹⁰ 「中国ゴリ押しに不信感、「一帯一路」難航 パキスタン、ネパールなど建設案件キャンセル 8.6 兆円」(『産経ニュース』2017年12月28日付、ネット配信記事)。

¹¹ 「中国「一帯一路」投資、東南アジアでは明暗 インドネシアで高速鉄道めど立たず フィリピンは追加支援狙う」(『産経ニュース』2017年5月12日付、ネット配信記事)、「高速鉄道、延長案が浮上 インドネシア、実現は不透明」(『日本経済新聞』2018年1月11日付)。

¹² 三浦[2017]P.38。

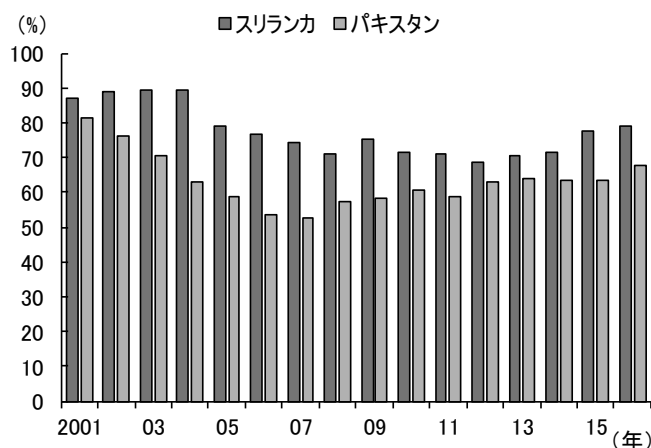
った状況を指す。この罠に陥った象徴的な事例として、スリランカのハンバントタ港プロジェクトがある。

このプロジェクトは、中国の大規模な借款を得て実施されたものの、施設はほとんど利用されず、スリランカの財政難もあって返済に行き詰った¹³。そこで、スリランカ政府は 2017 年、港の運営会社の 70%の株式を中国の国有企業に 99 年間貸与する契約を結び、その契約代金 11 億ドルを返済に充てることにした¹⁴。中国からすれば、借金の減免と引き換えに、インド洋を通る海上輸送の要衝に位置するハンバントタ港の長期運営権を手に入れ、自国の経済および安全保障の両面で大きなメリットを得た。他方、スリランカは、経済発展や自国の防衛に重要な役割を果たす港の一つを失ったうえ、80 億ドル以上とされる対中債務を今後も返済し続けなければならない¹⁵。

経緯をみる限り、問題の主因は、過剰なインフラ建設の推進や収支のバランスを軽視した財政運営など、スリランカ政府の対応にあると判断せざるを得ない。ただし、意図していたか否かは別として、中国側の積極的な支援が結果的に相手側の財政規律を弱めたことも事実である。

そして、「中国債務の罠」は、スリランカ限定の問題ではない。例えば、パキスタンの一般政府債務残高の対 GDP 比は近年、スリランカと類似した上昇傾向をたどっている（図 6）。また、IMF によると、カンボジアの二国間債務の内、中国が残高の約 70%を占める¹⁶。第 2 次習政権による一帯一路の進め方次第では、この 2 カ国のように、中国との経済連携を深める一方、財政状況の厳しい沿線諸国では、「中国債務の罠」に陥るリスクが上昇するとみ

図 6. 一般政府債務残高対 GDP 比



出所：IMF "World Economic Outlook" (2017 年 10 月)

られる。この問題は、友好的な協力関係の構築に寄与するはずの支援が反中感情を高め、ひいては反中の政権を誕生させる可能性があることから、中国にとってもリスクが大きい。

以上を勘案すると、一部のプロジェクトにおける中国側の拙速な対応や「中国債務の罠」の表面化は、中国と沿線諸国がともに発展する一帯一路の理念とかい離し、むしろ被援助国、ひいては国際社会の警戒感を高める可能性があるといえる。

¹³ 「スリランカ 港を中国に貸し出しへ 財政厳しく」（『毎日新聞』2017 年 2 月 7 日付）。

¹⁴ “China signs 99-year lease on Sri Lanka’s Hambantota port”, 11 Dec 2017. *FINANCIAL TIMES*.
当初は 80%の株式を貸与する予定であったが、国内の反発を受け、比率を 70%に減らした。

¹⁵ “Sri Lanka, Struggling With Debt, Hands a Major Port to China”, 12 Dec 2017. *The New York Times*.

¹⁶ IMF, *Cambodia Staff Report for the 2017 Article IV Consultation*
(<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2017/10/20/Cambodia-2017-Article-IV-Consultation-Press-Release-Staff-Report-and-Statement-by-the-45355>)。

第3節 一帯一路が望ましい展開に進むための条件

一帯一路が第2次習政権の掲げる国際協力の新しい枠組みとして評価され、機能するには、いくつかの条件を充たさなければならない。以下では、一帯一路が中国のみならず、沿線諸国、さらには世界全体にもメリットをもたらす望ましい展開に進むための条件を①協調路線を維持するための環境整備、②実務面での改善、の二つに大別し、それぞれの主要項目について考察する。

1. 協調路線を維持するための環境整備

一帯一路の推進において、海外の対中警戒感を和らげるための外交努力は欠かせない。とりわけ、対米・対日関係の改善が重要である(表5)。

対米関係改善に伴うメリットは、米国企業が一帯一路関連事業に参入しやすくなることである。AIIBへの加盟見送りやTPPの推進など、オバマ前政権の冷淡な対応もあって、米国企業は一帯一路関連事業への参入に総じて消極的であった。もし、習政権が対米関係の改善に取り組み、トランプ政権が一帯一路の推進

を黙認するところまで態度を軟化させることに成功すれば、GEとシルクロード基金がエネルギープロジェクトでの共同投資契約(2017年11月)のように、米国企業による一帯一路事業への参入が活発になると期待される¹⁷。米国企業にとってはビジネスチャンスの獲得、中国にとってはノウハウや資金の取り込みと、双方にメリットが大きい。

対日関係は最悪期を脱したものの、冷え込んだ状態が続いてきた。これがネックとなり、一帯一路構想の提唱以降、日本政府は同構想に対して距離を置き、日本企業も、一帯一路関連プロジェクトへの参加に総じて及び腰であった。

しかし、対日関係の改善により、そうした制約要因が解消された場合、省エネや環境対策の分野、第3国での中国企業との連携を中心に、日本企業は一帯一路関連プロジェクトに参加しやすくなる。また、一帯一路が実施段階に入った頃から、沿線諸国のインフラプロジェクトをめぐる、日中が激しく競い合う過当競争の様相も帯びてきた。こうした状況は、日中、さらにはプロジェクトの発注者である沿線諸国にとっても決して望ましいことではない。むしろ、対日関係の改善を進めた方が、受注獲得活動に伴う財政負担の増加は抑えられ、社会保障など、他の重要分野により多くの財政資金を投じることができる。負担増が財政運営面で軽微なレベルにとどまったとしても、海外案件に対する積極的な受注活動、さらには国際協力に対する世論の支持確保という意味でのプラス効果が見込まれる。もちろん、同様の理由で日本にもメリットがもたらされる。一方、支援を受ける側からすると、日中を含めた援助国による「分業」が行われた方が、担当プロジェクト間の相乗効果を通じて、より大

表5. 対米・対日関係改善のメリット

相手	想定される効果
米国	・米国企業が一帯一路関連事業に参入しやすくなる
日本	・日本企業が一帯一路関連プロジェクトに参加しやすくなる ・日本や他の支援国との間で沿線諸国のインフラ整備等での「分業」が可能に

出所：篠田（2015）、各種報道および資料を基に日本総研作成

¹⁷ 「シルクロード基金、GEとインフラ投資」（『NNA』2017年11月13日配信）。

きな経済的メリットを得られる¹⁸。産業構造や地理的な面でバランスの取れた経済・産業発展も進めやすい。これらのメリットを見込めることから、第 2 次習政権にとって対日関係の改善は、繁栄の恩恵を共に分かち合う理想の方向へと一帯一路を進めていくうえで重要な環境整備策の一つと位置付けられる。

2. 実務面での改善

第 2 次習政権が実務面での改善に取り組むことも、一帯一路を望ましい方向に展開させる原動力となる。主な改善策として、以下の 3 項目が挙げられる(表 6)。

第 1 に、企業への指導である。中国の対外直接投資は近年、地方政府系の企業や民間企業がけん引するようになった(図 7)。こうした企業は、中央政府との関係性が希薄なため、相手国との外交関係が特段配慮すべき事項と位置付けられず、海外事業展開で過度な自社第一主義に走りやすい。そうした傾向を勘案し、習政権には、海外進出経験のない地方政府系企業や民間企業が進出先の経済発展や環境保護に一層貢献するよう指導していくことが求められる。

第 2 に、沿線のインフラ整備資金の供給に関連した改善策の実施である。この改善策は、①AIIB、②中国独自の借款、の二つに分けられる。

AIIB が前節で指摘した加盟数の増加や高格付の獲得を根拠に、これまでの慎重な融資姿勢を転換する可能性は皆無ではない。2017 年の融資案件の承認ペースが前年を上回っていることは、そうした兆候の現れといえるかもしれない。議決権が最も多い中国が主導的な役割を果たし、慎重な融資姿勢を安易に放棄しないよう同行に働きかけ(チェックも含め)ていく必要がある。

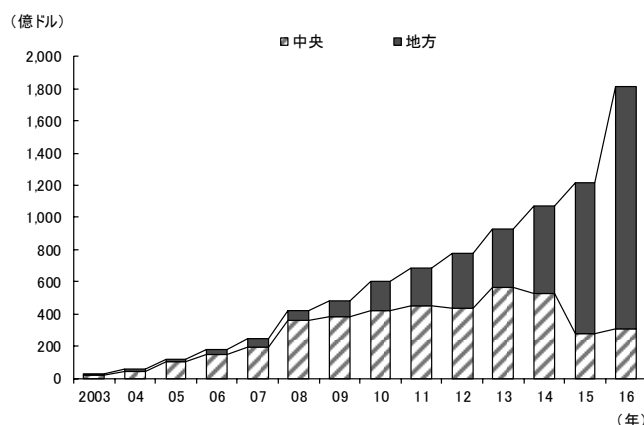
中国独自の借款については、プロジェクトの収益性を精査するとともに、被援助国の財政の持続可能性に対する一層の配慮が欠かせない。第 2 節で示した通り、中国が相手の経済発展等に資する目的で行った借款供与が放漫財政を誘発し、債務の膨張につながった可能

表 6. 実務面での改善策

対象分野	改善のポイント
企業への指導	・民間企業、地方政府系企業が海外で過度な自社第一主義に走らないよう指導の対象を拡大
インフラ整備資金の供給	・AIIB での慎重な融資スタンスの維持 ・借款供与の際に、被援助国の財政やプロジェクトの収益性も考慮

出所：各種報道および資料を基に日本総研作成

図 7. 中国の対外直接投資（投資主体別、金融向けを除く）



注：中央とは、国务院国有资产监督管理委员会管辖下の国有企業（中央企業）を指し、地方はそれ以外を指す。

出所：商務部等『中国対外直接投資統計公報』（各年版）

¹⁸ 篠田[2015]P.42。

性を否定できない。借款の供与に際し、条件を付けないことが中国の特徴であり、被援助国から歓迎される理由となっているが、その帰結が反中感情を高めることになれば、そもそも支援を行う意味はなくなる。反中感情は、一帯一路の推進にとっても悪影響をもたらす大きな要因であるため、第 2 次習政権には経済発展を積極的に支援する姿勢は維持しつつ、財政の持続可能性等含む相手国の事情や長期的な共存共栄を考慮する対応が求められる。

おわりに

本稿では、第 19 回共産党大会の「政治報告」で示された第 2 次習近平政権の対外経済戦略に注目し、1 期目に比べて協調路線を強めるなか、同戦略の中心である一帯一路構想を一段と重視し、国際協力の新しい枠組みとして進める方針であることを明らかにした。これまでの進捗状況を整理し、枠組みとしての信頼度や機能の高まり、沿線諸国との経済関係の拡大基調といった成果の半面、一部のプロジェクトにおける中国側の不適切な対応および対中警戒感の惹起などの課題も指摘した。

第 2 次習政権は、国家の人事や改革プランを 2018 年中に確定させ、第 19 回党大会で示した方針通りに対外経済戦略、一帯一路を積極的に推進するとみられる。こうした取り組みを一時的なものと過小評価した場合、アジアおよび世界の潮流変化を見逃しかねない。第 2 次習政権の対外経済戦略を適切に評価するには、沿線諸国との経済協力はどの程度進んだのか、本稿でも指摘した課題がどの程度解消されているのか否かといった点を追跡し続ける必要がある。

【参考文献】

(日本語)

- ・佐野淳也「地域振興策としての一帯一路」『中国の第 13 次 5 ヶ年計画と一帯一路戦略を中心とする対外発展戦略の国際経済への影響』国際貿易投資研究所、2017 年
- ・佐野淳也「一帯一路の進展で変わる中国と沿線諸国との経済関係」『JRI レビュー』Vol.4 No.43、2017 年 3 月(日本総合研究所)
- ・篠田邦彦「新シルクロード(一帯一路)構想とアジアインフラ投資銀行(AIIB)ーインフラ整備や産業振興を通じた中国の広域経済開発戦略」『アジア研ワールド・トレンド』No.235、2015 年 5 月号(日本貿易振興機構アジア経済研究所)
- ・習近平『習近平 国政運営を語る』北京、外文出版社、2014 年
- ・三浦有史「理想と現実のギャップが鮮明となる中国の一帯一路ー 走出去はリスク回避の安全運転へ」『環太平洋ビジネス情報 RIM』Vol.17 No.66、2017 年 8 月(日本総合研究所)

(中国語)

- ・中華人民共和国外交部政策企画司編『中国外交』北京、世界知識出版社、2015 年、2016 年、2017 年

第3章 中国国有経済の現状と変化の方向

一般財団法人 キヤノングローバル戦略研究所
研究主幹 岡寄 久実子

第1節 国有企業改革の変遷

1. 漸進的な改革の展開

1978年12月、中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議(11期三中全会)において、改革開放政策の推進が決定されてから約40年、中国の国有企業は「社会主義市場経済」の重要な構成要素として目覚ましい変貌を遂げている。しかしながら、改革に対する既得権益保持者等の抵抗も小さくなく、国有企業改革の最大の目標である経営効率の向上に関しては、十分な成果は上がっておらず、いずれの政権においても、抜本的な構造改革の実行が求められる状況が続いている。

徐(2008)は、79年から2000年代中頃までの国有企業改革の変遷を、3段階に分けて整理している。すなわち、①計画経済のもとで、国有企業に経営自主権を与える試みが展開された第1期(79～84年)、②計画経済部分を縮小させ、市場調節部分を拡大させるなかで、所有権と経営権の分離という原則に従って、経営責任制が試験的に導入された第2期(84～91年)、そして、③「社会主義市場経済体制の確立」を目標に掲げ、企業経営メカニズムの抜本的改善が追求された第3期(92～02年)、という整理である(表1)。

表1. 1979～2002年の国有企業改革に関する主な政策措置等

時期／経済体制改革の スローガン	主な政策措置
第1期(79～84年) スローガン：「計画経済を主とし、 市場調節を補助的に用いる」	・ 79年、利潤留保制の実施（利潤の一部を企業内に留保し、自主的な判断で設備投資や福利厚生に用いることが可能に） ・ 83年、「利改税」の試験的導入（利潤上納制から納税制へ）
第2期(84～91年) スローガン：「社会主義商品経済」「計画経済と市場調節の有機的結合」	・ 政府の国有企業管理方式の転換（指令的管理から、価格、税金、補助金、銀行金利等の経済的手段による誘導方式へ） ・ 86年、「経営請負責任制」の導入（経営自主権の付与）
第3期(92～02年) スローガン：「社会主義市場経済体制の確立」	・ 92年、「全人民所有制工業企業経営メカニズム転換条例」の制定（企業自主権の拡大） ・ 93年、「現代企業制度」確立の提唱（「法人財産権」、経営自主権、出資者の権利、破産条件の明確化） ・ 93年、「公司法（企業法）」の公布 ・ 95年、「抓大放小（大をつかみ、小を放つ）」政策の提唱（重要大型企業の株式会社化・グループ化、小型企業の民営化）

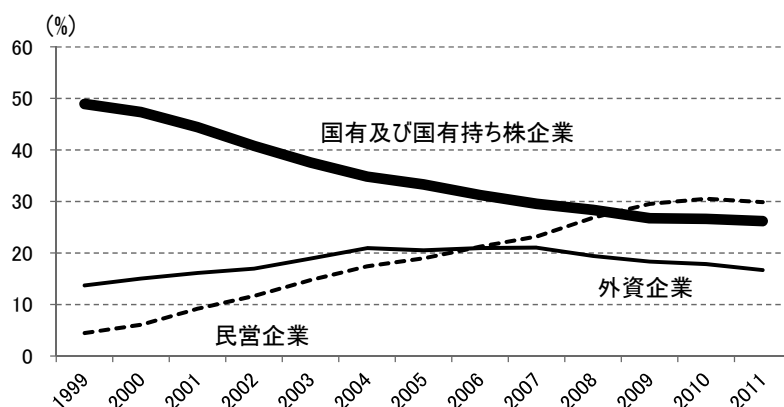
出所：徐（2008）、樊（2003）

やや単純化して説明すると、90年代までの中国の国有企業改革は、企業の経営自主権を段階的に拡大し、生産活動における経営者と従業員の積極性を引出し、企業の生産能力と経営効率を向上させることを目指していた。この間、積極的な外資導入に加え、郷鎮企業等の集団所有制企業や民営企業の成長もあって、中国の生産能力は質量ともに格段に増強された。しかしながら、政府(とくに地方政府)が自らの監督管理下にある国有企業に「社会の安定」への貢献を期待し続けたため、雇用削減を伴う改革はあまり進展せず、国有企業の赤字体質に大きな改善はみられなかった。

2. グローバル金融危機と「国進民退」

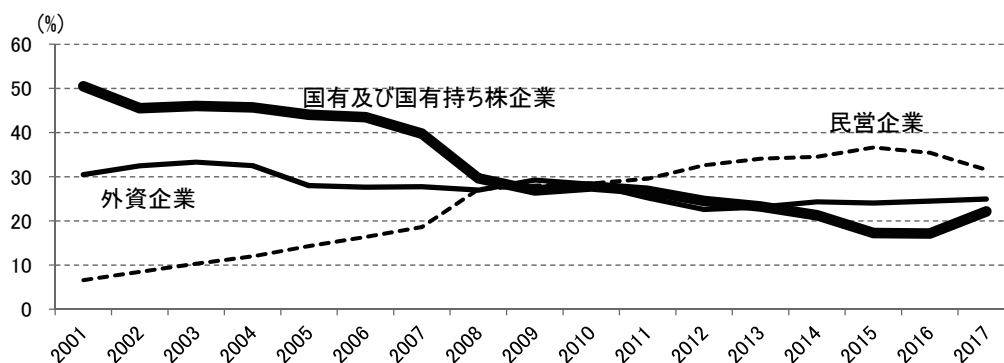
2000年以降、工業分野では民営企業が急速に成長し、工業総生産額全体に占める国有企業のシェアは大幅に低下した(図1)。また、利潤総額に占める国有企業のシェアも、15年頃まで低下傾向を辿り続けた(図2)。

図1. 中国の所有形態別工業総生産額の全体に占める割合の推移



出所：CEIC China Premium Database

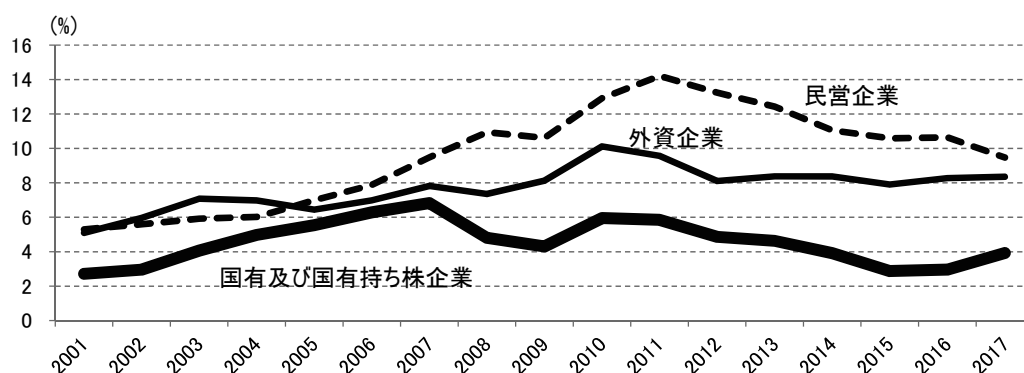
図2. 中国の所有形態別工業企業利潤総額の全体に占める割合の推移



出所：CEIC China Premium Database

民営企業の成長は政策当局にとっても好ましいことであったが、問題は国有企業の経営効率が悪化したことであった。例えば、国有企業の総資産利益率はもともと民営企業や外資企業に比べて低かったが、08 年以降、両者との格差は拡大してしまった。国有企業は政策的支援を受けて獲得した大きな資産を十分に活かしていない、あるいは、採算を度外視した投資により不稼働資産を抱え、財務内容を悪化させていたと考えられる。08 年以降、一部で「国進民退」と呼ばれる現象が目立つようになったが、その動きは国有企業全体の収益力向上を伴うものではなかったのである(図 3)。

図 3. 中国の所有形態別・総資産利益率の推移



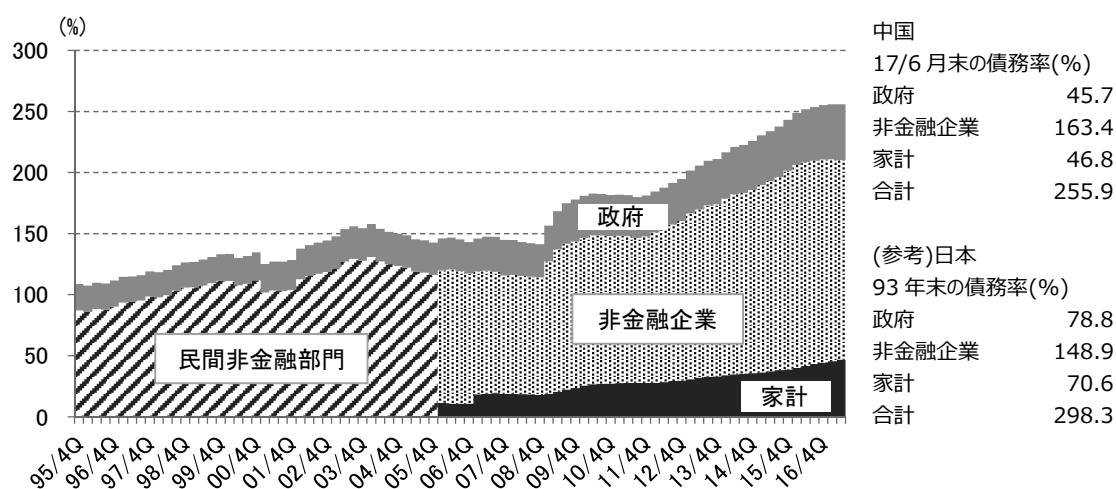
出所：CEIC China Premium Database

なお、丸川(2015)は、09 年以降、国内総生産(GDP)のなかで国有企業による生産が占める比率は高まったが、この間も鉱工業生産における国有企業の割合は下落を続けていたとの推計に基づき、「国進」は主に第 3 次産業で起きていたとみなしている。この点については、賈・項(2015)も、2000 年代後半には、「航空、エネルギー、鉄鋼、不動産等の分野において、地方政府の介入の下、経営困難に直面した民営企業の市場からの退出が重なった」と説明している。民営企業は相対的に規模が小さいこともあって、景気変動の影響を受けやすく、グローバル金融危機後の業況の落ち込みは激しかったものの、「重厚長大」以外の製造業分野においては、民営企業の競争力が国有企業に比べて押し並べて大きく低下したということはなかった模様である。

関(2010)は、「国進民退」の背景には、①輸出依存度の高い民営企業はグローバル金融危機の打撃がより深刻であったうえ、国有企業ほど手厚い政府支援を受けられなかった(政府支援を受け、国有企業の落ち込みは相対的に小さなものに止まった)、②09 年初に発表された十大産業振興計画は大型国有企業主導の合併・買収(M&A)による企業再編を奨励した、③08 年 11 月に発表された「4 兆元の景気刺激策」はインフラ投資に集中していたが、当該分野は国有企業がほぼ独占していた、④政府の政策に応じ、銀行融資は民営企業よりも国有企業に流れた、といった動きがあったと指摘している。

「4兆元の景気刺激策」を受け、地方政府や国有企業は投資を積極化させたが、それと同時に両者の債務も急増し、数年後にはその返済負担が重くのしかかることになった。11年以降、中国の非金融部門債務残高の対GDP比率が急増し、国際通貨基金(IMF)や国際決済銀行(BIS)などの国際機関が警鐘を鳴らすようになったが、債務主体の中心は地方政府と国有企業であった(図4)。国有経済部門(主として国有企業と地方政府関連機関)は、民営部門に比べて手厚い政策支援を受けたにも関わらず、それを業況改善に有効に活かすことができなかった。この現象は、国有企業のコーポレート・ガバナンスのあり方をはじめとする、経営体質の改善を求める議論を呼び起こした。

図4. 中国の制度部門別債務残高の対GDP比率の推移



出所：国際決済銀行（BIS）“total credit statistics” December 2017

3. 習近平政権の取り組み

13年11月、中国共産党第18期三中全会は「改革を全面的に深化させることに関する若干の重大問題に関する決定」を採択、停滞感が強まっていた経済制度改革に、党として本格的に取り組むことを宣言した。国有企業改革については、「公有制を主体とし、多種類の所有制経済が共に発展する基本的経済制度は、中国の特色ある社会主義制度の重要な支柱であり、社会主義市場経済制度の土台である」ことを確認したうえで、①混合所有制経済の推進(国有企業の株式や資本の一部を私営及び外資企業に売却する、国有資本が民営企業に出資する)、②国有資本管理体制の整備(政府は出資者として国有資本の監督に徹する)、③現代的企業制度の整備、が主な目標として掲げられた。この3点はいずれも03年の16期三中全会でも言及されており、新味があるものではなかったが、過去に例をみない投資効率の低下を懸念する習近平政権は14年以降、これら課題に対する取り組みを加速させた(三浦[2015])。

全国各地の国有企業に対する実地調査を経て、15年9月、共産党中央委員会と国務院は「国有企業改革を深化させることに関する指導意見(以下、「15年指導意見」)」を公表、20年までの国有企業改革のガイドラインを提示した。また、同月中には、共産党中央委員会に

よる「国有企業改革を深化させる中で、党の指導を堅持し、党の建設を強化することに関する若干の意見」と、国務院による「国有企業が混合所有制経済を発展させることに関する意見」も公表され、国有企業改革に対する政権の強い意志が表明された。

さらに同年 10 月には、共産党第 18 期五中全会が開催され、第 13 次五カ年計画(16～20 年)の策定に関する党の提案が採択された。当該文書に書き込まれた国有企業改革に関する提案は、上述の 3 文書に沿ったものであり、当該提案を織り込んだ五ヵ年計画案は、16 年 3 月の全国人民代表大会(国会に相当)で採択された。

第 2 節 2020 年に向けた国有企業改革の目標と現状

1. 「15 年指導意見」で示された改革の方針

「15 年指導意見」は、①分類管理、②現代企業制度の整備、③国有資産管理体制の整備、④混合所有制経済の発展、⑤国有資産流出の防止・監督強化、⑥共産党による指導の強化、⑦改革のための環境整備の 7 点を、国有企業改革の主な柱として打ち出した。関根(2015)は、「15 年指導意見」の特徴は、「従来の監督当局による国有企業そのものに対する管理モデルから、資本に着目した管理モデルに転換し、資本の効率性を追求する点にある」と指摘している。

分類管理とは、国有企業を商業類と公益類に分類し、それぞれの性質に応じた異なる目標を設定し、改革を推進するといった考えに立ったもので、競争の拡充と公共サービスの向上という相矛盾しかねない要素のバランスを確保する意図がみてとれる(表 2)。

表 2. 国有企業の種類管理の概要

	改革の目標	資本構成	重点評価基準
商業類 商業競争類 (市場競争が十分に進んでいる業界・分野の企業)	・ 株式法人化 ・ 非国有資本を含む出資者の多元化	・ 絶対的支配、相対的支配、マイナー出資のいずれも可	・ 経営業績指標 ・ 国有資産価値の増加 ・ 市場競争力
特定機能類 (国家安全・国民経済にとって重要な業界・分野の企業)	・ 自然独占業界に対しては、行政機能と企業管理の分離、行政機能と資本管理の分離、コンセッション方式、政府の監督を主な改革対象とする ・ 公共資源の市場化	・ 国有資本による支配を維持 ・ 非国有資本による株式保有を奨励	・ 経営業績指標 ・ 国有資産価値の増加 ・ 国家戦略への貢献度 ・ 国家安全と国民経済運営への貢献度 ・ 特殊任務の遂行状況
公益類 (民生保障、社会サービス、公共品・公共サービスを提供する企業)	・ 市場メカニズムの導入 ・ 公共サービスの効率と能力の向上	・ 国有独資形式の採用可 ・ 投資主体の多様化を適宜推進 ・ サービスの購入・コンセッション方式・委託代理等による非国有企業の経営参加を奨励	・ 経営業績指標 ・ 社会による評価

出所：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司(2015)、関根(2015)

現代企業制度の整備については、法人化の推進、グループ企業全体の上場、コーポレート・ガバナンスの強化、上級管理職の選抜任用制度の改善、賃金報酬制度の見直し(専門人材による経営の推進)等が、課題として掲げられている。

国有資産管理体制の整備について、「15年指導意見」は「資産及び人事管理から資本管理への転換を図る」とし、国有資本投資運営会社の設立を推奨している。これは、国有資本投資運営会社が国有資産監督管理委員会に代わって、国有企業の株主として企業を監督することにより、企業の意思決定に対する行政的な介入を排除しようとする試みとも言える。また、「国有資本経営予算管理制度」を整備し、20年までに国庫上納率を30%に引き上げ(納税能力を向上させる)、それを社会保障や民生の改善に利用することを目指すとしている。

混合所有制とは公有制と非公有制が混在する制度のことで、習近平政権は混合所有制改革を国有企業改革の突破口と位置付けている。「15年指導意見」は、混合所有制改革の進め方について、①非国有資本の国有企業改革への参画、②国有資本の非国有企業への出資、③混合所有制企業における従業員持ち株制度の試行を挙げ、幅広い展開を期待している。

2. 中央国有企業の再編

中国財政部が統計対象としている国有企業数は、14年末時点で約16万社(内訳：中央政府管下企業5.4万社、地方政府管下企業10.6万社)。中央政府管下企業のうち、国有資産監督管理委員会が直接管理している超大型企業(以下、中央直轄企業)は、同年末時点で113社あったが、その総資産残高は全国有企業の4割近くを占めていた(表3)。中国政府は、国有企業は将来的には、「国家の安全に関わる産業、重大なインフラと重要な鉱産資源、重要な公共財・サービスを提供する産業、支柱産業とハイテク産業の基幹的な企業」に集中すべきと考えているが、中央直轄企業の主要業務はほぼその範疇に入っている。

表 3. 監督部門別・国有企業数と総資産残高

	全国	中央政府管下		地方政府管下
			うち国資委管下	
14 年末企業数	16.1 万社	5.4 万社	113 社 (17 年末) 98 社	10.6 万社
14 年末総資産残高	102.1 兆元	53.7 兆元	38.7 兆元	48.4 兆元
17 年末総資産残高	151.7 兆元	75.1 兆元	54.5 兆元	76.6 兆元

出所：財政部、国有資産監督管理委員会（国資委）、一部新聞報道

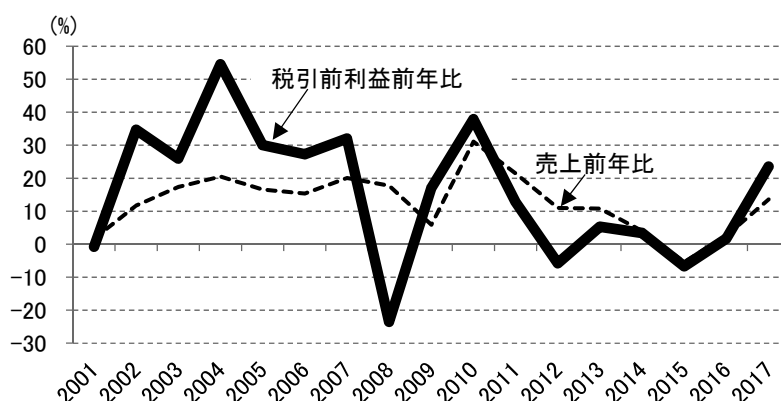
14 年頃から中国政府は中央直轄企業の再編に乗り出したが、三浦(2015)は、その動きは中国の「一帯一路」イニシアティブや「中国製造 2025」ビジョン(2025 年までの同国製造業の競争力強化が目標)と密接につながっている面があると指摘している。中国政府は、国内外の大型プロジェクトを受注するためには企業規模の拡大が有効である一方、同業企業の合併により中央直轄企業どうしの消耗的な受注競争を回避し得ると考えた模様である。

国有資産監督管理委員会・改革局の幹部は、17年8月、「ここ数年、国有資産監督管理委員会は実力のある企業どうしの合併を進めてきた。なかでもプラント製造や電力、鉄鋼、海運、建築資材、観光などの分野での企業再編を推進し、資源集約によって企業の体力を増強するとともに、無秩序な競争と重複経営を減らすことに取り組んできた。さらに石炭や電力などの産業チェーンにおける上下流の企業再編を奨励し、シナジー効果を狙っている」と説明している(17/8/31日、中国国際放送局ウェブサイト)。

3. これまでの取組みに対する評価

18年1月、財政部は17年通年の国有企業の経営概況を発表した。全国の国有企業の売上は前年比+13.6%、税引き前利益は同+23.5%と、総じて良好な結果となった(図5)。また、国有資産監督管理委員会も別途記者会見を開き、17年の中央直轄企業の売上は前年比+13.3%、税引き前利益は同+15.2%と、こちらも「穏やかな伸び」を示したと評価した。政府に近いシンクタンクの研究者は、この状況をみて「国有企業改革推進の効果が表れ始めた」と評価している(18/1/24日チャイナネット)。中央直轄企業数が5年間で117社から98社まで減った点に注目し、「大型国有企業の再編が進んだ」と高く評価する声も出ている。

図5. 国有企業の売上及び税引き前利益の動向



出所：CEIC China Premium Database

もともと、経営指標の改善傾向が定着するか否かについては、見方は分かれており、過剰生産能力及び過剰債務の削減に関しては、未だ十分な成果は得られていないとの評価が少なくない。とくに企業の破産については、企業サイドだけでなく、地方政府、融資銀行、裁判所ともに消極的なスタンスを示しがちで、問題企業の「市場からの退出」はなかなか進んでいないとの指摘がある。

地方政府幹部は、社会の安定や雇用の確保、そして自らの人事考課が脅かされることを嫌い、企業を極力救済しようとしがちである。銀行も、不良債権の抑制が銀行にとっての最重要課題のひとつとされる中、融資先企業の破産は貸出債権を損失債権として処理しなければならなくなるため、裁判所への破産申請を躊躇う傾向がある。そして裁判官自身も、複雑

な問題処理に対する力量と経験不足を懸念し、地方政府に意見を求めたり協力を仰いだりすることが少なくない、との指摘がある(財新[2017])。

地方政府絡みの債務問題については、一定の進展がみられている。14 年以前の地方政府は、原則として独自の資金調達を禁じられていたため、地元の強い経済成長期待に迫られた際に、インフラ建設資金の不足を補う目的で、政府会計から独立した法人(「地方政府融資平台公司」と総称、以下、地方融資平台)を設立し、銀行借入や社債発行を通じた資金調達を進めさせるようになっていた。地方融資平台の債務は 08 年末の「4 兆元の景気刺激策」とともに急増、その過程で地方政府が非合法的保証の提供などを通じて返済責任を負うケースも増え、問題が複雑化していた。15 年以降、地方政府が責任を負うべきインフラ投資資金については、地方政府が自ら債券を発行し資金調達を行うことが認められるようになり、債務リストラが進展している。地方融資平台の多くは国有企業に分類されているため、この動きが大きければ、非金融企業債務の減少と地方政府債務の増加という流れが生じるはずであるが、その動きは限定的なものに止まっている。地方政府プロジェクト絡みの債務問題の解消については、なお時間がかかるとの見方が主流であるように窺われる。

第 3 節 今後の課題

1. 国有企業改革の大方針

17 年 10 月に開催された中国共産党第 19 回全国代表大会における中央委員会報告に際し、習近平総書記は、「社会主義市場経済制度の改善を加速する」との目標を掲げた段落で、国有経済の管理について、国有資本の管理に重点を置いた手法に転換する改革(既に進行中の改革)を推進し、国有経済構成の改善、構造調整、戦略的リストラ、国有資産価値の保全と向上に注力すると述べた。そして、国有資本を「より強く、より優良に、より大きく」することを目指し、同時に国有資産の流失を防止すると宣言した。

続いて、国有企業改革については、混合所有制経済を発展させ、グローバルな競争力を有する世界一流の企業を育成するとの目標を掲げた。併せて、市場参入に関してネガティブリスト方式を全面的に実施し、統一された市場で公平な競争が行われる環境を整備し、民営企業の発展を支援するとも述べている。

共産党中央の政策方針としては、世界に通用する国有大企業の育成に努める一方で、国家の安全保障及び重要戦略部門以外の分野では、民営企業の発展(国有企業の民営化を含む)を推奨する意図があるように窺われる。

なお、三浦(2017)は、①混合所有制企業の売上利益率は国有独資企業に比べれば高いが、民営独資企業に比べれば低く、伸び悩みが顕著であるほか、②混合所有制企業の総資産回転率は民営独資企業を大きく下回り、国有独資企業に近く、③資産負債率も混合所有制企業と国有独資企業の間に大きな差がみられない、といったデータをベースに、混合所有制企業の経営効率を向上させるためには、単に資本の相互参入を促すだけでは不十分で、パフォ

ーマンスの良い民営企業が経営の主導権を握り（民営資本の持ち株比率が国有資本のそれを上回り）、優れたアイデアやノウハウを経営に反映させる必要があると指摘している。

18年1月、国有資産監督管理委員会の会議が開催され、主要国有企業の改革に関する年度方針が討議された。会議では、中央直轄企業の再編及びいわゆる「ゾンビ企業」の処理について、重点的に討議が行われた模様である。企業再編に関しては、具体的な企業名もいくつか取り沙汰されており、今後の動きが注目されている。

2. 地方政府・銀行との関係

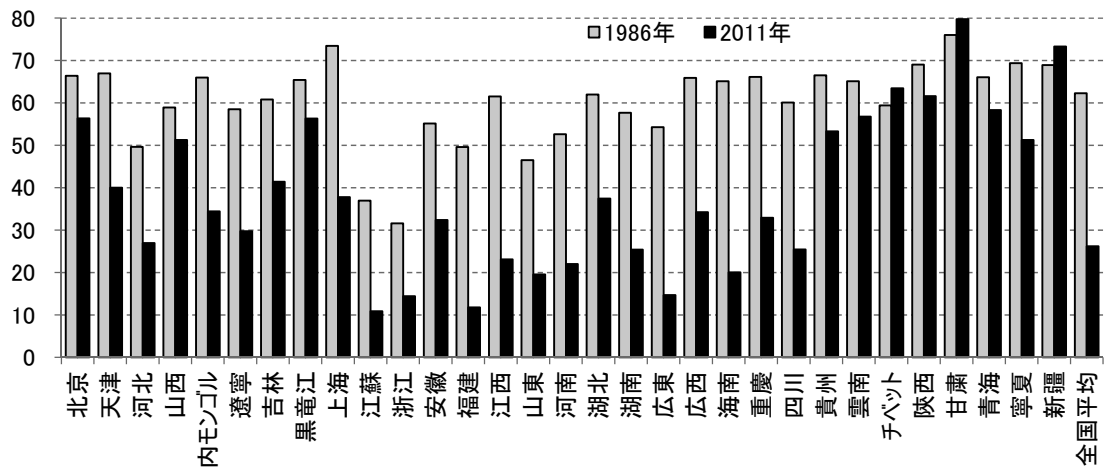
地方ベースの国有企業については、地方政府の介入を排除しきれんかどうか、重要なポイントとなろう。この関連では、各地方幹部の業績評価に際して経済成長率等を重視する人事考課制度は既に廃止されていると言われているものの、経済成長は地域の雇用安定や消費拡大をもたらし、民心を明るい方向に誘導するだけに、地方幹部の思考パターンを変革するのは容易ではない模様である。

この面では、国有資産監督管理委員会の地方拠点から委託を受けた国有資本投資経営会社が、株主として国有企業に経営効率の向上を求めていくことにより、地方政府による不合理な介入を排除することが期待されている。もっとも、国有資本投資経営会社の幹部の構成如何では（例えば、行政部門からの派遣が多いようだ）、実態を大きく変えることは難しいかもしれない。国有企業の株主を多様化させるためにも、市場メカニズム重視の機関投資家の育成が重要である。

資金を提供する銀行についてみると、主要大銀行は株式上場を経て、地方政府からの介入に対抗する力をつけているとみられているが、地方支店などはやはり地元政府の意向に逆らいにくい面があるとの指摘が、頻繁に市場関係者等の間で話題に上っている。銀行のコーポレート・ガバナンスの強化は、国有企業改革にとっても重要である。

なお、中国は広大な国土と膨大な人口を有する大国であるが、国有企業の地場経済への影響度合いは省によって大きな相違がある。一例として、省ごとの工業総生産に占める国有工業企業による総生産額の割合を86年と同統計での補足が可能な11年で比較してみると、全国平均は86年の62.3%から11年の26.2%へと大きく低下している（図6）。しかし、大型国有企業の本社が集中している北京市はもともと同比率が高い（86年66.4%）うえ、25年間の変化率は10.1パーセントポイントに止まっている。一方、外資企業や民営企業の躍進が目立つ広東省では、同比率が37.0%から10.9%へと低下している。また、新疆ウイグル自治区のように国有比率がむしろ上昇している（86年68.9%→11年73.3%）地域もある。11年についてみると、同比率が最大だったのは甘粛省（79.7%）、最低だったのは江蘇省（10.9%）であった。しかも、産業の構成（主力産業とその発展度合い）も大きく異なっていると考えられる。こうした状況から、中国において地域経済の効率的発展を実現するための手法は一様ではあり得ないことが理解できる。

図 6. 工業総生産額に占める国有工業企業による総生産額の割合



出所：CEIC China Premium Database

3. 企業の主体性の喚起

国有企業改革の推進に際しては、経営陣と従業員の自発的・積極的な関与が何よりも重要である。改革を進めることによってどういった利益が得られるのか、その点が明確にならないと、関係者の積極性を引出すことは難しいだろう。混合所有制経済の展開の将来像として、従業員持ち株制度のような案も出ているが、改革のメリットを具体的に個々人にイメージできるようにすることが大切であろう。

80年代当初と異なり、経済成長が成熟段階に向かう中、小さな改革が個々人の収入増につながることを明確にイメージさせることは、なかなか難しいと思われるが、少なくとも改革の意義を個人レベルで納得できるような広報活動が重要であるように思われる。

また、物流の発展に伴い、省を超えた業界内の情報交換の重要性が益々高まっているように感じられる。企業間の公正な競争環境を保持したうえで、業界内で中国全体ひいては世界における需給バランス等について当事者たちが意見交換を行うことは、合理的な生産調整の実現にプラスに作用するのではないかと。

この面に関しては、メディアによる報道のあり方についても、検討する意味があるかもしれない。多様な意見がオープンに交わされることは、最終的には改革に対する国民の理解に繋がることを期待できる。

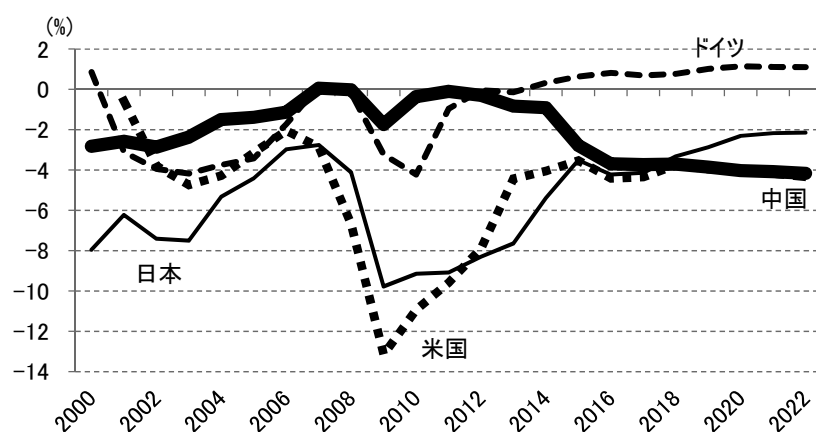
4. 社会保障制度の整備

国有企業に限らず、企業のリストラを推進するに当たっては、社会保障制度を整備することも重要な課題である。工業企業については失業保険制度がかなり整備されてきているが、支給基準額などの見直しが必要ではないか。また、国有企業の養老年金制度はかなり手厚いことで知られているが、その合理性について疑問の声も上がっている。現在の社会保障制度は

省単位の運営となっている部分が大きいが、省を超えた人の移動をより円滑に行えるようにするためには、省と省の間の連携が欠かせない。既に試験的取組みは始まっているが、そもそも大量の人の流入を好まない省や直轄市もあり、新しい制度構築には時間がかかりそうである。

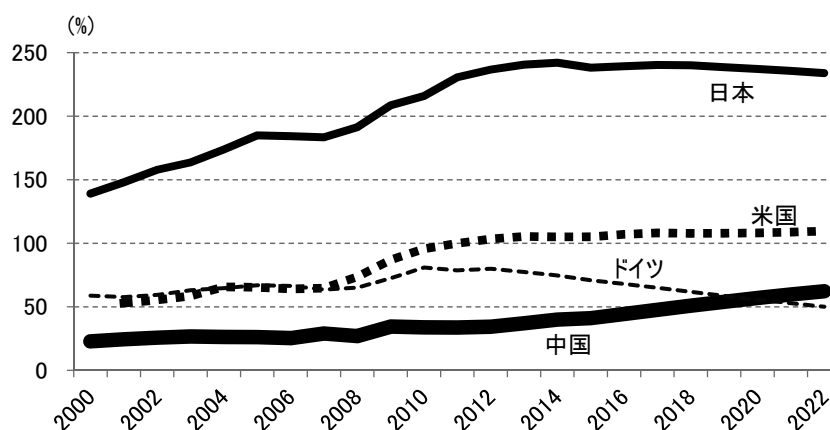
中国政府の財政は国際比較でみると、相対的に健全であると評価されているが、近年財政赤字や政府債務残高は拡大傾向にある(図 7、8)。従って、社会保障制度の拡充に際しては、財源の検討を精緻に行う必要がある。中国内の一部には、今後、政府が保有する国有企業の株式を市場に放出することにより、社会保障費用は十分に賄えるとの見方がある。一方で、国有企業の現有資産に対する評価が甘い可能性に注目し、そうした見方には賛成できないとの指摘もある。信頼度の高いデータに基づいた制度設計が求められている。

図 7. 主要国の財政赤字の対 GDP 比率の推移



出所：IMF World Economic Outlook Database Oct. 2017

図 8. 主要国の政府債務残高の対 GDP 比率の推移



出所：IMF World Economic Outlook Database Oct. 2017

5. 統計整備と情報の開示

中国の金融経済に関する統計整備は、同国の WTO 前後から顕著な改善をみせているが、同国の経済・社会の変化がより速く、より大きいこともあって、現状把握に有益なデータの開示はなお限定的なレベルに止まっている。国有企業問題にかかわらず、監督当局を含む関係者が変化をタイムリーに察知するためには、統計の整備が重要である。また、仮に当事者と監督当局間ではしっかりと情報共有がなされているが、公開はされていないというようなデータが多すぎると、何らかの危機的な兆候が表れた際に、市場あるいは社会が憶測に基づく非合理的な行動に走るおそれがある。危機発生時に機密情報が適切に管理されることは極めて重要であるが、それとは別に、経済社会を構成する人々に合理的な思考を促すためには、マクロ的な統計の整備が欠かせない。

経済統計、とくに企業経営に関する統計は、企業サイドからの協力がなければ編纂できない。統計編纂部門は、企業関係者に統計作成の意義を理解してもらう努力をすることはもちろん、作成した統計を社会に還元し、その有用性を広く実感してもらう工夫を凝らすべきであろう。統計の整備と開示が広がれば、国内外の専門家等からの斬新な提言が出てくることも期待できるのではないか。統計は、市場メカニズムを機能させるための極めて重要な要素でもある。

【参考文献】

賈涛・項安波「国有企業地位的変遷与經濟増長動力的变化」張文魁等『国有企業改革与中国經濟増長』北京、中国財政經濟出版社、2015 年

関志雄「高まる“国進民退”への批判―“国退民進”こそ中国が目指すべき方向―」経済産業研究所「中国経済新論：实事求是」2010 年(<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/100203-1ssqs.html>)2017 年 1 月 20 日アクセス

財新「破産難何解」『財新週刊』2017 年 12 月 25 日号

徐春陽『中国所有権改革の研究』東信堂、2008 年

関根栄一「習近平指導部の下で初めて公表された中国・国有企業改革の青写真」『野村資本市場クォーターリー 2015 Autumn』2015 年(野村資本市場研究所刊)

樊綱『中国 未完の経済改革』関志雄訳、岩波書店、2003 年

丸川知雄「国家資本主義から混合所有制経済へ向かう中国」『比較経済研究』52 巻第 1 号 2015 年(比較経済体制学会刊)

三浦有史「中国の国有企業はどこに向かうのか―成長の持続性を左右する改革の暫定評価―」『RIM 環太平洋ビジネス情報』Vol.15 No.58、2015 年(日本総合研究所刊)

三浦有史「混合所有制改革は中国経済を強くするか」『アジア・マンスリー』2017 年 11 月号(日本総合研究所刊)

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司「国有企業改革の指導意見がようやく公布～企業の管理から資本の管理へ」『BTMU(China)経済週報』2015 年 9 月 30 日 第 271 期

第4章 「一帯一路」と人民元の国際化

日本大学 経済学部
教授 露口 洋介

はじめに

2017年5月14日、15日の2日間、北京において「一帯一路国際フォーラム」が開催された。130か国以上が参加し、そのうち29か国は首脳が参加した。日本からは自民党の二階幹事長が率いる代表団が参加した。北朝鮮代表団も参加する中、開幕当日の朝に北朝鮮がミサイル打ち上げ実験を行うなど、軍事・外交面でも注目されたが、本稿では、金融面で注目すべき点として人民元の国際化との関係を論じてみたい。

第1節 一帯一路政策の金融面での進展

2016年3月に開催された全国人民代表大会において採択された第13次5ヵ年計画では「人民元の国際化」と「一帯一路」政策の推進がそれぞれ取り上げられており、同時に推進すべき課題と見られている。しかし、両者の関係はそれほど明確なものではなかった¹。

「一帯一路」政策は陸のシルクロード経済帯(一帯)と海上シルクロード(一路)沿線国家と中国の間で、貿易、投資、金融、文化など多方面での協力を内容とするものである。第13次5ヵ年計画では、その推進においてアジアインフラ投資銀行(AIIB)や新開発銀行(BRICS銀行)、中国独自で設立したシルクロード基金などを活用し、さらに国際機関や、金融機関との協力を強化するとの方針が示された。

習近平国家主席は、2017年5月の国際フォーラムの開闭幕式典におけるスピーチで、「一帯一路」における金融面での中国のこれまでの施策について、アジアインフラ投資銀行(AIIB)が一帯一路沿線国に対して9件、合計17億ドルの貸出を実施しており、シルクロード基金は40億ドルの投資を行ったと述べた。さらに中東欧16か国との間で金融持株会社を設立したとも述べている。

AIIBは“一帯一路”沿線諸国などのインフラ投資の資金を融資する国際金融機関である。57か国が創設メンバーとなり、中国財政部は、2015年12月25日にAIIBの設立を宣言した。その後2017年5月には加盟国が77か国に拡大した。2017年末では、AIIBの貸出案件は合計24件、39億ドルが承認済みとなっている(表1)。

¹ 露口(2017a)。

表 1. AIIB 承認済み案件

承認時期	借入国	案件	融資形態	融資金額 (百万ドル)	協調融資先	協調融資額 (百万ドル)
2016 年 6 月	インドネシア	スラム地域再開発	協調融資	216.5	世界銀行	216.5
	タジキスタン	高速道路	協調融資	27.5	欧州開発銀行	62.5
	パキスタン	高速道路	協調融資	100.0	アジア開発銀行 (ADB)	100.0
					英国国際開発省	34.0
	バングラデシュ	配電網の整備	単独融資	165.0	—	—
2016 年 9 月	パキスタン	水力発電所拡充	協調融資	300.0	世界銀行	390.0
	ミャンマー	ガスタービン発電所	協調融資	20.0	国際金融公社 (IFC) ADB 商業銀行	不明
2016 年 12 月	オマーン	鉄道	単独融資	36.0	—	—
	オマーン	港湾施設	単独融資	265.0	—	—
	アゼルバイジャン	天然ガスパイプライン	協調融資	600.0	世界銀行	800.0
					欧州開発銀行・欧州 投資銀行	1,800.0
2017 年 3 月	インドネシア	地域インフラ開発ファンド	協調融資	100.0	世界銀行	100.0
	インドネシア	ダム運営技術	協調融資	125.0	世界銀行	125.0
	バングラデシュ	天然ガス施設	協調融資	60.0	ADB	
2017 年 5 月	インド	配電網の整備	協調融資	160.0	世界銀行	240.0
2017 年 6 月	グルジア	道路	協調融資	114.0	ADB	114.0
	インド	インフラ・ファンド	単独融資	150.0	—	—
	タジキスタン	水力発電	協調融資	60.0	世界銀行	225.7
					ユーラシア開発銀行	40.0
	インド	道路	単独融資	329.0	—	—
2017 年 9 月	エジプト	太陽光発電	協調融資	19.0	IFC	150.0
	インド	送電網	協調融資	100.0	ADB	50.0
	IFC	新興アジア・ファンド	協調融資	150.0	IFC	150.0
	フィリピン	洪水防止	協調融資	207.6	世界銀行	207.6
2017 年 12 月	インド	鉄道	協調融資	335.0	欧州開発銀行	583.0
	オマーン	ブロードバンド施設	総額 467.0 負担割合未定			
	中国	大気汚染対策	単独	250.0	—	—

出所：AIIB

また、シルクロード基金は、中国独自のインフラ投資ファンドとして 2014 年 12 月に設立された。中国人民銀行が主導し、資本金は 400 億ドル、当初資本金は 100 億ドルである。人民銀行の易綱副総裁によると、シルクロード基金 2017 年 3 月末までに 15 件のプロジェクトを成約し、投資承認金額は約 60 億ドルに達した。投資対象には沿線国家であるロシア、モンゴル、中央アジア、南アジア、西アジア、北アフリカ、ヨーロッパなどの諸国となっている。これ以外にシルクロード基金は単独で 20 億ドルを出資し、中国・カザフスタン産能協力ファンドを設立している²。

習主席はさらに、今後の方針として、シルクロード基金の資金を 1000 億元拡大すること、金融機関による 3000 億人民元規模の海外ファンド業務展開を奨励すること、中国国家開発銀行と中国輸出入銀行がそれぞれ 2500 億元、1300 億元の一带一路向け貸出を行うことを挙げ、一带一路のインフラ建設に対する資金面での支援を強化することを表明した。また、AIIB や BRICS 銀行、世界銀行その他の多国間開発金融機関との協力を進めて、「一带一路」関連プロジェクトを支援し、関係部門と協力して一带一路融資ガイドラインを作成する方針を明らかにした。

これらの施策と、人民元の国際化との関係をみると、現段階では、AIIB やシルクロード基金の沿線国プロジェクト向け融資はドル建てで行われており、対象地域における中国の影響力は増加するであろうが、これまでのところは直接的に人民元の国際化につながるものではない。今後、AIIB やシルクロード基金が人民元建てで資金調達を行い、人民元建ての融資を沿線国向けに行うようになり、また国家開発銀行などが人民元建ての融資を増やしていけば人民元の国際化に貢献するが、これらの施策だけであれば、人民元国際化との関係は部分的なものであり、習主席のスピーチでもこれらの施策と人民元の国際化を直接結びつけてはいない。

第 2 節 人民銀行による人民元国際化

1. 人民銀行幹部の発言

一方、2017 年 5 月の「一带一路国際フォーラム」では、人民銀行によって「一带一路」と人民元の国際化の関係がより幅広くかつ具体的に提示された。人民銀行の周小川行長(総裁)は、今回のフォーラムの中で 5 月 14 日にスピーチを行っており、その内容が人民銀行のウェブサイトに掲載された³。その中で、「一带一路」の沿線国との間で投融資の領域で協力することが望ましいとして、以下のような協力の具体的な内容を挙げている。

² 「易綱副行长解读丝路基金相关成果」新華社 2017 年 5 月 16 日

³ 「周小川行長在“一带一路”国际合作高峰论坛“促进资金融通”平行主题会议的发言」中国人民銀行 2017 年 5 月 14 日

- ① 開発性金融を運用して、「一帯一路」の資金調達を支援する。

「開発性金融」というのは、中国でインフラ建設など公共性のあるプロジェクトに対して、政府の補助に依存せず、収益も確保しながら長期的に持続可能な融資を行う金融を示す用語として使われている。これに対して「政策性金融」は同じく公共性のある投資プロジェクトに対し、政府からの補充などにより収益を多少犠牲にしても融資する金融を意味している。

周総裁は、「一帯一路で実施されるプロジェクトは資金回収が長期にわたり、必要な資金の規模も巨大であるなどの特徴があり、開発性金融が重要な機能を果たす」と述べている。

- ② 商業銀行のネットワーク化を促進し、貿易投資により良い金融サービスを提供する。

コルレス銀行網やシンジケートローン、プロジェクト融資、などの金融サービスネットワークの形成を推進することが必要と述べられている。

- ③ 金融インフラの相互の接続を強化し、マイクロ・ファイナンスの発展を促進する。

コミュニティ・バンク、インターネット金融などのマイクロ・ファイナンスの分野では、中国は農村信用社やスマホ決済を核としたマイクロ金融の経験が豊富であり一帯一路沿線国家とこのような実績を共有できる。また中国銀聯カードは世界 160 の国と地域でクロスボーダーの支払決済ネットワークを構築しており、一帯一路沿線国家の多くの国に対して優れた決済サービスを提供していることが指摘されている。

- ④ 「一帯一路」において現地通貨を積極的に使用する。

これはドルなど第三国通貨ではなく域内の自分たちの通貨を使おうということの意味しており、直接的に人民元の国際化進展を意味するものである。

周行長はそれによって域内の貯蓄を直接利用することが可能となり、通貨交換のコストを低めることもでき、金融リスクも抑制できると指摘している。そして、現地通貨の利用については中国の経験が利用できるとして、具体的に中国がこれまで行ってきた人民元と相手国通貨の間の通貨スワップ協定、人民元と相手国通貨の直接交換取引、人民元クリアリング銀行の設置、人民元のクロスボーダー決済システム(CIPS)などを挙げている。さらに、「一帯一路」の協力の中で共同して現地通貨の使用を拡大する方策を検討していきたい、と述べている。

また、同じく人民銀行の易綱副行長(副総裁)は、フォーラム開催に先立ち 5 月 11 日付けで人民日報のインタビュー⁴に応じ、「一帯一路」のために長期安定的な金融支援を行うことが重要であると述べている。そのインタビューの中で現地通貨の利用に関する中国の経験は「一帯一路」において、既に大きな進展を遂げているとして、中国は沿線国家のうち 21 か国との間で現地通貨間の通貨スワップ協定を締結済みであり、6 つの国が人民元適格海外機関投資家制度(RQFII)の投資枠を獲得していることを指摘している。

⁴ 「易綱：为一带一路提供长期可靠金融支持」 人民日报 2017 年 5 月 11 日

2. 通貨スワップ協定

以下、人民元の国際化につながる域内通貨の利用のための各種施策について見てみよう⁵。

中国人民銀行は、2008年12月、韓国との間で人民元と韓国ウォンの1800億元相当を限度とする通貨スワップ協定を締結した。通貨スワップ協定とは、例えば韓国で人民元が必要となったとき、韓国の中央銀行である韓国銀行が中国人民銀行に韓国ウォンを提供し、換わりに人民元を受け取るという協定である。その後、香港、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、英国、カナダなどと立て続けに締結した。人民銀行のウェブサイトには、2017年7月末で中国と通貨スワップ協定を締結している32か国、合計3兆510億元のスワップ協定のリストが掲載されており(図表2)、マレーシア、タイ、シンガポールなど海のシルクロード沿線国家や、ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタン、タジキスタンなど陸のシルクロード沿線国家が含まれている。

表2. 中国と各国の人民元建て通貨スワップ協定(2017年7月末)

	国名	署名時期	金額		国名	署名時期	金額
1	韓国	2008.12	3600 億元	18	ハンガリー	2013.9	100
2	香港	2009.1	4000	19	ECB	2013.10	3500
3	マレーシア	2009.2	1800	20	スイス	2014.7	1500
4	ベラルーシ	2009.3	70	21	スリランカ	2014.9	100
5	アルゼンチン	2009.4	700	22	ロシア	2014.10	1500
6	アイスランド	2010.6	35	23	カタール	2014.11	350
7	シンガポール	2010.7	3000	24	カナダ	2014.11	2000
8	ニュージーランド	2011.4	250	25	スリナム	2015.3	10
9	モンゴル	2011.5	150	26	アルメニア	2015.3	10
10	カザフスタン	2011.6	70	27	南アフリカ	2015.4	300
11	タイ	2011.12	700	28	チリ	2015.5	220
12	パキスタン	2011.12	100	29	タジキスタン	2015.9	30
13	UAE	2012.1	350	30	モロッコ	2016.5	100
14	トルコ	2012.2	120	31	セルビア	2016.6	15
15	オーストラリア	2012.3	2000	32	エジプト	2016.12	180
16	ウクライナ	2012.6	150				
17	英国	2013.6	3500	合計			30510

出所：中国人民銀行

これらの通貨スワップ協定は「貿易投資を促進すること」を目的としている。これは、例えば、オーストラリアの輸入業者が人民元で中国の輸出業者に支払う契約を結んでいると

⁵ 以下の各施策についての詳細は露口（2017b）参照。

きに、オーストラリア所在の銀行が人民元を調達できずに支払いが滞るという事態を回避するために、そのバックアップとして中央銀行間で通貨スワップ協定を締結しておき、人民元建て決済に対する安心感を高めるという効果を持つ。従って、2 国間で自国通貨同士の通貨スワップ協定を締結すると、米ドルなど第 3 国通貨に依存せず、お互いの通貨で貿易決済を行うことが促進され、人民元の国際化に貢献することとなる。日本も、ASEAN と日中韓 3 国の間で合意されたチェンマイ・イニシアティブの下で、中国や韓国との間で通貨スワップ協定を締結したが、これはアジアの金融為替市場で国際収支危機など混乱が生じた場合に市場を安定化するため短期の流動性供与を図ることが目的であり、上記の中国が各国と結んでいるスワップ協定とは性格が異なる。

3. 直接交換取引

例えば中国の輸入業者が日本の輸出業者に輸入代金を支払う場合に、円建てで送金しようとして、中国の銀行に人民元預金を円に交換するよう依頼した場合、中国の銀行は実需に基づくものであることをチェックした上で交換に応じ、顧客企業の円口座に円を振り込む。銀行は、為替リスクを回避するため銀行間市場で人民元売り円買いの取引を行うが、円と人民元の取引が充分活発でなければ、同じタイミングで同じ量の人民元を買って円を売ろうとする相手銀行を探すのは困難である。その結果、銀行は通常、人民元を売ってまずドルを買い、次にドルを売って円を買うという 2 つの取引を行うこととなる。これは日本側でも同様である。このような状況では、円と人民元の交換はコスト高となるし、また、間にドルを挟むことによって最終的な決済がニューヨークで行われることとなり、人民元を引き渡した後、ドルを受け取るまで時差があるというリスクも負っていた。そこで、2011 年 12 月に北京を訪問した野田佳彦総理が、温家宝首相に対し円・人民元直接交換取引の実現を提案し、日中両国はそれを内容に含んだ「日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化」に合意した。

本合意に基づき、2012 年 6 月 1 日に、東京市場と上海市場で円・人民元直接交換取引が開始された。中国では銀行間為替売買取引は上海の中国外貨交易中心（CFETS）での取引に集中されている。中国当局は 2012 年 6 月 1 日以降、円・人民元取引専門のマーケットメーカー制度を導入し、邦銀 3 行を含む 10 行を指定した。この 10 行は常時、円・人民元取引の売値と買値を提示し、取引に応じる義務を負うことになった。これによって、円・人民元の直接取引を希望する他の銀行は、銀行間市場において取引相手を常に見つけられることとなった。また、人民元の対円基準レートも従来の円・ドルレートと人民元の対ドル基準レートによって算出する方法ではなく、マーケットメーカーからの報告で直接算出する方法に改められた。

一方、東京市場では 2021 年 6 月 1 日以降、大手銀行がブローカー経由のボイスブローキングの体制を整え、円・人民元取引の売値と買値を自主的に常時提示する形で、円・人民元直接取引が開始された。

円・人民元直接交換の開始によって、円と人民元の交換コストが低下し、中国では 2012 年 6 月初に大手銀行が公表している顧客向けの円・人民元売買レートの参考値の中間値からの乖離(売買手数料)が従来の 0.4%から一斉に 0.35%に引下げられた。また日本でも 2012 年 7 月から 8 月にかけて大手銀行が公表している対顧客円人民元売買の手数料が従来の片道 40 銭～50 銭が 30 銭に引下げられた。これらは、中国で円を、日本で人民元をより使いやすくする効果を持つ。このように自国通貨間での直接交換取引の実施は、米ドルの使用を抑制し自国通貨の国際化に資するものであり、人民元の国際化に貢献する。

人民元との直接交換は円以前にもマレーシアリングットとロシアルーブルについてそれぞれ 2010 年 8 月、2010 年 11 月から行われていたが、メジャー通貨との直接取引は円とのものが始めてであり、これ以降、人民元と相手国通貨間の直接取引は、中国が各国と金融協力協定を締結する際の重要な要素となった。2017 年 12 月末時点で、21 通貨について人民元との直接交換取引が行われている。すなわち、円、ユーロ、英ポンド、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、シンガポールドル、スイスフラン、マレーシアリングット、ロシアルーブル、カナダドル、南アフリカランド、韓国ウォン、UAE ディルハム、サウジアラビアリヤル、ハンガリーフォリント、ポーランドズロチ、デンマーククローネ、スウェーデンクローナ、ノルウェークローネ、トルコリラ、メキシコペソである。

4. 人民元クリアリング銀行

人民元クリアリング銀行は当初、香港とマカオに設置されていたが、2013 年 2 月にシンガポールに設置されてから、各国に設置が認められ始めた。2016 年 9 月にニューヨークとモスクワに、2016 年 12 月に UAE のドバイに認められて、この時点でロンドン、フランクフルト、ソウルなど 23 カ国・地域に設置が認められている。一帯一路沿線国家としてもすでにカタール、マレーシア、タイなどが含まれている。現時点で日本には設置が認められていない。香港のクリアリング銀行は直接人民銀行の決済システムである CNAPS (China National Advanced Payment System) に接続し、中国本土の銀行間市場で直接取引主体となれる。その以外のクリアリング銀行は自行の中国本土の本店など経由で CNAPS に接続し、銀行間市場で取引を行っている。これらのクリアリング銀行はオフショア人民元の中国本土との送金経路と言う機能を有し、所在地における人民元取引が便利になるという効果がある。

5. 人民元適格海外機関投資家制度(RQFII)

2011 年 12 月にまず香港において中国当局によって適格機関投資家に認定された投資家が人民元を使って中国本土に送金して中国国内の人民元建て証券に投資する限度額の枠が設定された。これを人民元適格海外機関投資家制度(Renminbi Qualified Foreign Institutional Investors: RQFII)と呼ぶ。その後、2013 年に英国、シンガポールにも RQFII

枠が設定され、2016 年 12 月に枠が設定されたアイルランドまで 18 カ国・地域に RQFII 枠が設定されている(表 3)。日本はまだ RQFII 枠を得ていない。一帯一路沿線国家としてはシンガポール、カタール、ハンガリー、マレーシア、UAE、タイなどが含まれている。

表 3. 人民元建て適格外国機関投資家 (RQFII) 枠

	国名	限度額
1	香港	5000 億元
2	英国	800
3	シンガポール	1000
4	フランス	800
5	韓国	1200
6	ドイツ	800
7	カタール	300
8	カナダ	500
9	オーストラリア	500
10	スイス	500
11	ルクセンブルク	500
12	チリ	500
13	ハンガリー	500
14	マレーシア	500
15	UAE	500
16	タイ	500
17	アメリカ	2500
18	アイルランド	500
合計		17400 億元

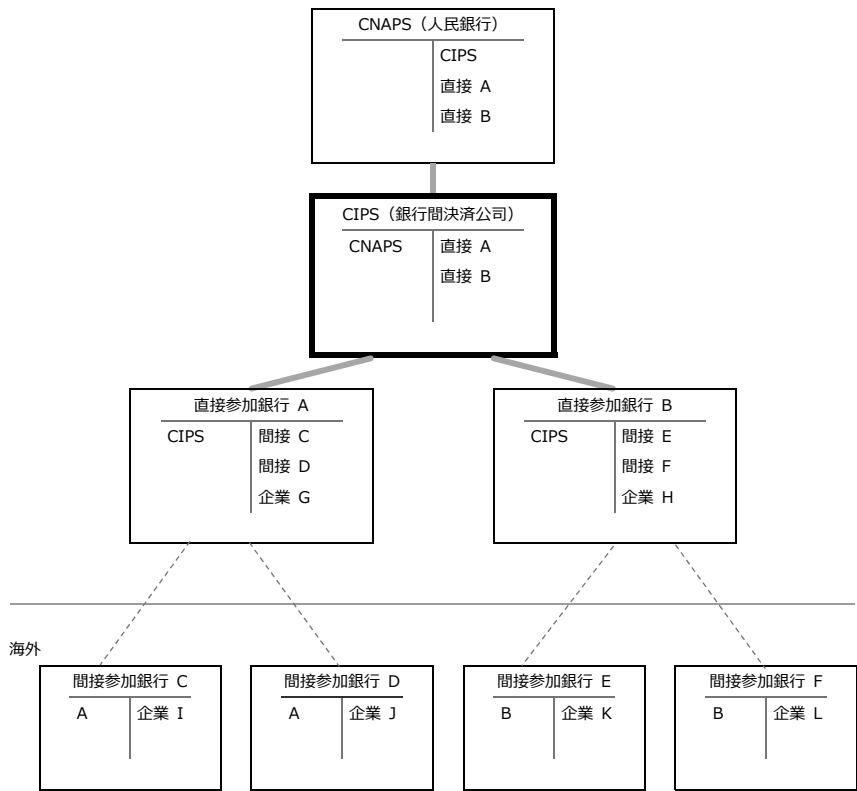
出所：中国人民銀行

6. 人民元クロスボーダー決済システム

2015 年 10 月 8 日には人民元クロスボーダー決済システム (Cross-Border Interbank Payment System : CIPS) が稼働した。2015 年 9 月 15 日に設立されたクロスボーダー銀行間支払い決済(上海)有限公司が運営している。海外の間接参加銀行は中国国内の直接参加銀行を通じて、人民元建てのクロスボーダーの貿易決済、直接投資、融資、個人送金などの送金決済を行うことができる。これらの取引に関連して生ずる直接参加銀行間の決済は直接銀行が CIPS に開設した口座間の振替で行われる。それによって生ずる資金過不足は、国内銀行間決済システムである CNAPS において CIPS が開設した口座と直接参加銀行の

CINAPS 口座の間での振替によって調整される(図 1)。CIPS の稼働に備えて、2013 年 7 月に人民銀行はオフショア人民元を本土に送金する場合クリアリング銀行を経由するという制約を事実上廃止した。また、人民銀行は 2015 年 8 月 13 日の通達⁶で「代理銀行とクリアリング銀行は参加銀行との間で貨物貿易、サービス貿易、直接投資項目にかかわるクロスボーダー人民元決済の需要に応えるための人民元売買を行うことができる」として、国内銀行と海外参加銀行との間の人民元為替売買は 3 か月以内に決済される貨物貿易取引に限るという規制を自由化した。これらの規制自由化によって海外銀行は CIPS を通じて中国国内銀行との間でより便利に人民元送金を行うことができるようになった。

図 1. CIPS の概要



(出所) 筆者作成

2015 年 10 月の最初の参加行 19 行には中国本土の銀行のほか、香港、シンガポール、英国、米国、ドイツ、フランス、オーストラリアの銀行が含まれていた。2016 年 7 月参加の第 2 陣(8 行)には、中国本土の銀行のほか、日本と香港の銀行が含まれている。今後、一帯一路沿線国家の銀行も参加することが見込まれる。

⁶ 「关于拓宽人民币购售业务范围的通知」 中国人民银行 银发[2015]250 号 2015 年 8 月 13 日

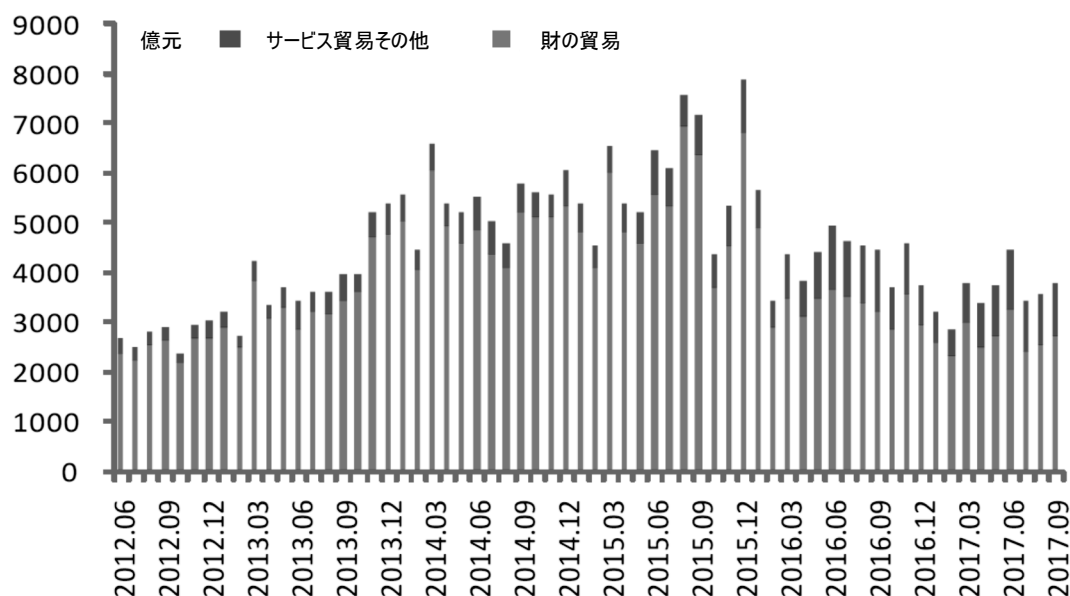
第3節 「一帯一路」と人民元国際化

周行長と易副行長が挙げた前記の諸施策は、これまで人民銀行が人民元の国際化を進めるために実施してきた施策である。人民元と相手国通貨との通貨スワップ協定は、2 国間の取引を人民元か相手国通貨で行う場合に、それぞれの通貨が相手国で足りなくなったら中央銀行間で通貨を融通しあうという協定であり、2 国間の取引をドルなど第三国通貨ではなく人民元か相手国通貨で行うことを促進する効果を持つ。直接交換取引は銀行間為替市場での取引にドルを介在させず、人民元と相手国通貨で直接取引するものであり、人民元取引のコストとリスクを低減する。人民元クリアリング銀行は相手国において人民元の調達を容易にし、中国との間の決済を人民元で行うことを便利にする効果を持つ。RQFII は相手国が中国の証券市場に人民元を使って投資することを認める制度であり、やはり 2 国間の取引において人民元の利用を促進するものである。CIPS も中国と相手国との間の決済を人民元で行うことを便利にするものである。

従来「一帯一路」政策と人民元国際化の関係は、一帯一路政策の推進による沿線国家における中国の影響力の拡大を通じた、間接的なものにとどまっている感があったが、2017 年 5 月の「一帯一路国際フォーラム」における周行長のスピーチと易副行長のインタビューによって、従来から人民元国際化のために行われてきた幅広い措置が、一帯一路政策と具体的に結びつけられた。

人民元の対外決済金額は、2015 年 8 月以来の人民元対ドル為替レートの元安傾向と、資本流出に対するコントロールの強化によって、減少傾向にある。2017 年 1～9 月の経常収支の受払金額は 3.23 兆円で前年同期比 19.7%の減少、同じく資本収支の受払金額は 2.87 兆元、前年同期比 16.6%の減少となっている(図 2)。

図 2. 経常収支の人民元受払金額の推移



出所：中国人民銀行

中国では2017年10月に開催された第19回共産党全国代表大会や同年12月に開催された中央工作会議などで、習近平総書記が「金融システムリスクを生じさせないという最低ラインを守る」ことを経済政策の最優先事項としており、金融システムを不安定化しかねない資本取引に対するコントロールの緩和は当面大きく進展することはないものと思われる。一方で、経常取引や既に認められている資本取引については人民元建ての受払をできるだけ拡大していく方針が打ち出されている。

2017年10月に中国人民銀行が公表した「2017年人民元国際化報告」⁷において、「今後の展望」として、人民元の決済通貨としての機能を増強することが挙げられており、同時に、一帯一路政策と歩調を合わせて、一帯一路沿線国家における人民元の決済通貨としての使用を拡大していくことが挙げられている。中国は今後、一帯一路沿線国を対象に、これら人民元国際化のための諸措置をさらに拡大・強化していき、一帯一路構想とともに人民元の国際化を着実に進めていく方針と考えられる。

【参考文献】

- 露口洋介(2017a) 「人民元の国際化と“一帯一路”政策」 国際貿易投資研究所『平成28年度 中国の第13次5ヵ年計画と一帯一路戦略を中心とする対外発展戦略の国際経済への影響』所収 第4章、2017年2月
- 露口洋介(2017b) 「人民元の国際化」 梶田幸雄、江原規由、露口洋介、江利紅『中国対外経済戦略のリアリティー』所収 第I部第3章、2017年3月
- 中国人民銀行(2017) 『2017年 人民币国际化报告』 中国人民銀行 2017年10月

⁷ 中国人民銀行 (2017)

第5章 進化する中国の対外発展戦略ーグリーン化から SDGs へ

一般社団法人 日本経済団体連合会
中国室長 青山 周

第1節 はじめに

台頭する中国の対外政策が今、世界の注目を集めている。

2012 年の中国共産党の総書記に就任した習近平は、中国の豊富な資本と経済力をバックに、これまでの対外政策をベースとして国際発展戦略「一带一路」構想を 2013 年に提唱した。一带一路構想は、陸のシルクロードと海のシルクロードから成るが、具体的にはそれまで中国が個別に進めてきた六つの経済コリドールを総合化したものである。アジア、欧州、アフリカ、アラブ諸国、太平洋島嶼国、南太平洋、北極までカバーする広大な地域を陸路と海路で結び、沿線国の数は 60 カ国を超える。2017 年 5 月に北京で開催された一带一路国際協力フォーラムには 130 カ国から 1500 名が参加し、中国の構想に対して熱い期待が高まったが、膨大なインフラ需要を抱える新興国や発展途上国はもちろんのこと、世界から集まった参加者に対して一带一路構想を通じて世界経済の発展に貢献しようという中国の姿勢を強く印象付けた。「新常态」下の中国経済は成長率が鈍化傾向にあるが、国内の過剰生産能力を解決し、経済構造高度化により中国経済の質における向上を遂げるための起爆剤として中国国内からも期待が寄せられている。¹

中国は 2001 年末に WTO 加盟を果たしたが、WTO 加盟に先立つ 2000 年から「走出去」、海外進出政策を打ち出した。政府の政策に呼応して中国企業の国際化は急速に進展し、国家统计局の丁吉喆局長によると、2016 年末における中国の対外投資は累計で 1 兆 3600 億ドル、海外に設立された企業は 3 万 7200 社に達した。2016 年における中国対外投資額は 1962 億ドルと世界第 2 位、ストックでは世界第 6 位となった。²

一带一路沿線国は対外投資における重点地域と位置づけられている。2015 年に中国企業は一带一路沿線国 50 カ国に直接投資を実施し、その額は 189.3 億ドル、対前年比 38.6% 増となった一带一路沿線国への直接投資額の増加率は対外直接投資総額の伸び率の 2 倍、沿線国への直接投資は対外直接投資総額の 13% に達した。また、一带一路沿線国 60 カ国における対外請負プロジェクトは 3987 件、新規契約総額は 926.4 億ドルに達したが、これは同じ時期の対外請負プロジェクト新規契約総額の 44% を占めた。交通、運輸、電力、通信などへの直接投資は 116.8 億ドルと、対前年比 80.2% 増だった。³

¹ 青山瑠妙「「一带一路」核に強国を志向」（「経済教室」）『日本経済新聞』、2017 年 11 月 8 日。

青山瑠妙「中国・一带一路構想の広がりとその「死角」」『外交』第 44 巻、2017 年 7 月（外務省）。

² 「“推进中国经济平稳健康可持续发展”记者会」

http://www.china.com.cn/zhibo/2017-10/21/content_41765510.htm (2017 年 12 月 13 日にアクセス)

³ 『中国对外投资合作发展报告 2016』、23 頁。

<https://a.msip.securewg.jp/docview/viewer/docNE8450CAE4C82300ae5c9-8082-40a2-bf8c-cb73743f0970> (2017 年 12 月 25 日にアクセス)

一帯一路構想には政策の柱の一つとして生産能力の国際協力が盛り込まれている。鉄鋼や化学といった伝統産業が大挙して海外で生産を行い、また電力をはじめとするインフラ建設が中国的な手法で急速に進展することが見込まれていることから、中国国内で深刻化している大気、水、土壌などの汚染が中国企業の対外進出と一緒に輸出されるのではないかといった問題意識が国内外で幅広く共有されている。

こうした懸念に対して、中国政府は公の場で、「中国が提唱している国際生産能力協力は、各国のニーズに合わせてバランスのとれたグローバルな産業チェーンを構築することが目的であって、遅れた産業施設を海外に移転するものではない。中国企業は投資相手国においてその国の企業や海外の企業との間で激しい競争に直面しており、過剰で遅れた生産施設などに市場はない」と弁明している。⁴

そこで、本章では、中国の対外発展戦略をめぐる状況とその変化、そして今後の方向性、さらに日本として採るべきと思われる対応について考察する。

第2節 中国企業の現況と対外進出

中国の対外発展戦略を支えている主な担い手は企業である。

最初に、中国の企業の状況について紹介する。第3回経済センサスによると、2013年末時点における中国の法人数は1083万社である。内資企業が約1062万社で、そのなかで国有企業は11.4万社、私営企業が567万社となっている。外資企業はおよそ20万社で、その内訳は香港・マカオ・台湾9.7万社、外国資本10.5万社である。⁵

2013年末時点で11万社を超える国有企業の頂点に位置づけられている大型国有企業については、経営層の人事管理については中国共産党組織部が、資産管理については国有資産監督管理委員会など国務院傘下の担当省庁が行っている。ただし、中国中信(CITIC)、中国投資、中国光大、中国商用飛行機の4社は国務院直属特大型企業とされ、そのトップは国務院総理が指名し、中央組織部が任命するといわれる。

フォーチュン誌が毎年公表している「グローバル500」は、グローバル企業を前年の売上額の多い順に上位500社を算出し、各社の売上高、利益、従業員数、資産、資産利益率などを公表している。2017年のグローバル500では、中国電網、中国石油化工、中国石油、中国工商银行などを筆頭に、台湾・香港を含め115社の中国企業が500社入りを果たし、日本企業の51社を数において大きく上回った。⁶今年(2018年)は京東(JD)、アリババ、テンセントといった中国で急成長を遂げたIT企業もグローバル500に入り、中国経済の成長を牽引している新しい企業の台頭を内外に示したが、伝統産業を主力とする国有企業も次に述べるよ

⁴ 「中国共产党第十九次全国代表大会新闻发布会」

<http://www.xinhuanet.com/politics/19cpcnc/zb/xwfbh1/index.htm> (2017年12月13日にアクセス)

⁵ 「中国经济普查年鉴 2013」

<http://www.stats.gov.cn/tjsj/pcsj/jipc/3jp/indexch.htm> (2017年12月14日にアクセス)

⁶ Fortune Global 500

<http://fortune.com/global500/list/> (2017年12月14日にアクセス)

うな改革を経て、スリム化が進展しており、従来の延長線上で中国の企業を理解しては実相を見誤る可能性は年を追うごとに拡大している。中国企業の変化は、日本から見て確実に速いと思って間違いない。次に説明する国有企業をめぐる改革の進展状況により、中国経済をめぐる状況は大きく変化しつつある。

2017 年 10 月の党大会で習近平政権の治世は 5 年が経過した。この間に政策として大きな進展を遂げた分野のひとつが国有企業改革である。5 年間の改革を経て、国有経済と国有企業のスリム化と効率向上が進展した。

現在、中国の国有企業改革は党中央と国務院が 2015 年 9 月に取りまとめて公表した「国有企業改革の深化に関する指導意見」を中心とする政策体系、いわゆる「1+N」により改革が進められている。⁷

上記の指導意見に加えて、これまですでに 22 本の政策文献が公布されている。すでに公表されている分野としては、会社制度の導入、混合所有制企業における従業員持株の推進、国有企業プロジェクトへの非国有資本の導入、中央企業経営者の報酬ならびにフリンジ・ベネフィット、中央企業の取締役会の職権に関する試行、国有企業が抱える社会的職能の分離と歴史的な遺留問題、国務院国有資産監督管理委員会の職能転換、コーポレート・ガバナンス、国有企業の投資に関する意思決定の責任追及制度、中央企業の構造調整と合併、国有資産取引の監督管理、中央企業機能分離などである。⁸

会社制度の導入については、全国国有企業の 90%以上、その子会社で 92%、地方の国資委主管の一級企業の 97%に達している。取締役会は中央企業で 83 社が導入済みで、社外取締役人材ストックにプールされている 428 名のうち、38 名が社外取締役に就任している。各省・自治区・直轄市の一級企業においてはすでに 92%の企業が取締役会を設立した。⁹

混合所有制については、2016 年末までに中央企業及びその関連企業において混合所有制を採用した企業は全体の 68.9%に達した。地方では各省・自治区、直轄市の出資企業と子会社において混合所有制が導入された企業は 47%に達した。今後、混合所有制は三級以下の企業から次第に二級企業へとレベルを上げていく予定である。業種としては、電力、石油、天然ガス、鉄道、航空、通信、軍事などを重点分野としているが、すでに 19 社の中央企業で混合所有の試行事業が行われている。¹⁰

構造調整については、18 組 34 社の合併により、中央企業は 117 社から 98 社になった。2017 年 8 月末までに企業数は 6395 社減少した。整理された従業員は 47 万 3500 人、人的整理によるコスト削減は 274 億元(約 4700 億円)、管理費用は 106 億元(約 1800 億円)減となった。いわゆるゾンビ企業の整理については、2016 年の 1 年間に 4977 社が整理された。整理された企業の総資産は 4119.9 億元(約 7 兆円)、解雇された従業員は 30 万 7000 人に達した。

⁷ 羅虎『中国特色現代国有企業制度創新研究』社会科学文献出版社、2016 年、14 頁。

⁸ 『国資報告』第 34 期、2017 年 10 月(国務院国有資産監督管理委員会主管)、16 頁。

⁹ 同上。

¹⁰ 同上。

スリム化で効率化を遂げている中央企業の 2016 年末における総資産は 50.5 兆元(約 860 兆円)と、5 年前に比べ、80.1%増となった。2012 年から 2016 年の 5 年間に利益総額は 6.4 兆元(約 110 兆円)、これは中国の GDP の約 1 割に相当する。利益総額は前の 5 年間と比べ 30.6%増となった。¹¹

海外進出企業はかつてその大半が国有企業で占められていたが、最近では私営企業の伸びが著しい。対外直接投資額における構成において、2006 年には国有企業が全体の 81%を占めていたが、その後、国有企業の割合は徐々に低下し、2015 年には 50.4%にまで減少した。¹²足元の対外直接投資額では、おそらく活発な私営企業など非国有企業が対外直接投資の半数を超えている。

中国では私営企業が厳しい市場競争の中でそのパイを拡大させている一方で、国有企業もまた市場原理に即した改革を行い、混合所有制により民間の活力を取り入れている。このように官民を問わず市場化が浸透してきている中国企業が政府の主導する一帯一路構想の担い手として海外進出を着実に増加させているのである。

第 3 節 「美しい中国」政策

中国の政策を読み解く上で、「環境」は最重要のキーワードである。

習近平が 2012 年に中国共産党のトップに就任して最初に打ち出したのが「美しい中国」であり、現政権の当面の最大の課題のひとつが環境問題である。2017 年 12 月に開催された経済工作会议において、翌年の経済運営の方向性を指し示す会議にもかかわらず、向こう 3 年間に取り組むべき課題として金融リスク対策、貧困対策とともに挙げられた三つの問題のひとつが環境汚染対策だった。¹³環境汚染の克服は中国共産党が挑む最大の課題であり、大気汚染、水の汚染、土壌汚染の三つの問題を克服する対策は国民党との雌雄を決した内戦にたとえられ、「三大戦役」と表現されている。¹⁴

中国のゆゆしい環境汚染については、中国内外の報道機関や庶民が日常やり取りをしている微博などのソーシャルメディアにおいて触れられない日がないほど、人口に膾炙している。改革・開放政策の成功により世界第 2 位の経済大国になった中国にとって、実情としての汚染された中国と国際イメージが浸透していることは国際イメージの上で泣き所となっており、その払拭に余念がない。

その好例が、2014 年 11 月に北京で開催された APEC 首脳会議である。APEC 首脳会議の開催を前に、中国政府は北京市内の自動車の走行規制や工場の操業停止を北京周辺の地方政府にまで広げて実施し、PM2.5 の削減に取り組んだ。2014 年 11 月 10 日夜、各国の首

¹¹ 同上。

¹² 『中国对外投资合作发展报告 2016』、17 頁。

¹³ 「中央经济工作会议在北京举行」

http://www.xinhuanet.com/fortune/2017-12/20/c_1122142392.htm (2017 年 12 月 26 日にアクセス)

¹⁴ 「向污染宣战要打好三大战役」

http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/qt/201403/t20140331_269883.htm (2017 年 12 月 26 日にアクセス)

脳を前に挨拶をした習近平は「私はたゆまぬ努力を通じて APEC ブルーが続くことを願っており、APEC ブルーが続くものと信じております」と述べ、環境保全は「中国の夢」の重要な内容であると指摘、「私たちは全力で汚染の解決を進めます」と語ったのである。¹⁵

海外の首脳を前に環境政策を進めると約束をした習近平の環境政策の進め方はこれまでと大きく異なっている。

2015 年 7 月 1 日に開催された中国共産党中央の全面改革深化指導小組第 14 回会議において「環境督察方案(試行)」が通過した。厳しい環境汚染のなかで重大な環境関連事件が頻発している状況に対して地方政府の責任を追及する「環境督察制度」の基本的な枠組みを提示した。この査察制度に基づき、2016 年はじめに北京近郊の河北省を皮切りに 4 度にわたる中央からの派遣による査察が全国で行われた。¹⁶

中央主導による査察は確実に成果を挙げている。2017 年 8 月から 9 月におこなわれた第 4 期の中央の査察では、吉林、浙江、山東、海南、四川、チベット、青海、新疆ウイグル自治区が査察対象となり、8 つの中央査察チームが 8 省・自治区に進駐し、現地調査を行った。その結果、合計で事情聴取 4210 名、責任追及 5763 名、刑事責任による拘留者 156 名、行政責任による拘留者 208 名などの成果が公表された。¹⁷最近では北京市政府が市政府の下にある区政府への査察を行うなど、中央による省政府への査察で進められている督察制度は省レベルの督察制度へと深堀され、省レベル政府がその 1 級下の地方レベルに対する査察が実施され始めた。¹⁸

中国では社会的な関心が高まるなかで、共産党・政府の主導の下で環境汚染対策が査察という強硬手段により急速に進行している。今の中国においては、立入り検査で汚染を排出していると認定された企業は即刻操業を停止させられる。立入り検査を拒否した企業にはその関係者を含めて厳罰が科せられる。企業に対する管理監督は習近平政権になって様変わりした。

こうした厳しい国内対策の一方で、中国は環境に取り組むポジティブな姿勢を国際社会にアピールしている。地球温暖化では締約国会議に積極的に参加し、パリ協定の遵守に前向きな姿勢と政策を打ち出している。これまでのコミットメントを遵守する形で、2017 年 12 月 18 日に「全国炭素排出権取引市場建設方案(発電)」を公表し、¹⁹さらに翌日の記者会見において全国において炭素排出権取引市場の構築を対外的に正式に公表した。中国の炭素市場はその規模において世界最大となることが確実であり、中国の制度作りが注目されている理由はここにある。中国の排出権取引の制度が世界の標準に大きな影響を与えること

¹⁵ 拙稿「中国の環境問題と環境ビジネス」『J R I レビュー』Vol.4 No.23、2015 年 3 月
<https://a.msip.securewg.jp/docview/viewer/docNE8450CAE4C82a4f27784-772d-4f85-af1e-633d6d1f5a97> (2017 年 12 月 27 日にアクセス)

¹⁶ 「环保督察新机制 让环保压力有效传导」
http://www.mep.gov.cn/xxgk/hjyw/201608/t20160803_361752.shtml (2017 年 12 月 25 日にアクセス)

¹⁷ 「第四批督察进驻结束各地交出一份喜人的成绩单」
http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/qt/201709/t20170918_421753.htm (2017 年 12 月 25 日にアクセス)

¹⁸ 「市级环保督察覆盖全市 16 区」『北京青年报』2017 年 12 月 21 日

¹⁹ 「国家发展改革委关于印发《全国碳排放权交易市场建设方案(发电行业)》的通知」
<http://www.ccchina.gov.cn/Detail.aspx?newsId=70164&TId=60> (2017 年 12 月 26 日にアクセス)

は必至となった。²⁰

金融分野におけるグリーン化を推進している中国は自らの問題意識と国内でのグリーンファイナンスの成長を踏まえて、積極的に G20 に働きかけ、2016 年、G20 にグリーンファイナンスのスタディグループを設立させた。スタディグループでの検討作業の結果は 2017 年 7 月に 4 本の報告書として取りまとめられ、公表されている。²¹ グローバルな政策において中国がその議論をリードするようになってきたことは特記すべきであろう。

一帯一路構想のグリーン化も進んでいる。2017 年 5 月に北京で開催された一帯一路ハイレベルフォーラムにあわせて関連の政策が公表された。

5 月 8 日に公表された「グリーンの一帯一路建設の推進に関する指導意見」では、3 年から 5 年の時間をかけて環境保護の協力・交流体系を構築するとともに、環境汚染防止の政策と措置を採り、5 年から 10 年の時間をかけて完備された環境保護体系を確立し成果をあげるという目標の下、インフラに関するグリーン化、生産と消費のグリーン化、グリーンファイナンスの発展などを旨とする。企業の自律的な行動を奨励するとともに、環境保護産業の対外進出を促進し、中国の経験を生かした環境配慮型工業団地により新しい国際協力を創造するなどの内容が盛り込まれている。

ハイレベルフォーラム開催に併せて公表された「一帯一路生態環境保護協力計画」では、「グリーンな発展」の理念の下、五通にキャパシティビルディングを加えた 6 分野で 25 項目の重要プロジェクトを定め、一帯一路構想のグリーン化を目指すことが明らかにされた。

一帯一路構想のグリーン化を示すことにより、中国政府は中国による公害輸出や汚染企業の対外移転が目的でないことを政策として明示するだけでなく、海外より秀でた中国企業の環境対応で貢献すべき姿勢をより明確に打ち出しているのである。

第 4 節 一帯一路で SDGs を実現

前節で説明したように中国の対外発展戦略は環境汚染のイメージを払拭すべく、近年、急速にグリーン化しているが、いわゆる後ろ向きの対応から世界に積極的に貢献していく中国へと軸足をさらに移しつつある。国連が掲げた SDGs はこうした中国の政策がめざす新たなターゲットとなっている。

2015 年の 9 月 25 日－27 日、ニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が成果として採択された。同アジェンダには人間、地球及び繁栄のための行動計画として 17 の持続可能な開発のための目標、すなわち SDGs と 169 のターゲットが盛り込まれている。²²

²⁰ 「国家发改委就全国碳排放交易体系启动工作举行新闻发布会」

http://www.china.com.cn/zhibo/2017-12/19/content_41997462.htm (2017 年 12 月 26 日にアクセス)

²¹ 「《2017 年 G20 绿色金融综合报告》发布」

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3344238/index.html> (2017 年 12 月 26 日にアクセス)

²² 国連広報センター「SDGs とは」

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/ (2017 年 12 月 26 日にアクセス)

中国商務部国際貿易経済合作研究院、中国国务院国有資産監督管理委員会研究センターが UNDP とともに取りまとめ公表した「2017 中国企業海外可持続発展報告」は副題が「一帯一路地域における SDGs 実現を支援」となっているとおり、中国企業が担い手となって一帯一路沿線地域において SDGs を実現する構想を示した。こうした構想は中国においてもチャレンジングな試みであり、画期的な内容といえる。²³

同報告では、SDGs に沿って、社会、経済、環境、ガバナンスの 4 分野について海外進出している企業に対して行われた 2016 年 10 月のアンケートの分析結果をそれぞれの分野でまとめ、記載している。

報告のポイントは、SDGs と一帯一路を結びつけ、この二つを海外でビジネスを展開する中国企業の新たな貢献と目標にすえたことである。中国政府に対して、海外での投資プロジェクトの戦略に経済、社会、環境のバランスを目標とすること、海外投資における企業の投資責任を明確化するとともに法制面、特に金融・税制での奨励政策を政府が行うことなどを建議する一方、中国企業に対して、リスクコントロール、意識の向上、チャンスの掘り起こし、相手国とのコミュニケーション強化を求めている。²⁴

今後の中国政府の政策と中国企業の動きが注目される。

第 5 節 中国の展望と日本のとるべき方向

習近平は 2012 年に総書記に就任して以来、一貫して環境問題を重視している。「美しい中国」は偉大な中華復興を目指す現政権の重要な政策スローガンとなっている。

かつて日本では、公害を克服し、地球環境問題への解決を通じた国際貢献で国際社会をリードする「環境立国」構想を打ち出した。北九州、川崎、四日市など公害を経験し公害問題を克服した都市は今では海外の幅広い人たちが訪れて日本の経験を学び、研修する場となった。「七色に輝く煙突の煙と公害で汚染された川と海は政府、自治体、学者・専門家、住民、企業など関係者の努力により、このようにきれいになった。社会問題化したゴミ問題も克服し、3R(リユース、リデュース、リサイクル)にまで取り組んでいる」というのが、こうした都市の売りである。経済産業省や経団連は「環境立国」を掲げ、すぐれた日本企業の環境・省エネ技術やその経験を海外のビジネス展開に生かすよう提唱した。²⁵経済産業省は、総合エネルギー調査会の検討を踏まえ、新国家エネルギー戦略を取りまとめたが、省エネ・環境問題において日本企業の優れた環境対応を世界の発展に役立てるべく、2006 年からアジアにおける本格的な国際協力に取り組んだ。²⁶そこで対象として重点国に挙げられたのが

²³ 「2017 中国企业海外可继续发展报告」

<https://a.msip.securewg.jp/docview/viewer/docNA8DF9045756392acb334-e2e8-46c8-8a06-9377799d66ca> (2017 年 12 月 26 日にアクセス)

²⁴ 「2017 中国企业海外可继续发展报告」95 頁－97 頁。

²⁵ 『環境立国宣言—環境と両立した企業経営と環境ビジネスのあり方—産業構造審議会環境部会産業と環境小委員会中間報告』経済産業省環境政策課環境調和産業推進室、2003 年 8 月。『活力と魅力溢れる日本をめざして 日本経済団体連合会新ビジョン』日本経済団体連合会、2003 年 2 月。

²⁶ 経済産業省「国家戦略としてのエネルギー政策の再構築」

<http://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2007html/1-3-1.html> (2017 年 12 月 25 日にアクセス)

インドと中国であり、戦略の決定後、直ちに日中環境・省エネルギー総合フォーラムが創設され、対中協力は実行に移された。

中国はこうした日本の背中を追っているが、その速度は加速化している。中国の目指す偉大な夢が実現する今世紀半ばには中国の指導者や国民は次のように語っていることは疑いない。「中国もかつて環境問題に悩まされていた時期があった。環境問題を克服した中国の経験は、経済発展著しい新興国や発展途上国に役立つはずであり、中国企業の優れた環境・省エネ技術と環境対応の経験を海外に移転するとともに、海外における中国企業のイメージアップを図る必要がある」2017年10月に開催された党大会の政治報告では「強国」という言葉が繰り返されたが、中国は今世紀半ばには「環境強国」になっている可能性が高いと筆者は見ている。中国の対外発展戦略は急速にグリーン化しているだけでなく、貧困対策、教育、健康・福祉など、国連の目標に沿ったものとなり、国際社会に受け入れられやすい姿に変貌しつつある。

このように急速な変化を遂げている中国の対外進出政策にエンゲージしていくことは日本の政府、そして企業にとりきわめて重要なことである。

2017年6月、安倍首相は「一带一路の構想は、洋の東西、そしてその間にある多様な地域を結びつけるポテンシャルをもった構想」²⁷と語り、中国の一带一路を評価する発言を行った。経団連が中国国際経済交流センターと創設した日中企業家及び元政府高官対話では、2015年11月13日に開催した第1回会議の共同声明においてすでに「双方がともに努力し、各項の協力を積極的に強化し、アジアのインフラ及び「一带一路」の整備などを含め、第三国市場を共同で開拓するよう提言する」²⁸と、第三国における日中協力を提唱したが、こうした経済界の意向に加え、2017年5月に北京で開催された一带一路国際協力ハイレベルフォーラムに参加した自民党の二階幹事長などの意見を日本政府は踏まえて、第三国での日中民間経済協力を推進する方針を固め、政府としての政策支援に乗り出すため具体的な政策支援を検討することになった。²⁹

中国の豊富な資本と経済力をバックに対外発展戦略を推し進めていることを考えるならば、対外発展戦略を支えている中国経済の動向は当面の最重要のポイントとなる。中国経済のリスクをどうとらえるかが対中協力を進めていく上で重要なことは自明のことである。現下の中国において、金融リスクは最大の関心事である。2016年9月ごろに筆者が意見交換したころには中国の金融情勢に対するリスクの意識がまだ希薄だった経済産業省通商政策局はその後、中国の経済リスクに対する意識を高め、2017年の『通商白書』では「中国経済リスク」についてのファクトを分析して問題意識を明確に発信した。³⁰自らの職掌を超

²⁷ 「第23回国際交流会議「アジアの未来」晚餐会 安倍内閣総理大臣スピーチ」
http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2017/0605speech.html (2017年12月12日にアクセス)

²⁸ 「第1回日中企業家及び元政府高官対話共同声明」 <http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/104.html>
(2017年12月12日にアクセス)

²⁹ 「「一带一路」日中の企業支援」『読売新聞』2017年11月28日

³⁰ 『通商白書』経済産業省、2017年8月。白書の第3章が「中国経済動向」に当てられているが、第2節が「中国経済リスク」となっていて、過剰生産能力問題、不良債権問題、不動産市場リスク、米国利上げによる資金流出リスク、米国トランプ政権の貿易・通商政策による影響について分析している。金融や不動産まで分析していることは通商白書として画期的である。

えての情勢分析は長年にわたり発行してきた『通商白書』としては異例のことであるが、冷静かつ客観的な分析、さらには誰にでもわかりやすい記述に努力しており、ほかの白書と比べても群を抜いて秀でている。

今後の日中協力について考える上で、国連が提唱した **SGGs** というグローバルな目標を基礎にして検討していくことは重要である。中国と日本は東アジアにあって 2000 年の交流の歴史を有している一方で、³¹過去の歴史には戦争の体験があり、また政治システムも異なっている。こうした状況の中で、日本と中国が同じ価値を共有できる分野を持つことはお互いの戦略において、また、国民一人ひとりの目線に立っても非常に重要なことである。

SDGs については、中国の企業にとっても重要な意義を持つ。日本の企業が公害への対応から地球環境問題への貢献へと軸足を移すことができた重要な契機は 1992 年の地球環境サミットであり、国内では 1991 年に経団連が取りまとめた「地球環境憲章」だった。このサミットと憲章を境にして、公害を排出していた企業は、公害を克服したその経験を地球環境のために貢献していく企業へと脱皮することができたのである。外部不経済の象徴、社会の敵としてたたかれてばかりでは企業のモチベーションはあがらない。³²社会への貢献を社是として掲げ、従業員の意識向上とその動機付けとして地球環境への貢献は重要である。これは今の中国企業にそっくりそのまま当てはまる。立入り検査を受けて処罰を受けて処罰されているというのが中国国内で持たれている中国企業の普遍的なイメージであるが、改革でスリム化を果たした国有企業や市場の中で激烈な競争を勝ち抜いた私有企業が今後の発展を目指すうえで、企業とそこに働く従業員、そして幅広いステークホルダーが前向きな姿勢を示すことができるポジティブなモチベーションは大切である。こうした意味において、**SDGs** は中国の企業の今後の発展目標にとって重要であり、**SDGs** を企業の発展目標にすえた中国政府関係の研究機関には先見の明があると評価できる。もちろん、政府が **SDGs** を目標にするよう企業に呼びかけて直ちにすべての企業の現場にまで行き渡るわけではない。党・政府と比較的に近い関係にある国有企業はスリム化を果たしたが、彼らのビジネスにはさらなる効率化が求められており、ビジネスでの成果が実感できない目標は経営には反映されづらい。私営企業ではさらにこうしたハイレベルの理念の浸透には労力と時間を要するだろう。しかしながら、こうした高い目標へと企業の行動理念を誘導する政策へと転換を遂げたことの意義は大きい。中国が「企業性悪説」から脱皮し、企業本来の機能である市場における価値の創造という視座に立脚する限り、中国企業と日本企業を隔てる壁はない。

なお、本章で披瀝した考えは筆者個人の見解であり、所属機関の公式見解を示すものではないことを改めて付記しておきたい。

³¹ 上垣外憲一『日本文化交流小史—東アジア伝統文化のなかで』中公新書、2000 年

³² 拙稿「产业界在解决环境问题方面的举措-经团联所发挥的作用」『日本环境问题 改善与经验』（共著）、社会科学文献出版社、2017 年

第 6 章 中国での海外判決・仲裁の承認・執行

弁護士法人 三宅法律事務所
パートナー弁護士 加藤文人

第 1 節 はじめに

中国の“一帯一路(新シルクロード)構想”は、司法分野にも及んでおり、中国の最高人民法院は、①2015 年 6 月 16 日に『「一帯一路」建設のための司法服務及び保障の提供に関する若干意見」¹を公布し、「公平、公正な投資環境の確保」、「司法管轄権の行使による有効な司法救済の実施」、「国際間の司法共助の強化」、「国際条約の適用」、「仲裁判断の承認・執行の強化」等を述べている。

また、最高人民法院は、続けて「一帯一路建設典型案例」として、②同年 7 月 7 日に 8 件²、③2017 年 5 月 15 日に 10 件³の裁判例を公開し、今後の実務判断の指針を明らかにした。その他にも、④2016 年 12 月 30 日に「自由貿易試験区の建設のための司法保障の提供に関する意見」⁴、⑤2017 年 12 月 26 日に「仲裁司法審査案件報告問題に関する規定」⁵及び⑥「仲裁司法案件の審理に関する若干問題の規定」⁶と、司法解釈⁷等を次々と公布している。

本稿では、中国での海外判決・仲裁の承認・執行に関し、現状や裁判例等を確認した上で、「設例」に基づき、「日本企業が予め契約書において合意しておくべき仲裁条項」について検討する。

第 2 節 中国での海外判決・仲裁の承認・執行

1. 中国での海外判決の承認・執行

(1) 現在の状況

現状では、例えば、「日本企業が中国の人民法院で敗訴判決を受けた場合」を想定すると、「当該日本企業が中国に有している財産につき、中国法に基づいて差押え等の民事執行を

¹ 最高人民法院 2015 年 6 月 6 日公布，法発[2015]9 号

² 同 2015 年 7 月 7 日公布

³ 同 2017 年 5 月 15 日公布

⁴ 同 2016 年 12 月 30 日公布，法発[2016]34 号

⁵ 同 2017 年 12 月 26 日公布，法発[2017]21 号

⁶ 同日公布，法発[2017]22 号

⁷ 最高人民法院は、「裁判の過程において法律，法令をいかに具体的に運用すべきかという問題点について解釈を行う」権限を有している（「人民法院組織法」〔全人代常務委員会 2006 年 10 月 31 日改正，中華人民共和国主席令第 59 号〕第 32 条）。

そして、この「司法解釈」には、「解釈」、「規定」、「回答」及び「決定」の 4 種類があり、いずれも「法的効力」を有する（「司法解釈作業に関する規定」〔最高人民法院 2007 年 3 月 9 日公布，法発[2007]12 号〕第 5 条，第 6 条）。

受けること」は当然としても、「当該企業が日本国において有している財産について、同判決に基づいて民事執行を受けるのか？」という問題がある。

そして、逆に、「日本企業が日本の裁判所で中国企業に対する勝訴判決を得た場合」を想定して、「当該日本企業は、同判決に基づいて、中国で差押え等の民事執行を申し立てることができるのか？」という問題がある。

これは、日本の「民事訴訟法」第 118 条 4 号の「相互の保証」、及び中国の「民事訴訟法」第 282 条⁸の「互恵の原則」の適用の有無の問題であるが、現在のところ、日本と中国の間では、このような「確定判決の執行についての相互の保証」は存在しておらず、これを認めた先例は存在しない⁹。

すなわち、「日本での確定判決が中国で承認されなかった裁判例」として、中国の大連市中級人民法院 1994 年 11 月 5 日判決(国際商事法務 25 巻 3 号 274 頁)がある。そして、「中国において、このような裁判例が先行して存在すること」を根拠に、日本では、逆に「中国での確定判決の日本での効力が否定された裁判例」として、大阪高裁平成 15 年 4 月 9 日判決(判例タイムズ 1141 号 270 頁等)や、東京高裁平成 27 年 11 月 25 日判決(国際商事法務 44 巻 1 号 103 頁等)がある。

(2) 典型案例

これに対し、前掲③2017 年 5 月 15 日「一带一路建設典型案例」の「案例 5」は、「シンガポール高等法院の判決を中国で承認・執行することを肯定した事例」である¹⁰。シンガポールの場合、「シンガポール法院において、過去に中国法院の判決を承認・執行した事例」が存在することから、これでもって「中国とシンガポール間には相互保証関係が存在する。」と判断されたものであり、現時点での中国の最高人民法院の判断は、「判決国の裁判所が、以前に中国の人民法院の民事判決を承認・執行したことがあれば、互恵の原則の存在を肯定する。」ということであると解される。¹¹

⁸ 全人代 2012 年 8 月 31 日改正、中華人民共和国主席令第 59 号

第 282 条 人民法院は、承認及び執行を申し立て又は請求する外国裁判所が下した法的効力の生じた判決、裁定について、中華人民共和国の締結もしくは参加する国際条約により、又は互恵の原則に従って審査した後、中華人民共和国の法律の基本原則もしくは国家主権、安全、社会公共の利益に反していない場合には、その効力を承認する旨を裁定し、執行が必要な場合には、執行命令を発し、本法の関係規定によって処理する。中華人民共和国の法律の基本原則又は国家主権、安全、社会公共の利益に反する場合には、承認及び執行を行わない。

第 283 条 国外の仲裁機関の判断について、中華人民共和国人民法院の承認及び執行を必要とするものは、当事者が直接に被執行人の住所地又はその財産所在地の中級人民法院に申し立てなければならない。人民法院は、中華人民共和国の締結もしくは参加する国際条約により、又は互恵の原則に従って処理しなければならない。

⁹ ただし、離婚事件については、例外的に日中間でも判決の相互承認がある(「人民法院が外国法院の離婚判決の申請承認を受理することに関する問題についての規定」〔最高人民法院 2000 年 2 月 29 日公布、法积[2000]6 号〕)。

¹⁰ この事案を紹介する文献として、栗津光世「“一带一路”建設が、外国判決・仲裁判断の承認執行に与える影響」(JCA ジャーナル 2017 年 8 月号 28 頁)等がある。

¹¹ この問題について詳細な研究をする文献として、森川伸吾「日中間における判決の承認・執行」(国際商事法務 45 巻 8 号 1083 頁)がある。

(3) 今後の予測及び希望(私見)

この問題に関しては、現在、中国の最高人民法院において、新たな司法解釈を検討中との未確認情報があるが、前述の大連市中級人民法院判決は、「日本の裁判所が中国の人民法院の民事判決を承認するか否かが不明である状態で、中国の人民法院が、先行して、互惠の存在を否定してしまった事例」であり、私見としては、今後、新たな司法解釈において、具体的に、この「大連市中級人民法院の判断を否定する判断」が示されれば、「日中間で、相互に相手国の確定判決を承認執行しない」という現在の不自然かつ不便な状態を解消する手掛かりになると考える。

2. 中国での海外仲裁の承認・執行

(1) 仲裁の特徴

このような状況が存在することから、現在の実務上は、「日本企業が中国企業と契約を締結する場合」、は、『紛争解決条項』として、『仲裁条項』を設けて、『当事者間での紛争は、仲裁によって解決すること』と合意しておくこと」が一般的である。

すなわち、「仲裁」であれば、1958年に採択された「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」¹²があり、「条約加盟国でなされた仲裁判断は他の加盟国でも承認執行されること」となっている。そして、中国、日本のいずれも同条約に加盟していることから、現実には、これまでも「中国での仲裁判断が日本で承認・執行された事例」や、「外国での仲裁判断が中国で承認・執行された事例」が存在する。

なお、ここにいる「仲裁」の定義につき、例えば日本法では、「仲裁法」第2条1項が「仲裁合意」につき「既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を1人又は2人以上の仲裁にゆだね、かつその判断に服する旨の合意」と定めている。これに対し、中国法では、「仲裁法」¹³第16条2項が「仲

¹² 1958年6月10日ニューヨークで作成。一般に「ニューヨーク仲裁条約」と呼ばれる。

第5条

1 判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。

- (a) 第2条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であったこと。または、前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により、もしくはその指定がなかったときは判断がされた国の法令により、有効でないこと
- (b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと。または、その他の理由により防禦することが不可能であったこと
- (c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内でない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。
- (d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと。または、そのような合意がなかったときは、仲裁が行なわれた国の法令に従っていなかったこと
- (e) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと。または、その判断がされた国もしくはその判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか、もしくは停止されたこと。

2 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。

- (a) 紛争の対象である事項が、その国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること
- (b) 判断の承認及び執行が、その国の公の秩序に反すること

¹³ 全人代常務委員会 2009年8月27日改正、中華人民共和国主席令第31号

裁合意に含めなければならない内容」として、「①仲裁申立ての意思表示、②仲裁に付する事項、③選定する仲裁委員会」と定めている。

ここで留意すべきことは、中国法の場合、「仲裁」に関して、日本法よりも範囲が狭く、定義が厳格なことである。例えば、中国の「仲裁法」第 18 条は、「仲裁合意に仲裁に付する事項又は仲裁委員会について約定がない、又は約定が不明確である場合、当事者は、合意を追加することができる。追加の合意がなされないときは、仲裁条項は無効である。」と定めている。

また、中国の「『仲裁法』適用の若干問題に関する解釈」¹⁴は、次のとおり定めており、実務上は、後記のとおり、「外国において仲裁合意に基づいて仲裁手続を実施している間に、中国において、これらの条項を根拠に、当該仲裁条項の有効性を争う事例」が頻発している。

「第 4 条(仲裁規則のみを約定する場合)

仲裁合意において紛争に適用する仲裁規則のみを約定している場合、仲裁機構について約定していないとみなす。ただし、当事者が補充合意を定めている場合、又は約定した仲裁規則に基づき仲裁機構を確定できる場合は、この限りではない。

第 5 条(複数の仲裁機構を約定する場合)

仲裁合意において 2 つ以上の仲裁機構を約定している場合、当事者は、合意により仲裁申立について、そのうちのいずれかの仲裁機関を選択することができる。当事者が仲裁機関の選択について合意することができない場合、仲裁合意は無効とする。

第 7 条(仲裁と提訴を同時に約定する場合)

当事者が、紛争につき仲裁機構に仲裁を申し立てることができ、また、人民法院に提訴することもできると約定している場合、仲裁合意は無効とする。ただし、一方が仲裁機構に仲裁を申し立て、他の一方が仲裁法第 20 条 2 項に定める期間内に異議を申し出ない場合は、この限りではない。」

そして、このように「仲裁機構を特定すること」が必要とされていることから、中国の仲裁法は、いわゆる「アドホック仲裁」¹⁵を認めていないと解されている¹⁶。

その他、仲裁については、「裁判」と異なり、「一審制であること」及び「非公開であること」が特徴として挙げられ、一般的に「裁判による紛争解決よりも、迅速な解決が可能」といわれている。

¹⁴ 最高人民法院 2006 年 8 月 23 日公布、法积[2006]7 号

¹⁵ 「仲裁機関の後援又は監督下で実施しない仲裁」を意味し、中国語では「臨時仲裁庭」という。当事者間で、「仲裁機関を指定せずに、仲裁をすることを同意するもの」であり、アドホック仲裁合意は、多くの場合、機関の監督の支援なしに、紛争を解決する仲裁人を選ぶ。もっとも、当事者の合意により、「アドホック 仲裁を管理するために設計された手続規則」を選択することも多い。例えば、「UNCITRAL〔国連国際貿易法委員会〕仲裁規則による仲裁とする。」と合意するような場合である。

¹⁶ もっとも、中国の「民事訴訟法の適用に関する解釈」(最高人民法院 2015 年 1 月 30 日公布、法积[2015]5 号)第 545 条は、「中華人民共和国の領域外でなされた臨時仲裁庭(*アドホック仲裁)の仲裁判断に対して、当事者の一方が人民法院に承認及び執行を申し立てる場合、人民法院は、民事訴訟法第 283 条の規定に従い処理しなければならない。」と定めており、現在の中国は、条文上、原則として、「海外でのアドホック仲裁の仲裁判断」を承認・執行することになっている。

また、前掲④「自由貿易試験区の建設のための司法保障の提供に関する意見」の第 9 条 3 項は、「(1) 自由貿易試験区内で登録した企業(内資・外資を問わない)相互間で、(2) 大陸の特定の地点において、(3) 特定の仲裁規則に従い、(4) 特定の人員が関連の紛争について仲裁を実施すること、と約定している場合であれば、当該仲裁合意を有効と認定する」旨を定めており、「中国内でのアドホック仲裁」を部分的に解禁している。

(2) 仲裁に関する最近の司法解釈

なお、前掲⑤「仲裁司法審査案件報告問題に関する規定」は、「中国の人民法院が外国仲裁判断の承認執行を拒絶しようとする場合、本管轄地の高級人民法院に報告し、高級人民法院も同意である場合、最高人民法院に報告して、その審査を待って、その意見に従って決定しなければならない。」(第2条)等と定めるもので、中国の人民法院において、従来から実施されている「逐級報告制度」につき、その手続を明確化している。中国の場合、このような「人民法院間での内部審査」が存在し、「その他の国家機関との関係での『裁判所の独立』は有っても、『裁判官の独立』は無い。」と批評されるところであるが¹⁷、私見としては、広い国土と膨大な人口を擁する中国において、このような制度によって司法手続の早期安定化を図ることには、一定の合理性・有効性があると思料する。

また、前掲⑥「仲裁司法案件の審理に関する若干問題の規定」は、「仲裁合意の効力の確認についての申請案件の管轄：仲裁合意で約定した仲裁機関の所在地、仲裁合意の締結地、申請人の住居地の中級人民法院又は専門人民法院が管轄する。」(第2条)、「当事者が合意で涉外仲裁合意に適用する法律を選択する場合には、明確な意思表示をすることを要し、単に契約に適用する法律だけを約定しても、契約中の仲裁条項の効力に適用する法律と同じと確認できない。」(第13条)、「人民法院は、中国涉外民事関係法律適用法18条(*当事者間で仲裁合意の適用法についての選択がない場合、仲裁機関所在地の法律又は仲裁地の法律を適用する。)の規定により、涉外仲裁の合意に適用する法律を確認する場合で、当事者が適用法を選択していないときは、仲裁機関が所在する地の法律と仲裁地の法律を適用し、仲裁合意の効力について異なる認定が生じるときは、仲裁合意を有効とする法律を適用する。」(第14条)等と明記している。

(3) 中国での仲裁の現状

中国の「最高人民法院公報」の「2016年全国法院司法統計公報」のうち「表2：2016年全国法院各類1審案件状況統計表」によると、「2016年の民商事事件の受理件数：1,076万2,124件」、「同行政事件の受理件数：22万5,485件」とのことであり、また、「中国国際経済貿易仲裁委員会」(CIETAC)が公表している「中国国際商事仲裁年度報告2016」によると、「2016年に中国の251の仲裁委員会が受理した仲裁案件：20万8,545件」(同8頁)とのものであり、「そのうち CIETAC が受理した仲裁案件：2,181件」、「そのうち涉外仲裁案件：483件」(同14頁)とのものである¹⁸。

¹⁷ 例えば、前掲11の1085頁では、「中国のように、裁判官の独立が制度的に否定されている国家の裁判所が下した判決については、日本での承認・執行を認める余地が無い」との見解が紹介されている。

¹⁸ 中国の場合、全国各地に多数の仲裁機関が設立されており、かつ涉外案件も取り扱っているという特徴がある。CIETACは、1954年に設立された、国際貿易関係の仲裁事件につき、長年の実績を有している仲裁機関である。北京総会以外に、上海分会、華南分会、天津金融仲裁中心、香港仲裁中心、浙江分会、湖北分会及び福建分会を有している。

2012年に、SHIAC(上海国際経済貿易仲裁委員会)及びSCIA(華南国際経済貿易仲裁委員会)がCIETACから分離独立して設立されるという騒動があり、CIETACの受理仲裁案件数が、「2011年：1435件」から「2012年：1060件」と減少したが、その後、案件数が回復、増加していることが分かる。

これに対し、日本の場合、最高裁がウェブサイトで公表している「平成 28 年の地方裁判所、簡易裁判所が受理した民事・行政事件」は、「地裁：16 万 9898 件」、「簡裁：34 万 1980 件」であり、また、「一般社団法人日本商事仲裁協会」が公表している「平成 28 年度事業報告書」によると、「平成 28 年度の仲裁申立件数：16 件」とのことである。

最近、日本においては、「訴訟件数の減少傾向」が指摘されているが、これらの数字を単純に比較しても、「中国において、膨大な件数の訴訟事件、仲裁事件が提起されており、かつ増加傾向にあること」が分かる。

なお、前述の「中国国際商事仲裁年度報告 2016」の 15 頁以下には、「海外の仲裁機関との受理件数の比較」として、次のデータが掲載されており、「中国の仲裁案件数が、世界的に見ても突出して増加していること」が明らかである。

① ICC(国際商業会議所：パリ、香港、ニューヨーク及びサンパウロに「仲裁事務局」がある。)

2016 年の仲裁受理案件：966 件

② LCIA(ロンドン国際仲裁裁判所) 同：303 件

③ SCC(ストックホルム商事仲裁裁判所) 同：199 件

④ SIAC(シンガポール国際仲裁センター) 同：343 件

⑤ HKLAC(香港国際仲裁センター) 同：262 件

第 3 節 仲裁事例

以下では、中国において最近に公表された仲裁事例のうち、「海外での仲裁判断の承認・執行」の「拒絶事例」及び「認容事例」を紹介する。

1. 「仲裁は、ICC(国際商業会議所)の調停・仲裁規則によって行う」旨の仲裁条項の有効性を争う訴訟が人民法院で係属中に、当事者間で別途に提起された香港での仲裁について、人民法院が承認・執行を拒絶した事例(「Wicor vs Haopu 事件」)¹⁹

(1) 事案の概要

1997 年 7 月 6 日：スイス法人である X は、中国法人である Y と合弁契約(本件契約)を締結した。本件契約には、「契約当事者間での紛争は仲裁に付託する」、「仲裁は、国際商業会議所の調停・仲裁規則によって行う」、「一方当事者が仲裁手続を開始したときは、他方当事者が仲裁地を選択する」旨の仲裁条項(本件仲裁条項)があった。

2011 年 7 月：XY 間で本件契約上の競業避止義務についての紛争が発生し、Y は、「本件仲裁条項は無効」と主張して、泰州市中級人民法院に訴訟提起した(本件訴訟)、

¹⁹「事例 1」について詳細に紹介する文献として、高槻史ほか「中国の人民法院が無効と判断した仲裁条項が有効であることを前提に出された ICC 仲裁判断について、泰州市中級人民法院が中国本土・香港間仲裁判断相互執行協定に基づく承認・執行を拒絶した事例」(JCA ジャーナル 2017 年 7 月号 42 頁)がある。

同年 11 月 4 日：X は、本件契約から発生した別個の紛争について、本件仲裁条項に基づき、ICC 国際仲裁裁判所に、Y を相手方として仲裁を申し立てた(本件仲裁)。

2012 年 1 月 12 日：本件仲裁につき、Y は本件仲裁条項が定める「仲裁地の選択」をしなかったもので、ICC 国際仲裁裁判所は、仲裁地を「香港」と定めた。

2012 年 3 月 1 日：本件訴訟につき、最高人民法院は、「本件仲裁条項は、仲裁機構を約定しておらず、中国の仲裁法第 16 条、第 18 条及び仲裁法司法解释第 4 条に基づき、本件仲裁条項は無効」と回答した。

同月 30 日：本件訴訟につき、泰州市中級人民法院は、最高人民法院からの回答に基づき、「本件仲裁条項は無効」と裁定した。

同年 11 月 2 日：本件仲裁につき、仲裁廷は、「本件仲裁条項が有効」と判断した(中間裁定)。

同年 12 月 11 日：本件訴訟につき、上訴審である江蘇省高級人民法院も、「本件仲裁条項は無効」と裁定した。

2014 年 7 月 18 日：本件仲裁につき、仲裁判断が下され(X の請求を認容)、その後、同年 11 月 27 日に補足仲裁判断が下された(本件仲裁判断)。

同年 12 月 9 日：X は、Y が本件仲裁判断を履行しないことから、中国の「内地と香港特別行政区との仲裁採決の相互執行についての手配」(相互執行協定)(最高人民法院 2000 年 2 月 1 日施行)に基づき、泰州市中級人民法院に本件仲裁判断の執行を申し立てた。

(2) 人民法院の判断

2016 年 6 月 2 日：江蘇省泰州市中級人民法院は、次のとおり判示して、本件仲裁判断の承認・執行を拒絶した。

「本件仲裁判断の執行については、中国の『内地と香港特別行政区との仲裁裁決の相互執行についての手配』(*最高人民法院 2000 年 2 月 1 日施行)(*第 7 条 3 項 中国本土における仲裁判断の執行が中国本土の社会公共利益に反すると中国本土の裁判所が判断する場合、仲裁判断の執行を拒絶することができる。)に基づいて判断する。」

「本件仲裁条項は無効であるとの 2012 年 12 月 11 日付の江蘇省高級人民法院裁定が法的効力を有しており、本件仲裁条項が有効であることを前提として出された本件仲裁判断は上記裁定と矛盾することから、中国本土の『社会公共利益』に反する。」

(3) 検討

2014 年 7 月の本件仲裁判断に先立って、2012 年 3 月の時点で中国の最高人民法院が「本件仲裁合意は無効」と判断していることから、中国の人民法院が本件仲裁判断の承認・執行を拒絶することは、当事者においても予測できたといえる事案である。本来、事前に当事者間で、より明確な「仲裁条項」を定めておくべきであった事案といえる。

前記の「民事訴訟法司法解释：第 545 条」(注 16)及び前掲②2015 年 7 月 7 日「一带一路建設典型案例」の「案例 6」(後掲の「事例 3」)の公布、施行後も、本件事例において、「香港での仲裁の承認・執行」が拒絶されていることにつき、留意しなければならない。

2. 仲裁地の合意を欠くため、中国法上は無効となる仲裁合意に基づくオーストラリアでの仲裁について、人民法院が承認・執行を認めた事例(「Castel vs TCL 事件」)²⁰

(1) 事案の概要

2003 年 12 月 19 日：オーストラリア法人である X と、中国法人である Y は、広東省中山市で、空調機売買についての英文の「総代理店契約」(本件契約)を締結した。本件契約は、紛争解決条項として、英文で、「60 日以内に協議によって解決することができない場合、領域内(Territory)で、仲裁により解決する」旨の仲裁条項(本件仲裁条項)を定めていた。

2008 年：XY 間で契約上の解釈問題が発生し、X は、Y に対する仲裁をオーストラリアで申し立てた(本件仲裁)。

本件仲裁は、オーストラリアで 3 名の仲裁人を選任し、アドホック仲裁として行われ、Y も選任手続等に参加し、この時点で Y は異議を述べていなかった。また、Y は、本件仲裁中に、反対請求も申し立てた。

2009 年 1 月 4 日：Y は、X を被告として、広東省中山市中級人民法院に、「本件仲裁条項の無効確認請求訴訟」を提起した(本件訴訟)。

2010 年 12 月 23 日：本件仲裁につき、仲裁費用を除いた部分について仲裁判断がされ、X の請求が認められた。(その後、2011 年 1 月 27 日に、仲裁費用に関する部分についても、X の請求が認められた。)(本件仲裁判断)

2011 年 4 月 5 日：X は、本件仲裁判断の承認・執行を広東省中級人民法院に申し立てた。

同年 10 月 20 日：本件訴訟につき、中級人民法院は、「本件仲裁条項のいう『領域』は、オーストラリアとは限らず、本件仲裁条項は仲裁地についての合意がない。したがって、本件仲裁条項は無効である。」と判断し、Y の請求を認容した(本件判決)。X が上訴しなかったことから、確定した。

(2) 人民法院の判断

2013 年 10 月 10 日：最高人民法院は、次のとおり判示して、本件仲裁判断を承認執行すべきと判断した。

「本件仲裁判断は、2010 年 12 月 23 日及び 2011 年 1 月 27 日にされているが、我が国の法院の本件仲裁条項を無効とする裁定は、2011 年 10 月 20 日に行われており、本件仲裁判断の時点は、我が国の裁定の効力が生じた時点よりも前である。かつ、Y は、本件仲裁手続中に本件仲裁条項が無効であるとの異議を提出していないばかりか、仲裁廷に対し反訴請求もしており、仲裁廷がこれによって本件仲裁条項の効力と管轄権を確定し、これが仲裁地の法律と仲裁規則に符合する場合、我が国の司法主権を侵害する事実は存在しないといふべきである。」

(3) 検討

事例 1 と類似する事案であるが、事例 2 では、「オーストラリアで本件仲裁が実施されている間、Y は、当該手続について異議等を述べず、当該手続において反訴請求もしていた。」

²⁰「事例 2」について詳細に紹介する文献として、藤本一郎『『無効』な仲裁条項に基づく外国判決の承認・執行が認められた事例』(JCA ジャーナル 2017 年 5 月号 32 頁)がある。

という事情があったことが、事例 1 と異なる結論になった理由といえる。いずれにせよ、同じく、本来は、事前に当事者間で、より明確な「仲裁条項」を定めておくべきであった事案である。

3. 「仲裁は、中国北京の CIETAC において、その時点で有効な UNCITRAL（国連国際貿易法委員会）仲裁規則によって解決する」旨の仲裁条項を、人民法院が「有効」と認めた事例（前掲②2015 年 7 月 7 日「一带一路建設典型案例」の「案例 6：浙江逸盛石化有限公司とルクセンブルクインビスタ技術有限公司の仲裁条項効力確認申請案件（2014 年）」）²¹

(1) 事案の概要

2003 年 4 月 28 日及び同年 6 月 15 日：中国法人である X と、ルクセンブルク法人である Y は、2 通の技術ライセンス契約(本件契約)を締結した。本件契約は、英文で仲裁条項(本件仲裁条項)を次のとおり定めていた。

「The arbitration shall take place at China International Economic Trade Centre (CIETAC), Beijing, P.R.China and shall be settled according to the UNCITRAL Arbitration Rules as at present in force」(訳：「仲裁は、中華人民共和国北京の中国国際経済貿易センター(CIETAC)において、その時点で有効な UNCITRAL 仲裁規則によって解決する」)

2012 年 7 月 11 日：Y は、中国国際経済貿易委員会(CIETAC)に、仲裁を申し立てた。

同年 10 月 29 日：X は、「双方が約定した仲裁条項は、本質的に、我が国の仲裁法が許可していない臨時仲裁(*アドホック仲裁)に属する」と主張して、仲裁条項の無効確認請求訴訟を寧波市中級人民法院に提起した。

(2) 人民法院の判断

2014 年 3 月 17 日：寧波市中級人民法院は、最高人民法院の逐級報告制度を経て最高人民法院の審査を受けた後、次のとおり終審裁定を下した。

「当事者が仲裁条項に使用した『take place at』との表現は、その後の語句からして、一般的に地点を示すと理解される。もっとも、当事者の仲裁意思を有利に実現するための目的解釈方法に基づき、仲裁機構の約定をも含むと理解することができる。

当事者の約定した仲裁機関の中国語名称は不正確であるが、英文略称 CIETAC から、当事者の選定した仲裁機構は、北京の中国国際経済貿易仲裁委員会と推定できる。

本件で問題となる仲裁条項は、我が国の仲裁法の規定に違反するものではなく、裁定により、仲裁条項の無効確認を求める X の請求を棄却する。」

(3) 典型意義（前掲②2015 年 7 月 7 日「一带一路建設典型案例」掲載の解説内容）

「本件は、当事者が『中国の常設仲裁機関において、国連国際貿易法委員会仲裁規則(UNCITRAL 仲裁規則)に依拠して仲裁手続を管理する条項』の効力を認め、かつ『当該条項が約定したのは仲裁機構であり、臨時仲裁(*アドホック仲裁)ではないことを明確にした、中国において初めての事案である。

²¹ 「事例 3」を紹介する文献として、高槻史「アドホック仲裁と中国の仲裁実務」(JCA ジャーナル 2015 年 8 月号 74 頁)等がある。

本件は、当事者の理解に相違が存在する契約用語について、当事者の仲裁意思を有利に実現する方法として目的解釈方法を採用し、仲裁条項において、仲裁機構の特定の機能が明確に限定されていない状況下であっても、当事者は、『常設機構が他の仲裁規則を適用する』旨の約定を、『当該機構が(*その)仲裁規則に従って、全ての仲裁手続を管理する』と理解すべきと認定した。

本件は、紛争解決機関の設立の多元化を推進し、仲裁の国際化を推進し、仲裁の公信力を向上させるものであり、典型として模範を示す意義がある。」

(4) 検討

本来、国連国際貿易法委員会(United Nations Commission on International Trade Law)の仲裁規則(1976年4月採択、2010年改正)は、「仲裁機関によらない仲裁(アドホック仲裁)」を念頭においたものであるが、世界各地の仲裁機関において、当事者の選択により、これを用いて仲裁を実施することも可能としており、中国の最高人民法院においても、受け入れやすいものといえる。

もっとも、本事例の重要な点は、これが前掲②2015年7月7日「一带一路建設典型案例」において、「**案例6 当事者の仲裁意思の尊重と、仲裁国際化の推進**」の「典型案例」とされ、その「典型意義」について、最高人民法院が、上記のとおり述べたことである。²²

中国においては、以上のとおり、「裁判、仲裁事例の急激な増加」、「司法解釈の制定」、「新たな立法」が繰り返し実施されており、実務上は、これらについて「全体的な動向」を確認しつつ、「個別事案の適正にして適切な解決」を図らなければならない。

第4節 設例の検討

1. 設例

当社(日本企業、製造業)は、協議の結果、某中国企業に対して当社の製品を販売することにしました。まずは、試作品を相手方に提供するので、「秘密保持契約書」を当社において作成中ですが、当社は以前からアメリカ企業との取引があるので、それを参考に、英語の契約書にしたいと思います。そのため、

「準拠法は、カリフォルニア法とする。」

「当事者間での紛争については、カリフォルニア州の裁判所を管轄裁判所とする。」

「本契約書は、英文で作成する。」

²² 「事例3」と類似する事案で、異なる結論に至った裁判例として、「ALSTOM vs 浙大網 事件」(浙江省杭州市中级人民法院 2013年2月6日裁定)がある。詳細については、拙著『紛争は、シンガポール国際仲裁センターにおいて、その時点で有効なICC規則に基づき、最終的に解決する』旨の仲裁条項によるシンガポールでの仲裁裁決について、中国の人民法院が承認・執行を拒絶した事例」(JCA ジャーナ 2017年9月号 42頁)のとおりである。

もっとも、私見としては、この判断は、「事例3」と抵触すると思われ、今後は踏襲されないと考えるので、本項においては詳細な紹介を省略する。

と定めることを考えています。

なお、もしも「裁判」ではなく、「仲裁」による紛争解決を図る場合は、とあるセミナーで、「香港での仲裁」や、「シンガポールでの仲裁」を勧められたこともあるのですが、そのようにした方がよいのでしょうか？

2. 検討

今般の「秘密保持契約書」の適用対象は、「日本企業(依頼者側)から、中国企業(相手方)への試作品提供」であることからすると、「特に、当該試作品の製造方法等の知的財産権についての秘密保持」が重要といえる。すなわち、本契約において、主に秘密保持義務を負うのは、「中国企業(相手方)」である。

それであれば、「適用法」や「紛争解決方法」については、「相手方が違約した場合に、最も素早い法的対応ができるのは、どこの国の法律、どのような紛争解決方法か？」という基準でもって判断すべきである。

そして、当該事案であれば、「適用法は中国法」、「紛争解決方法は、CIETAC 上海での仲裁」又は「中国の(*特定の)人民法院」とすることが、最も適切と思われる。

なぜならば、設例の事案であれば、紛争発生する可能性が高い「秘密情報受領側」が存在する国の法律、当該国を管轄する紛争解決機関を利用することが、最も迅速・簡便に法的手続を実施できるからである。(※ただし、このような判断をするためには、相手国の法制度、紛争解決機関等を十分に信頼できることが大前提として必要である。)

なお、「シンガポールや、香港での仲裁」は、「第三国で、専門性、公平性についての高度の信頼性がある仲裁機関での仲裁」という意味で、優位性があるといえるが、これによって全ての問題が解決できるわけではないことに留意しなければならない。

すなわち、これらは、「仲裁機関の専門性、公平性」については高度の信頼性があるものの、例えば、「仲裁手続中の民事保全をどのようにして実施するか？」という問題がある。また、そもそも、例えば、「紛争解決地：シンガポールでの仲裁」、「適用法規：カリフォルニア法」、「使用言語：英語」と合意した場合、「シンガポールの仲裁員に対し、カリフォルニア法を説明する手順」等が余分に必要となり、弁護士費用、仲裁費用が増化することになる。

したがって、「案件の規模、特徴」、「依頼者、相手方の関係」等の諸事情を考慮した上で、適切な「仲裁合意」を提案、選択すべきである。

以下では、私見であるが、実務上、当職が使用している「被告地主義仲裁条項」及び「秘密保持条項」の例を示す。このような「被告地主義仲裁条項」は、当事者のいずれも「相手方所在地において、相手方から一方的に仲裁を申し立てられて、現地での仲裁を進められることは避けたい。」と考えることが通常であることから、「当事者間での紛争は、仲裁で解決しなければならない。」「仲裁については、相手方所在地において、こちらから仲裁を申し立てなければならない。」と構成することにより、「当事者間での合意」を円滑に実現することを図るために、実務上、考案された条項例である。

*** 中国企業と日本企業間の契約書での「仲裁条項」の例(被告地主義)**

第〇〇条(準拠法)

本契約及び個別契約の準拠法は、中華人民共和国の法律とする。

第〇〇条(協議条項)

本契約及び個別契約に定めのない事項、又は疑義が生じた事項等については、甲(*日本企業)乙(*中国企業)間で、誠意をもって協議し、解決する。

第〇〇条(仲裁条項)

1. 前条の協議によっても甲乙間の紛争が解決できない場合、仲裁によって解決する。甲乙は、いずれも単独で仲裁を申し立てることができる。ただし、一方が仲裁を申し立てた場合、他方は別途に仲裁を申し立てることはできない。
2. 乙が仲裁を申し立てる場合は、日本国の一般社団法人日本商事仲裁協会において、その時点で有効な同協会の仲裁規則に従って日本国東京都で、日本語によって行うこととし、甲が仲裁を申し立てる場合は、中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会において、その時点で有効な同委員会の仲裁規則に従って中華人民共和国上海市で、中国語によって行うこととする。
3. 仲裁裁決は終局的な結果であり、双方に対して拘束力を有する。
4. 仲裁費用は、仲裁裁決に別途規定のある場合を除き、すべて敗訴側の仲裁当事者が負担する。
5. 仲裁期間中、両当事者の紛争のため仲裁が行われている部分を除き、本契約及び個別契約は、引き続き履行する。

*** 秘密保持条項 (シンプルな秘密保持条項の例)**

第〇条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、本契約又は個別契約を遂行する際に知った相手方の技術上、営業上の情報等を秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示、漏洩等してはならず、また、本契約又は個別契約遂行すること以外の目的のために使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除外する。
 - (1) 相手方から開示を受けた際、既に自らが所有していたもの
 - (2) 相手方から開示を受けた際、既に公知又は公用であったもの
 - (3) 相手方から開示を受けた後に、自らの責任によらずに公知又は公用となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から、機密保持の義務を伴わずに入手したもの
 - (5) 相手方から開示を受けた後に、開示された事項と関係なく、独自に開発したもの
2. 本条に定める秘密保持義務は、期間満了、解除等のどのような事由によるかを問わず、本契約の終了日から、さらに3年間、引き続き甲及び乙を有効に拘束する。」

第7章 中国企業対外投資管理制度の発展について —— 2017 年『企業対外投資管理弁法』の制定をめぐって

中国華東政法大学法律学院教授
法治政府研究所長・弁護士 江利紅

はじめに

2017 年 10 月 9 日、商務部、国家統計局、国家外貨管理局は「2016 年度中国対外直接投資統計公報」を共同発布した。この公報によると、2016 年、世界各国の対外直接投資額が前年比 2%減の 1.45 万億米ドルとなった背景で、中国の対外直接投資額は前年比 34.7%増の 1961.5 億米ドルで、過去最高を記録したという。中国の年間対外直接投資額は世界の 13.5%を占め、順位で見ると世界 2 位となった。対外企業資産総額は 5 万億米ドルを突破した。2016 年末時点で、中国の 2.44 万の投資主体が対外で約 3.72 万の対外直接投資企業を設立し、その範囲は 190 の国・地域に広がっている。中国の対外直接投資累計額は 2016 年末で 13573.9 万億米ドルに上昇し、世界の 5.2%を占め、順位で見ると世界 6 位となった。中国が対外直接投資統計データを公表し始めた 2002 年以来、15 年連続で増加しており、2016 年の対外直接投資額は 2002 年の 72.6 倍、2002 年～2016 年の年平均増加率は 35.8%に達した。2016 年、中国の対外直接投資額は外国からの対中国投資額(1340 億米ドル)を超えた。¹しかし、アメリカ、日本などの先進諸国に比べると、中国の対外投資は、まだ一定の差が存在している。中国の各企業の対外直接投資から見れば、多くの成功した経験がある一方、失敗した例も多い。そのため、中国の国家発展改革委員会などの管理部門は 2016 年 11 月頃から、対外投資に対し、リスク防止や健全化・規範化に軸足を置き、抑制する投資と支援する投資を区別したうえで、「理不尽な対外投資が効果的に抑制された」と表明した。国家発展改革委員会などの管理部門は、合法的で条件を具備する企業の対外投資は支援する一方で、リスクが高い対外投資や理不尽な対外投資は抑制することになって、対外投資における合法性・真実性の審査を厳格化している。そのため、中国の対外直接投資額は減少している。特に、不動産、ホテル、映画館、娯楽などの分野への対外直接投資が、軒並み大幅に減少した。商務部によると、2017 年 1～8 月の中国企業による対外直接投資額(金融を除く)は前年同期比 41.8%減の 687 億 2,000 万米ドル。中国が対外直接投資統計データを公表し始めて以降、一貫してプラス成長を遂げてきた対外直接投資額は、今年に入り一転して減少、大幅な落ち込みを示している。²中国企業の対外投資は良いチャンスに恵まれているとしつつ、一方で多くのリスクと挑戦に直面しているとし、対外投資のリスクを防止するために、国务院弁公庁が 2017 年 8 月に国家発展改革委員会、商務部、人民銀行、外交部の 4 部

¹ 商務部、国家統計局、国家外匯管理局「2016 年度中国対外直接投資統計公報」2017 年 10 月 9 日。

² <http://finance.people.com.cn/GB/n1/2017/0914/c1004-29536814.html> 参照。

門が制定した『対外投資方向性の更なる誘導、規範化に関する指導意見』を發布し、投資分野を奨励類、制限類、禁止類の3つに区分し、それぞれの分野を明確化した。そして、2017年12月26日に、中国国家発展改革委員会は、中国企業が対外投資を行う際の新たな管理規定となる『企業対外投資管理弁法』を公布した。従来規定よりも対外投資プロジェクト管理の国内手続きを簡素化して企業負担を軽減する一方、対外投資に伴うリスクへの監督管理を強化する。

そのため、本論文では、まず、中国企業対外投資に対する規制(2011年まで)(第1節)とその規制の緩和(2011年から2016年まで)(第2節)を概観し、そして、2016年11月以来、中国企業対外投資管理の関連部門の一連の政策を取りまとめ(第3節)、2017年12月の『企業境外投資管理弁法』の制定をめぐって、その弁法の主な内容を分析し、中国企業対外投資に対する規制の緩和とリスク監督管理の強化の動きを検討し(第4節、最後に、中国企業対外投資管理制度の今後の発展について論じることとしたい(「おわりに」)。

第1節 中国企業対外投資に対する規制(2011年まで)

1978年の改革開放以来、中国は外国直接投資の誘致や対外貿易の拡大を推進し、対外の資金と技術を国内に取り込み、経済の成長を続けてきたが、国内の経済を優先的に発展させるために、中国企業の対外投資を規制していた。

1. 1991年の『対外投資プロジェクトに関する管理強化の意見』—— 厳しい規制

1979年8月、国務院は15項目の経済改革措置を打ち出し、外国で企業を設立することができると初めて明記した(13項目)。しかし、1991年3月、当時の国家計画委員会は『対外投資プロジェクトに関する管理強化の意見』を国務院に提出し、「現段階、中国は大規模で対外投資の基準がまだ整っていない」と指摘した。この判断は1990年代の中国対外投資の基本的指針となった。1991年3月5日、元の家計画委員会³は『対外投資プロジェクトに関する管理強化の意見』を發布した。この「意見」は、「中国は大規模な対外投資の条件をまだ備えない」と指摘し、企業の対外投資に関する法律や管理経験が不足する一方、投資の主役である国有企業に関する企業改革や管理も不十分であったため、国有資産流失の恐れがあったからであるため、中国企業の対外投資を厳しく規制していた。対外投資プロジェクトの認可権限について、「意見」は「国家に資金を申請するまたは中国側の投資額が100

³ 国家計画委員会は現在の国家発展改革委員会委員会の前身であった。中華人民共和国成立以降、計画経済を実現するために、経済動態を把握し、需給のバランスを計算した上で具体的な計画を立案するために、旧ソ連のゴスプランを真似て、1952年に国家計画委員会を設立した。国家計画委員会は、1998年に「国家発展計画委員会」と名称変更し、さらに2003年3月、第10期全国人民代表大会第1回会議の決議により、国務院体制改革弁公室全体と国家経済貿易委員会の一部を取り込み、「国家発展改革委員会」と改称した。

万米ドル及びそれ以上の対外投資プロジェクトについては、そのプロジェクトの提案書とフィージビリティースタディー報告書は、国家計画委員会が関連部門とともに認可する。契約、定款は、対外貿易経済合作部⁴が認可する。中国側の投資額が 3000 万米ドル及びそれ以上の対外投資プロジェクトについては、そのプロジェクトの提案書とフィージビリティースタディー報告書は、国家計画委員会が関連部門とともに審査意見を提出して国務院に報告し認可する。中国側の投資額が 100 万米ドル以下の対外投資プロジェクトについては、そのプロジェクトの提案書とフィージビリティースタディー報告書及び契約、定款は以上の認可方法に参照し、国務院の各部門及び省、自治区、直轄市の指定した総合部門が認可する。そのプロジェクトの提案書とフィージビリティースタディー報告書は、国家計画委員会に登録するが、契約、定款は対外貿易経済合作部に登録する。」と定めていた。そして、この「意見」を実施するため、1991 年 8 月 17 日、国家計画委員会は、『対外投資プロジェクトの提案書とフィージビリティースタディー報告書の編成・認可に関する規定』を發布し、対外投資プロジェクトについて、プロジェクト提案書の編成とフィージビリティースタディー報告書の編成の二段階にわけて定めていた。以上の規定からみれば、この段階においては、中国企業の対外投資関が厳しく制限されていた。

2. 2004 年の『対外投資プロジェクト認可暫定管理弁法』—— 事前的な認可制度

中国は改革開放路線で市場経済を導入、急速に経済成長し 2001 年に世界貿易機構(WTO)に加盟したが、依然として国内の経済を重視し、中国企業の対外投資を規制することとなった。2004 年 10 月 9 日、国家发展改革委员会は『対外投資プロジェクト認可暫定管理弁法』(以下、「2004 年弁法」という)を制定し、対外投資プロジェクトに関する事前的な認可制度を設立している。

(1) 資源開発類プロジェクトの認可権限

資源開発類プロジェクトとは、対外の原油、鉱山等の資源探査開発投資プロジェクトを指す。2004 年の「2004 年弁法」は、資源開発類プロジェクトの認可権限について、下記のように定めている。中国側の投資額が 3000 万米ドル及びそれ以上の資源開発類プロジェクトについては、国家发展改革委员会が審査確認を行い、そのうち中国側の投資額が 2 億米ドル及びそれ以上のプロジェクトについては、国家发展改革委员会が審査した後、国務院に審査確認を求める(「2004 年弁法」4 条 2 項)。そして、中国側の投資額が 3000 万米ドル未満の資源開発類及び中国側の外貨使用投資額が 1000 万米ドル未満のその他のプロジェクトについては、各省、自治区、直轄市及び計画単列市並びに新疆生産建設兵団等の省級发展改革部門が審査確認を行う(「2004 年弁法」5 条 1 項)。

⁴ 対外経済貿易合作部は商務部の前身であり、中国の経済と貿易を主管する行政部門である。2003 年 3 月、第 10 期全国人民代表大会第 1 回会議の決議により、国家経済貿易委员会の貿易部門と対外経済貿易合作部とが合併して、商務部が成立した。

(2) 認可の手続

①プロジェクト申請報告の提出

審査確認権限により国家発展改革委員会または国务院の審査確認を行うプロジェクトは、投資主体が登録所在地の省級発展改革部門にプロジェクト申請報告を提出し、省級発展改革部門が審査した後、国家発展改革委員会に提出する。計画単列企業集団と中央管理企業は、直接国家発展改革委員会にプロジェクト申請報告を提出することができる。（「2004 年弁法」8 条）

②関係部門の意見の聴取

国家発展改革委員会は、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地域への投資プロジェクト及び中国と外交関係を確立していない国、注意が必要な地域への投資プロジェクトを審査確認する前に、関係部門の意見を聴取しなければならない。関係部門は、上記資料を受領した日から 7 業務日以内に、国家発展改革委員会に書面で意見を提出する。（「2004 年弁法」9 条）

③評価論証の委託

国家発展改革委員会は、プロジェクト申請報告を受押した日から 5 業務日以内に、評価論証を必要とする重要問題について、資格を有するコンサルティング機構に評価論証を委託する。委託を受けたコンサルティング機構は、規定の期間内に国家発展改革委員会に評価報告を提出しなければならない。（「2004 年弁法」10 条）

④認可

国家発展改革委員会は、プロジェクト申請報告を受理した日から 20 業務日以内に、プロジェクト申請報告に対する審査確認を完了し、または国务院に審査意見を提出する。20 業務日以内に審査確認決定を出せないまたは審査意見を提出できない場合は、国家発展改革委員会の責任者は 10 業務日の延長を許可し、かつ期間延長の理由をプロジェクト申請者に通知する。上述の審査確認機関には、コンサルティング機構に委託して行わせる評価期間が含まれない。（「2004 年弁法」11 条）

⑤認可書の発行及び理由の説明など

国家発展改革委員会は、審査確認を行ったプロジェクトについてプロジェクト申請者に書面の審査確認書を発行する。審査の結果確認を与えないプロジェクトについては、書面決定をもってプロジェクト申請者に通知し、理由を説明するとともに、プロジェクト申請者が法にしたがい行政不服審査を申立て、または行政訴訟を提起する権利を有することを告知しなければならない。（「2004 年弁法」12 条）

(3) 認可の基準

国家発展改革委員会及び省級発展改革部門が対外投資プロジェクトを認可する場合、下記の基準に基づき、審査を行わなければならない。①国の法律、法規及び産業政策に合致し、

国家主権、安全及び公共の利益を損なわず、国際法準則に違反しないこと。②経済と社会の持続的発展の要求に合致し、国民経済発展に必要な戦略的資源の開発に有益であること。国の産業構造調整の要求に合致し、国内の比較的に優位性を有する技術、製品、設備の輸出及び労務の輸出を促進し、対外の先進技術を導入すること。③国の資本項目管理及び外債管理の規足に合致していること。④投資主体が投資実力を備えていること。（「2004 年弁法」18 条）

第 2 節 中国企業対外投資に対する規制の緩和(2011 から 2016 年まで)

1978 年の改革開放以来、中国は外国直接投資の誘致や対外貿易の拡大を推進し、対外の資金と技術を国内に取り込み、経済の成長を続けてきた。一方、21 世紀に入り、中国は、従来の「引進來」政策に加えて、経済の成長によって蓄えた資金力・技術力を利用し、中国資本や技術の対外進出を積極的に推進し、中国企業の対外投資や経営の国際化を奨励している。この意味で、中国企業対外投資に対する規制が緩和している。

1. 2011 年の『対外投資プロジェクトに係る認可権限の委譲業務についての通知』

— 認可制の緩和

2011 年 2 月 14 日、国家発展改革委員会は『対外投資プロジェクトに係る認可権限の委譲業務についての通知』（以下、「2011 通知」という）を公布し、一部の対外投資プロジェクトの認可権限を国家発展改革委員会から省級発展改革部門に移管し、その手続を簡略化している。

(1) 認可権限の緩和

①資源開発類プロジェクトの認可権限

資源開発類プロジェクトの認可権限について、2011 年の『対外投資プロジェクトに係る認可権限の委譲業務についての通知』により、一部の権限を国家発展改革委員会から省級発展改革部門へ移転することになった。具体的には、資源開発類の対外投資プロジェクト(特殊プロジェクトは除く)は、所在する省・自治区・直轄市及び計画単列市・新疆生産建設兵団等の省級発展改革部門(以下、「省級発展改革部門」という)が認可を行う。中央管理企業が上述の対外投資プロジェクトを実施する場合、企業は自主的に方針を決定し、かつ国家発展改革委員会に登録を行う。中国側の投資額が 3 億米ドル以上の資源開発類、中国側の投資額が 1 億米ドル以上の非資源類開発類の対外投資プロジェクトは、国家発展改革委員会が認可を行う。（「2011 通知」1 条）

②特殊プロジェクトの認可権限

特殊プロジェクトとは、中国と外交関係を確立していない国、国際的な制裁を受けている

国、もしくは戦争・動乱等が発生している国及び地域での投資プロジェクト、ならびに基礎電信運営、国境を跨いだ水資源開発利用、大規模な土地開発、基幹電力網、新聞メディア等の特殊かつ敏感な業種に係る対外投資プロジェクトである。このプロジェクトは、限度額に関わらず、省級发展改革部門もしくは中央管理企業が初回審査を行った後に国家发展改革委員会が認可を行うか、もしくは国家发展改革委員会が初回審査を行った上で国务院に認可を要請する。（「2011 通知」2 条）

（2）認可手続の簡略化

対外投資プロジェクトを選別し、協力業務を遂行するため、中国側の投資額が 3000 万米ドル以上 3 億米ドル以下の資源開発類、中国側の投資額が 1 千米ドル以上 1 億米ドル以下の非資源類開発類の対外投資プロジェクトに対して、省級发展改革部門は認可証書を発行する前に、国家发展改革委員会に報告・登録しなければならない。国家发展改革委員会は認可証書を受領してから 5 営業日以内に『地方重大対外投資プロジェクト認可登録書』を発行しなければならない。登録を経たプロジェクト認可証書は、関連手続の取扱及び関連政策の享受に係る依拠となる。（「2011 通知」4 条）

2. 2014 年の『対外投資プロジェクト認可・登録管理弁法』—— 認可制と登録制の両立

対外投資を促進及び規範化し、対外投資管理の職能転換を加速するため、『中華人民共和國行政許可法』、『国务院による投資体制改革に関する決定』、『国务院による確かに保留する必要がある行政審査・批准プロジェクトに対する行政許可設定の決定』に基づき、2014 年 4 月 8 日、国家发展改革委員会は、『対外投資プロジェクト認可・登録管理弁法』（国家发展改革委員会第 9 号令。以下、「2014 年弁法」という。）を發布し、2014 年 5 月 8 日より施行する。同時に、当委員会が 2004 年 10 月に發布した「対外投資プロジェクト認可暫定管理弁法」（国家发展改革委員会第 21 号令）は廃止する。そして、2014 年 11 月 18 日の『政府認可の投資プロジェクト目録(2014 年版)』に基づき、2014 年 12 月 27 日、国家发展改革委員会は、『対外投資プロジェクト認可・登録管理弁法』7 条 1 項を改正した。当該弁法では、対外投資プロジェクトの管理について、以前の認可制を廃止し、「登録制を主とし、認可制を従とする」という管理モデルを確立している。すなわち、国家发展改革委員会と省級政府发展改革部門は企業対外投資プロジェクトの具体的な状況に基づき、それぞれに認可制と登録制で管理を行う。具体的には、以下のとおりである。

（1）対外投資プロジェクトの認可制

国家发展改革委員会は、経済・社会の発展に関する政策研究、立案、構造調整及び経済体制改革の指導に責任を担う国务院のマクロコントロール部門である。「2014 年弁法」7 条 1 項は、「中国側の投資額 10 億米ドル及びそれ以上の対外投資プロジェクトは、認可制を適用し、国家发展改革委員会が認可する。また、敏感な国家及び地域、敏感な業界に係わる対外投資プロジェクトは、限度額を分けず、認可制を適用し、国家发展改革委員会が認可する。

そのうち、中国側の投資額 20 億米ドル及びそれ以上、ならびに敏感な国家及び地域、敏感な業界に係わる対外投資プロジェクトは、国家發展改革委員会が審査意見を提出して國務院に報告し認可する。」と定めているが、2014 年 12 月 27 日、国家發展改革委員会は、この規定を改正し、「敏感な国家及び地域、敏感な業界に係わる対外投資プロジェクトは、国家發展改革委員会が認可する。そのうち、中国側の投資額 20 億米ドル及びそれ以上の対外投資プロジェクトは、国家發展改革委員会が審査意見を提出して國務院に報告し認可する。」と定めている。

ここの「対外投資プロジェクト」とは、投資主体が通貨、有価証券、実物、知的財産権もしくは技術、持分、債権等の資産及び権利・利益の投入もしくは担保の提供を通じて、対外の所有権、経営管理権及びその他の関連権利・利益を獲得する活動を指す。（「2014 年弁法」3 条）「中国側の投資額」とは、投資主体が対外投資プロジェクトのために投入する通貨、有価証券、実物、知的財産権もしくは技術、持分、債権等の資産及び権利・利益または提供する担保の総額を指す。（「2014 年弁法」4 条）対外投資プロジェクトの前期業務の周期が長く、必要となる前期費用（履行保証金、保証手数料、仲介サービス費、資源探査費等を含む）の規模が比較的大きい場合、現行の外貨管理規定の必要に基づき、投資主体は 2014 弁法第 7 条、8 条の規定を参照してプロジェクト前記費用に対して認可もしくは登録を申請することができる。認可もしくは登録を経たプロジェクト前記費用は、プロジェクトの中国側の投資額に計上する。（「2014 年弁法」9 条）そして、ここの「敏感な国家及び地域」には、国交を結んでいない、及び国際制裁を受けている国家、戦争・内乱等が発生している国家及び地域を含む。（「2014 年弁法」7 条 2 項）「敏感な業界」には、基礎電信運営、クロスボーダーの水資源開発利用、大規模土地開発、送電線・電力網、新聞・メディア等の業界を含む。（「2014 年弁法」7 条 3 項）

（2）対外投資プロジェクトの登録制

「2014 年弁法」8 条は、「敏感な国家及び地域、敏感な業界に係わる対外投資プロジェクトを除き、中国側の投資額 10 億米ドル以下の対外投資プロジェクトは、登録制を実行する。そのうち、中央管理企業が実施する対外投資プロジェクト、地方企業が実施する中国側の投資額 3 億米ドル及びそれ以上の対外投資プロジェクトは、国家發展改革委員会に登録する。」と定めている。しかし、2014 年 12 月 27 日、国家發展改革委員会は、「2014 年弁法」7 条 1 項を改正し、「敏感な国家及び地域、敏感な業界に係わる対外投資プロジェクトは、国家發展改革委員会が認可する。」と定めている。この意味で、認可制の適用は「敏感国家・地区」と「敏感産業」の対外投資プロジェクトに限定されている。敏感な国家及び地域、敏感な業界に係わる対外投資プロジェクトを除き、その他の対外投資プロジェクトはすべて登録制を適用する。また、地方企業が実施する中国側の投資額 3 億米ドル以下の対外投資プロジェクトは、各省、自治区、直轄市及び計画単列市ならびに新疆生産建設兵団等の省級政府の投資主管部門に登録する。（「2014 年弁法」8 条）

第3節 中国企業対外投資に対する規制の緩和と

リスク監督管理の強化(2016 年末から)

上述のように、中国企業の対外投資には、多くの成功した例がある一方、失敗した例も少なくない。例えば、一部の企業が盲目的に投資を行った後、経営困難に陥り、大きな損失が発生している。一部の企業が重点的に不動産、ホテル、映画館、娯楽などの非実体経済分野に投資を行い、資金の国外流出を招き、中国の金融安定及び人民元の国際化に影響を与えた。一部の企業が投資先国の環境保護、エネルギー消費、安全などの基準や要求を無視して投資を行い、国際紛争を引き起こして損失が発生し、中国のイメージを損なった。これらの問題を解決するために、中国の国家発展改革委員会などの管理部門は 2016 年 11 月頃から、対外投資の類型を区分し、合法的で条件を具備する企業の対外投資は支援する一方で、リスクが高い対外投資や理不尽な対外投資は抑制することになった。

1. 2016 年 11 月から 2017 年 4 月までの一連の政策

2016 年 11 月以降、中国の国家発展改革委員会などの管理部門は中国企業対外投資に対する規制の緩和とリスク監督管理の強化をめぐって、下記のように、一連の政策を発表した。

①2016 年 11 月 28 日、国家発展改革委員会、商務部、人民銀行、外貨管理局の責任者は共同記者会見を開き、「対外投資の利便化とリスク防止を結び合わせ、市場の秩序・規範化を促し、関連規定に基づき、対外投資プロジェクトの審査を進め、対外投資の健全な発展を促す」という方針を表明した。⁵

②2016 年 11 月 28 日、国家外貨管理局のホームページには、「中国の対外投資の方針政策と管理原則は明確で、登録制を主とした対外投資管理方式を堅持し、関連規定に基づき中国企業の対外投資プロジェクトを確認し、中国の対外投資の持続的な発展を促進する」と表明した。そして、翌日、外貨管理局のホームページには、「外貨管理局は能力、条件を具備した企業による法規に合致した対外直接投資業務を支援する。対外直接投資は真実・合法的な貿易を基として、関連規定に基づき登録を行わなければならない。外貨管理局は対外投資の関連管理部門に協力し、その真実性・合法性を確認し、虚偽の対外投資を取り締まり、対外直接投資の健全で秩序ある発展を促す」との方針を表明した。

③2016 年 11 月 29 日、中国人民銀行は「国内企業の人民元対外貸付業務をさらに明確化することに関する通知」(銀発[2016]306 号)を發布し、国内企業の人民元域外貸付業務に関する手続き及び管理を規範化するとともに、現行の人民元・外貨の管理方式を統一することを定めている。

④2016 年 12 月 2 日、商務部対外投資・経済協力情報サービスシステム・対外投資管理

⁵ http://www.ndrc.gov.cn/xwzx/xwfb/201611/t20161128_827847.html 参照。

システムのホームページには、対外投資の真実性を審査するために、「2014 年弁法」に定め
たプロジェクト登録申請の付属書類以外、会社董事会の決議もしくは関連の出資決議、会計
監督を経た対外投資企業の財務書類、投資前期の実施状況の説明書、企業責任者が署名した
真実性に関する承諾書などをも提出することを要求している、という「通知」があった。⁶

⑤2016 年 12 月 6 日、国家発展改革委員会、商務部、人民銀行、外貨管理局は共同記者
会見を開き、『『一帯一路』の共同建設及び生産設備・能力のグローバル提携への参画、国内
経済構造の転換・高度化の促進につながる対外投資などは支援する。一方で、不動産、ホテ
ル、映画、娯楽、スポーツクラブなどの分野において一部で理不尽な対外投資の傾向が出現
し、対外投資規模が国内の親会社の登録資本金を上回るような投資などがみられ、潜在的な
リスクがある』を指摘したうえで、企業に対し慎重に意思決定するように勧告し、「対外投
資の利便化を推進すると同時に、対外投資のリスクを防止する」という方針を表明した。⁷

⑥2016 年 12 月 27 日、商務部対外投資・経済協力局長は、真実・合法的な対外投資を支
援し、理不尽な対外投資や盲目的な対外投資を抑制するために、今後真実性の審査を行い、
『対外投資条例』を制定し、対外投資管理政策を強化することを指摘した。⁸

⑦2017 年 1 月 7 日、国务院国有資産監督管理委員会は『中央企業対外投資監督管理弁法』
を發布し、中央企業の対外投資に対する監督を強化し、中央企業が原則として主要業務以外
の事業への投資を禁止することを定めている。

⑧2017 年 1 月 26 日、国家外貨管理局は『外貨管理改革の更なる推進、真実性・合法性
審査の改善に関する通知』を發布し、対外直接投資の真実性・合法性の審査を強化するとい
う方針を採用し、対外直接投資登記と資金対外送金の手続を行う際、規定に基づいて関連審
査資料を提出するほか、銀行に対し、投資資金の原資と資金用途(使用計画)も説明し、董事
会決議(あるいはパートナーの決議)、契約あるいはその他真実性を証明できる資料の提出
を要求している。

2. 2017 年 8 月の『対外投資方向性の更なる誘導、規範化に関する指導意見』

—— 類型別の管理

対外投資のリスクを防止し、対外投資の健全な発展を持続的、合理的で推進するために、
国务院弁公庁は対外投資管理の関連部門の一連の政策のうえで、2017 年 8 月に国家発展改
革委員会、商務部、人民銀行、外交部の 4 部門が制定した『対外投資方向性の更なる誘導、
規範化に関する指導意見』(国弁発〔2017〕74 号)を發布し、投資分野を奨励類、制限類、
禁止類の 3 つに区分し、それぞれの分野を明確化した。まず、奨励類は、①一帯一路建設及
び周辺のインフラ施設投資、②優位にある生産能力、優良設備及び技術の輸出、③国外での

⁶ <http://finance.people.com.cn/n1/2016/1227/c1004-28981180.html> 参照。

⁷ <http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/201612/20161202082006.shtml> 参照。

⁸ <http://finance.people.com.cn/n1/2016/1227/c1004-28981180.html> 参照。

研究開発センターの設立、④石油ガス、鉱物資源等エネルギー資源の探査・開発への参加、⑤農業、林業、牧畜業、漁業等への投資協力、⑥商業貿易・文化・物流等のサービス領域に関する国外投資、金融機関の国外拠点設立を含む。そして、制限類は、①国交のない国、戦乱が発生している地域及び条約・協定等で制限がある地域への投資、②不動産、ホテル、映画館、娯楽業、体育クラブ等の投資、③実態のない持分投資基金、投資プラットフォームへの投資、④投資先の技術基準要求に適合しない後進的な生産設備を使用した投資、⑤投資先の環境保護、エネルギー消費、安全基準に適合しない投資を含む。最後に、禁止類は、①国の批准を受けていない軍事工業の核心技術に関する投資、②輸出を禁止する技術、工法、製品に関する投資、③賭博業、ポルノ産業等への投資、④国が締結及び参加する国際条約において禁止する投資、⑤上記以外における国の利益・安全に危害を与え又は与える恐れのある投資を含む。以上の分類のうえで、当該「意見」は、各類型の対外投資に対してそれぞれに管理の措置を規定している。まず、奨励類投資については、税、外貨、保険、税関、情報などに関わる分野で政府のサービスレベルをさらに高め、ビジネスにより有利な条件を企業に提供するとした。そして、制限類投資については、企業が慎重に参画するように導き、実際の状況に応じて必要な指導と注意を行うとした。さらに、禁止類投資については、有効で厳格なコントロールを行うとした。特に、対外投資の真実性や合法性の審査を強化し、虚偽の投資行為を防止し、対外投資の「ブラックリスト」制度を整備し、違法投資行為に対する懲戒などに触れ、政府の管理メカニズムを完備することを示した。

第4節 中国企業対外投資管理制度の新発展

—— 2017年12月『企業境外投資管理弁法』の制定をめぐって

『対外投資方向性の更なる誘導、規範化に関する指導意見』に基づき、中国国家發展改革委員会は2017年12月26日に、中国企業が対外投資を行う際の新たな管理規定となる『企業対外投資管理弁法』（以下は「新弁法」という）を公布した。その主な内容は下記の通りである。

1. 認可制の適用範囲の収縮と登録制の適用範囲の拡大

対外投資プロジェクトに対する認可について、「2014年弁法」と比べると、「新弁法」は認可制の適用範囲を更なる縮小している。「2014年弁法」は中国側の投資額10億米ドル及びそれ以上の対外投資プロジェクト、敏感な国家及び地域、敏感な業界に係わる対外投資プロジェクトは、認可制を適用し、国家發展改革委員会が認可すると定めていたが、「新弁法」は投資額という基準を廃棄し、認定制の適用範囲を敏感なプロジェクトに限定している。敏感なプロジェクトは、敏感な国家及び地域に係わる対外投資プロジェクトと敏感な業界に係わる対外投資プロジェクトを含む。（「新弁法」13条1項・2項）この「敏感な国家及

び地域」には、中国と国交を結んでいない、戦争・内乱等が発生している国家、中国が締結・参加した国際条約や協定などにより企業の対外投資を抑制する必要がある国家及び地域、及びその他の敏感な国家及び地域を含む。（「新弁法」13条3項）そして、「敏感な業界」には、武器の研究開発・生産・維持、国境を越えた水資源の開発利用、新聞・メディアおよび中国の法律法規・政策によって企業の対外投資を抑制する必要がある業界を含む。敏感業界の具体的なリストは国家発展改革委員会により発布する。（「新弁法」13条4項・5項）敏感なプロジェクト以外の対外投資はすべて、登録制に適用する。（「新弁法」14条1項）「2014年弁法」と比べると、登録制の適用範囲はずっと拡大している。この点から見れば、中国企業対外投資管理制度は規制緩和しているといえる。

2. 認可や登録の手続の簡略化・便利化

認可制の適用範囲を限定し、登録制の適用範囲を拡大したうえで、「新弁法」は「2014年弁法」により定められたプロジェクト情報報告制度を廃止し、地方の仮審査、移譲手続きを取り消し、投資主体が審査認可、届出手続きを履行する最終期日の要求を緩和し、且つ審査認可と届出の手順、期限、変更、延期等について具体的に規範化している。

(1) 認可の手続

認可制を適用する海外投資プロジェクトに対して、国家発展改革委員会および省級政府発展改革部門により認可の手続が行われる。具体的には、以下のような手続で行う。

①プロジェクト申請報告書の提出

認可制を適用する投資プロジェクトについて、投資の主体はインターネットで認定機関にプロジェクト申請報告書および関連書類を付属書類として送付する。（「新弁法」18条）プロジェクト申請報告書には、①投資主体の状況、②プロジェクトの状況（プロジェクトの名称、投資の目的地、主要内容と規模、中国側の投資額など）、③プロジェクトが中国の国家利益と国家安全に対する影響の分析、④投資主体がプロジェクトの真実性に関する声明などの内容を含む。（「新弁法」19条）

②プロジェクト申請の受け取り

プロジェクト申請報告書および付属書類が揃って内容が規定の要求に合致した場合、認可機関は受け取りしなければならない。プロジェクト申請報告書および付属書類が揃っていない、もしくは内容が規定の要求に合致していない場合、認可機関は5営業日以内に申告機構に一括で通知して補足を行わせる。（「新弁法」13条）

③関連部門の意見の聴取

投資プロジェクトが関連部門の職権に関連している場合、認可機関は関連部門の意見を聴取し、関連部門は意見聴取書を受け取った日から7営業日以内に書面意見を発行しなければならない。（「新弁法」22条）

④諮問機構の評価

認可機関は、プロジェクト申請報告書を受け取った後、確かに必要がある場合、4 営業日以内に資質をもっている諮問機構に委託して評価を行わなければならない。委託を受けた諮問機構は、30 営業日以内に評価を行わなければならない。その場合、認可機関は、評価期限を投資主体に通知し、諮問機構が提出した評価報告を受け取り、その評価結論について責任を負う。評価費用は、認可機関が引き受け、諮問機構およびその業務人員は申告機構もしくは投資主体からいかなる費用も取得してはならない。（「新弁法」23 条）

⑤プロジェクトの認可

認可機関は、プロジェクト申請報告書を受け取った日からの 20 営業日以内に認可や拒否の決定を下す。プロジェクトの状況が複雑である、または関連機関の意見を聴取する必要がある場合、認可機関の責任者が 10 営業日の延長を批准し、合わせて期限延長の理由を投資主体に通知する。上述の認可期限は、諮問機構に委託して評価する期間を含めない。（「新弁法」25 条）また、認可の基準については、以下のとおり。①国家の法律・法規二違反していないこと、②中国の経済政策、産業政策及び対外開放政策に違反していないこと、③中国が締結・参加した国際条約や協定に違反していないこと、④中国の国家利益と国家安全に危害を与えず、損害しないこと。（「新弁法」26 条）認可機関は、認可したプロジェクトに対して投資主体に書面の認可証書を発行する。認可しないプロジェクトに対して、書面決定の方式で投資主体に通知して認可しない理由を説明する。（「新弁法」27 条）

(2) 登録の手続

登録制を適用する海外投資プロジェクトに対して、国家发展改革委員会および省級政府发展改革部門により登録の手続が行われる。具体的には、以下のような手続で行う。

①プロジェクト登録表の提出

登録制を適用する投資プロジェクトについて、投資の主体はインターネットで認定機関にプロジェクト登録表および関連書類を付属書類として送付する。プロジェクト登録表の書式および付属書類のリストは、国家发展改革委員会が発行する。（「新弁法」29 条）

②プロジェクト登録申請の受け取り

プロジェクト登録表および付属書類が揃って内容が規定の要求に合致した場合、登録機関は受け取りしなければならない。プロジェクト登録表および付属書類が揃っていない、内容が規定の要求に合致していない、もしくはプロジェクトが登録制の適用範囲に属していない場合、登録機関は 5 営業日以内に投資主体に一括で通知して補足を行わせる。（「新弁法」30 条）

③プロジェクト登録通知書の発行または拒否

認可機関は、登録表を受け取った日から 7 営業日以内に、投資主体に登録通知書を発行しなければならない。関連法律・法規に違反した、関連計画または政策に違反した、国際条約・協定に違反した、中国の国家利益と国家安全に損害した投資プロジェクトに対して、登

録機関は登録表を受け取った日から 7 営業日以内に、登録を行わないという書面通知をし、その理由を説明する。（「新弁法」31 条）

3. 対外投資の監督

国家発展改革委員会および省級政府発展改革部門は、対外投資に関する法律・法規及び政策に基づき、関連管理部門と共同で、監督・管理の協力システムを構築したうえで、オンラインモニタリング、予約面談、抽選調査などの方式で対外投資に対して監督・検査を行い、法律・法規に違反した行為を取り消す。（「新弁法」40 条）

そして、投資額莫大の敏感ではないプロジェクトについて、投資主体が業務を実施する前にインターネットで国家発展改革委員会にプロジェクト情報報告を送付しなければならない。（「新弁法」42 条）対外投資の場合、派遣人員の重大な傷害・死亡、海外資産の重大な損失、中国と関連国家との外交関係を損害したなどの重大な不利の状況を起こったとき、投資主体はその状況が起こった 5 営業日以内インターネットで重大な不利の情報報告表を提出しなければならない。（「新弁法」43 条）

さらに、国家発展改革委員会は海外投資法律・法規違反行為記録を設置し、「新弁法」の規定に違反した行為及び相応した処罰の措置を公開し・更新し、関連の情報を全国信用情報共有プラットフォーム、国家企業信用情報公開システム、「信用中国」ホームページなどに公開し、関連部門と協力して懲戒する。（「新弁法」49 条）

おわりに

上述のように、中国では、2017 年の『企業境外投資管理弁法』の制定により、従来規定よりも対外投資プロジェクト管理の国内手続きを簡素化して規制緩和をもう一步進んでいる一方、対外投資に伴うリスクへの監督管理を強化することになった。そして、プロジェクト情報報告制度を変更し、地方の仮審査、移譲手続きを取り消し、投資主体が審査認可、届出手続きを履行する最終期日の要求を緩和し、且つ審査認可と届出の手順、期限、変更、延期等について具体的に規範化している。国内企業及び自然人が支配する国外企業の展開する国外投資を通じて、それらを管理の枠組に組み入れ、プロジェクト完成状況の報告、重大な不利の状況についての報告、重大事項の照会と報告等の制度を導入し、国外投資法律違反・規則違反行為記録等を構築すること等が提起された。また、中国の企業が対外投資をしようとする場合、国家発展改革委員会の対外投資プロジェクトの認可や登録以外、商務部及び省級商務主管部門による対外投資の登録や認可、国家外貨管理局による外貨の管理、中国輸出入銀行・国家開発銀行などの金融機関による金融支援、国家税務機関による税制優遇などに関連している。現段階、中国企業の対外投資は良いチャンスに恵まれているとしつつ、一方で多くのリスクと挑戦に直面している。中国における対外投資においては、融資困難や

外貨管理の制約、許可手続の煩雑、政府の支援不足などの問題がまだ存在していると同時に、企業の理不尽な投資、盲目的な投資により対外投資の失敗したことが多いなどの問題も存在している。これらの問題は中国企業の対外投資の障害になるとされる。中国企業の対外投資を促進するとともに対外投資のリスクを防止するため、上述の問題を解決し、中国企業の対外投資の認可、外貨の使用、金融の支援、税制の優遇などを一層緩和すると同時に、対外投資のリスクに対する監督と管理を強化することが求められている。そのうえで、現段階の対外投資促進の政策や法令を整理し、統一的な『対外投資条例』または「対外投資促進法」を制定することが必要であろう。

第 8 章 伙伴关系と一帯一路 FTA の 2017 年の進捗と展望 ～公正かつ客観的なグローバル・ガバナンス形成の布石～

一般財団法人 国際貿易投資研究所
研究主幹 江原 規由

第 1 節 伙伴关系は中国型グローバリズムをみる視点

2017 年 1 月、習近平国家主席は、初参加となった世界経済フォーラム会議(通称、『ダボス会議』^{注1}本部：スイス・ジュネーブ)の年次総会で、同年五月、『北京フォーラム』を開催すると発表した。毎年 1 月、スイスで開催される『ダボス会議』には世界各国の政財界のリーダーや学者が参加する。この賢人会議ともいわれる『ダボス会議』での『北京フォーラム』の開催発表では、一帯一路構想は世界デビューのひのき舞台を得たといえよう。

2017 年は、この『ダボス会議』以外でも、習近平国家主席は、国内外で開催された主要会議(下記)などで事あるごとに、一帯一路構想や伙伴关系^{注2}の構築に言及している。その背景には、究極的には、公正かつ客観的なグローバル・ガバナンスの構築を目指す中国の主張が読み取れる。

主要会議などにおける習近平国家主席の発言は、中国と世界の関係をみる重要な視点を提供しているといえる。

2017 年における一帯一路構想関連で、習近平国家主席が関係した内外の主要会議・講話

2013 年 9 月 カザフスタンの首都アスタナ（ナザルバエフ大学）で一帯一路構想（一帯）を提起

10 月 インドネシア国会で一帯一路構想（一路）を提起

2017 年 1 月 スイスで毎年開催の世界経済フォーラムで『北京フォーラム』の開催を発表

国連ジュネーブ事務局訪問、伙伴关系は国家間交流の指導原則と表明

5 月 『北京フォーラム』主催

6 月 上海協力機構（SCO）の加盟国首脳理事会第 17 回会議出席（カザフスタン）

7 月 G20 ハンブルグ・サミット出席

9 月 第 9 回 BRICS 首脳会談主催（福建省・アモイ）

10 月 『党 19 大』開催

11 月 30 日－12 月 3 日 中国共産党および世界政党ハイレベル対話会主催

12 月 中国外交使節活動会議開催

12 月 習近平国家主席 2018 年新年賀詞発表（12 月 31 日）

1. 伙伴关系の構築は国家間交流の指導原則

2017 年 1 月、『ダボス会議』に出席するため、スイスを訪問した習近平国家主席は、同国にある国際連合ジュネーブ事務局を訪問し、中国の**伙伴关系**に関し、極めて注目すべきスピーチを行っている。その中で、習近平国家主席は、こう話している。

“中国人は、いつもこう思っている。世界がよくなってこそ、中国はよくなる。中国がよくなれば、世界はもっとよくなる。今後中国の政策はどうなるのかに関心をもつ多くの人がある。このことには国際社会にもいろいろな議論がある。私はここで皆さんにはっきりとお答えする”と前置きし、“中国は、数百年前、世界の GDP の 30%を占めていた頃、対外侵略はしなかった。1840 年のアヘン戦争後、侵略を受け多大な損害を被ったが、今や、世界第 2 の経済体となった。これは、軍事拡大、植民地略奪でもたらされたものではない。中国の発展は世界に益するもので、今後も国際社会とウィンウィン関係を構築してゆく姿勢に変わりはない。1950 年から 2016 年まで、中国は、世界経済の成長、対外輸入、外資受け入れ、対外投資、海外観光で世界に貢献してきている。私はウインインの発展を実現するため**一帯一路倡議**(倡議：イニシアティブ、本稿では構想とした)を提起し、これに加えて、アジアインフラ投資銀行など国際公共財を多くの国際社会に提供してきている”と続け、“三点目に、中国は伙伴関係を構築する決心は決して変わらない。中国は独立自主外交政策を堅持し、平和 5 原則の基礎の上にすべての国と友好協力を発展させる。中国は率先して、**伙伴关系の構築を国家間交流の指導原則と定める**。すでに、**90 余の世界各国・国際組織と異なった伙伴关系を構築している**。中国は、さらに広範囲に世界との“朋友圈”(友人ネットワーク)を構築する”。

このスピーチで、伙伴关系の何が注目点かという点、“伙伴关系の構築を国家間交流の指導原則と定める”とし、“90 余の世界各国・国際組織と異なった伙伴关系を構築している^{注3)}”と、習近平国家主席自らが、伙伴关系の役割と構築数(具体的国名・国家組織は公式には対外公表されていない)を初めて対外公表したことである。なお、2017 年末時点、先進国の中で、日本と米国のみ、中国と伙伴关系の構築、一帯一路構想への参加がなされていない。

中国が、伙伴关系を国家間関係の指導原則としていることは、伙伴关系の構築は、中国の対外発展戦略の最前線にあるということになるのではないだろうか。こうしてみると、伙伴关系は、世界各国の対中関係の今と今後をみる視点を提供するといっても過言ではないであろう。国家間交流の指導原則とされているだけに、伙伴关系には、実に多くの内容と期待が込められている。

この点、世界 100 余カ国・国際組織(公式には対外発表されていない)の参加と支持を得ているとされる一帯一路構想においてもしかりである。一帯一路構想では、伙伴关系の役割が急速に高まってきているとみられる。

この点について、2018 年 1 月(8 日－10 日)に訪中したフランスのマクロン大統領との間で交わされた中仏共同声明から論じてみたい。

2. 中仏共同声明から見る伙伴关系の意義

習近平国家主席の外遊時、そして海外首脳を訪中時には、ほとんどの場合、共同声明が出される。マクロン大統領の訪中時にも共同声明が出されている。その冒頭で両国の伙伴关系(全面戦略伙伴关系)に言及されている。すなわち、「習近平国家主席の招待を受け、仏マクロン大統領は、2018年1月8日から10日まで中国を公式訪問した。両国元首は両国関係および重大な国際問題につき深く意見交換し、相互信頼と互惠互利の原則に基づき、中国とフランスの緊密かつ長期的中国－フランス全面戦略伙伴关系をさらに高いレベルに引き上げることを決定した」とし、その後、27項目の合意内容が記されている。

その27項目は、国際関係のあり方、形式主義的保護主義への反対、貿易自由化、地区および国際問題に関する協力強化、朝鮮半島問題、シリア、リビア、中東、イラン、アフリカに関わる認識、テロ対策での協力、インターネット国際ルールの形成での協力、気候変動問題、環境問題への対応、「中欧協力 2020 戦略計画」の積極推進、原子力発電所建設協力、航空領域における協力、エコ農業・食品加工分野での協力、中国の「中国製造 2025」とフランスの「未来工業計画」など国家事業の連携協力、海洋・衛生・天文流域の研究事業の積極推進、2022年冬季北京オリンピック・2024年パリオリンピックなどスポーツ分野における協力、健康老齢化問題での協力、そして、一帯一路構想における協力(原文訳：フランスは、一帯一路構想を歓迎する。中国とフランスは互利原則により具体的な協力プロジェクトにつき協議する)など、多岐に及んでいる。

共同声明の冒頭で伙伴关系のことが謳われているところに、習近平国家主席が、伙伴关系を、「国家間交流の指導原則」と定めるとした意図が読み取れる。総体的に、中国との共同声明での伙伴关系の構築(深化)に関わる中身をみると、経済協力、特に、一帯一路構想での連携・協力に関わるものが多くなってきていることが分かる。伙伴关系の構築(深化)は、対中交流促進へのプラットフォームの構築ということができよう。

中仏共同声明は、**全面戦略伙伴关系**の今後の方向、あり方を改めて確認した内容といえる。国際関係、経済交流、スポーツ交流、社会保障、機構・環境問題での協力など、交流や協力内容は広範囲に及ぶ。習近平国家主席が伙伴关系を国家間交流の指導原則とする所以が見てとれる。今後、地域経済圏の深化(FTA 構築など)、グローバル・ガバナンスの改革などで、伙伴关系の構築と格上げが、中国が世界とのコンセンサスを得る上で、大きな役割を演じることになるのではないだろうか。

なお、マクロン大統領の訪中期間に特筆すべき事項として、中仏両国の多国籍・主要企業から成る中仏企業家委員会^{注4}が成立したこと、さらにマクロン大統領が、習近平国家主席が、昨年(2017年)5月の『北京フォーラム』で発表した国際輸入博覧会(2018年11月、上海で開催)^{注5}に高級政府代表団と大規模企業ミッションを派遣するとした点が指摘できる。伙伴关系の構築(深化)が、一帯一路構想の推進にも大きく関わっていることが分かる。

全面戦略伙伴关系を構築している国は、フランス以外にも 30 余カ国・国際組織(注 2 参照)に及ぶ。16 種類ある伙伴关系の中で最も構築国の多い伙伴关系である。ただ、同じ種類の伙伴关系でも、国が異なれば、内容も異なっており、双方の立場を考慮して臨機応変に対応していることがわかる。

習近平国家主席の外遊、外国首脳の訪中時以外でも、伙伴关系の確認は行われる。例えば、2018 年 1 月 11 日、習近平国家主席が韓国の文在寅大統領と電話で話した時のことを例にとると、“先日(2017 年 13 日－16 日)、大統領は中国を成功裏に国事訪問された。双方は、中韓战略合作(協力)伙伴关系を発展させ、重大な地区および国際問題における協調を強化することで重要なコンセンサスを得た。相互信頼を増進し、協力を強化する……”(中央テレビニュース 2018 年 1 月 11 日)。

さらに、ロシアのプーチン大統領とは、新年(2018 年)の祝賀電話で、“2017 年を振り返ると、中国－ロシア全面戦略協作(協力)伙伴关系は高水準の新たな発展を遂げた……”(新華網 2017 年 12 月 31 日)などが指摘できる。

第 2 節 北京フォーラムのハイライトと意義

5 月の『北京フォーラム』には、29 カ国から元首・政府首脳が参加したほか、110 カ国から政府・学者・企業・金融・メディア関係者、さらに、61 の国際組織から 89 名の責任者・代表を含む総勢 1500 余人の参加があった。一国が提唱した『構想』に、わずか 4 年足らずの間にこれほど多くの国・国際組織が関係したということは、歴史的に見てもなかったといえよう。習近平国家主席は、『北京フォーラム』の基調講演で、“今日、人類社会は大発展、大変革、大調整の時代に入っている。世界の多極化、経済のグローバル化、社会の情報化、文化の多様化が深く進んでいる～”と明言したが、一帯一路構想が、『北京フォーラム』で国際的コンセンサスを得た背景には、こうした外部変化への対応策としての期待があったからではないだろうか。

その期待には、今を遡る 63 年前の 1955 年 4 月、インドネシアのバンドンで、29 カ国の参加を得て開催されたアジア・アフリカ会議(通称、バンドン会議、AA 会議ともいう)に共通するところが認められる。例えば、バンドン会議では、中国の周恩来総理が中心人物の 1 人であり、「平和十原則」(国連憲章の尊重、植民地主義反対、経済建設の推進、生活水準の向上など)が共同声明として発表され、国際政治の原則として提唱された。当時、第 2 次大戦が終結し、植民地の独立が相次ぐなど、世界には、新たな国際環境が構築されとの期待があった。一帯一路構想とバンドン会議には直接的な因果関係はないが、主要参加国が偶然にも 29 カ国であること、中国が大きな役割を演じていること、何より、当時は未曾有の規模で脱植民地化が進み、現在は発展途上国や新興諸国が先進国に代わって世界経済の発展に大きく関わってきていることなど、世界が転換期にさしかかろうとしている時に開催・提起されたことなど、両者には共通点も少なくない。この点、特筆すべきは、世界最大の発展

途上国を自称している中国が、公正で客観的なグローバル・ガバナンスの構築を提唱している点である。公正で客観的とは、発展途上国の立場を配慮したグローバル・ガバナンスの再構築ということに集約できよう中国は、一帯一路構想の推進やパートナー関係の構築でその布石を打っているといえるのではないだろうか。

1. 一帯一路 FTA ネットワークの構築はパートナー関係の構築がカギ

さて、前述の『北京フォーラム』の開幕式のスピーチで、習近平国家主席は、一帯一路構想のオリジナルといえる古代シルクロードの歴史的業績と意義に言及し、“今日、世界の多極化、経済のグローバル化、社会の情報化が進んでいる”と強調したあと、“世界は和平赤字、発展赤字、治理赤字(赤字とは、代償とか課題を指す)を抱えている”と続け、そうした状況下で、一帯一路構想を提起したことを明らかにしている。スピーチは、さらに、一帯一路構想での4年来の実績を、『5通』^{注6}の視点から、具体的に紹介しているが、そのあと、“一帯一路 FTA ネットワーク^{注7}を構築する”と、極めて重要な提案がなされている。習近平国家主席が、対外的に、一帯一路 FTA の構築を公言したのは、この時が初めてである。そのくぐりには、

“中国は一帯一路関係国と「ウィンウィン」(互利共赢)の経貿パートナー関係を積極的に構築し、関係国との貿易・投資の円滑化・便利化を推進し、一帯一路 FTA ネットワークを構築し、世界経済の発展に貢献する。本フォーラム期間中、中国は30余カ国と経済貿易協力協議に署名する予定であり、また、関係国とは FTA につき協議する。中国は2018年に中国国際輸入博覧会を開催する”

一帯一路 FTA ネットワークを構築するといっても、経済の発展水準も違えば、宗教、民族も異なる、価値観も極めて多様な国・国際組織との FTA の構築はそう簡単ではない。この点、上記スピーチで言及されている“経貿パートナー関係を積極的に構築し、関係国との貿易・投資の円滑化・便利化を推進し”としているところに、中国が目指す一帯一路 FTA 構築のカギがあるとみられる。

習近平国家主席は、同スピーチで、この部分の少し前にこう強調している。

まず、“我々は、一帯一路を平和の道としなくてはならない。古代のシルクロードは平和時に栄え、戦時には衰退した。一帯一路建設には平和な環境が不可欠だ。我々は合作共赢(協力・WIN-WIN)を核心とする新型国際関係を構築し、対話するが対抗しない、友となるが結託しないパートナー関係を構築しなければならない”

一帯一路 FTA ネットワークの構築は、パートナー関係の構築がカギとなっているといえるのではないであろうか。

2. 一帯一路 FTA ネットワーク構築への道のり

では、一帯一路 FTA ネットワークはどのように構築されてゆくのであろうか。中国は、一帯一路構想を「世界の公共財」といい、かつ、一帯一路構想で「朋友圈」（友人ネットワーク）を拡大すると強調している。こうした理念を前提とする一帯一路 FTA ネットワークの構築ともなれば、ハードルの高くない FTA となるに違いない。すなわち、①中国の FTA ネットワークの「交渉中」、「研究中」の国・地域協力組織との FTA 構築に努めるが、ハイレベルな FTA 構築を追求しない、②伙伴関係の構築・格上げの過程で、FTA に関わる内容を、対象国・地域組織の事情を考慮した形で共同声明に織り込み、これを具体化する形で FTA を構築とする。この点、一帯一路構想の要点である沿線国・地域組織の発展戦略との連携強化^{注8}が FTA 構築に大きく貢献することになる。

一帯一路 FTA ネットワークとの関連では、RCEP が代表的であるが、米国が TPP から離脱した現在、中国にとって、あえて、その構築を急ぐ必要は少なくなっているとみられる。中国は、ASEAN を RCEP の核としており、すでに、“ASEAN + 1 (中国・ASEAN FTA<ACFTA>)” 昇級版が構築済である。ニュージーランドとは、“中国・ニュージーランド FTA” 昇級協議が進行中である。オーストラリアとは、FTA が構築済であるほか、一帯一路構想との連携が進展しつつある（例えば、一帯一路構想とオーストラリア北部開発戦略との連携など）。インドとは、FTA は研究中であるが、今後、BRICS の枠内で経済連携が協議される可能性が考えられる。また、韓国とは FTA が構築済み、日韓両国とは、2017 年 4 月第 12 回日中韓自由貿易協定 (FTA) 交渉会合が行われている。こうして見ると、中国は、譲歩と妥協を求められる RCEP の構築より、RCEP 関係国・地域組織と Bilateral (双務) な FTA の構築 (昇級版を含む) を優先し、結果的に、RCEP を一帯一路 FTA ネットワークに取り込もうとしているとの見方も出来よう。この点、中国が一帯一路 FTA ネットワークの核としている伙伴関係を、日本を除く 14 カ国と構築済であること^{注9}、中国が RCEP 関係国にとって主要貿易パートナーであることは、RCEP と一帯一路 FTA ネットワークの関係を見る上で重要な視点となつてこよう。中国は、既存の FTA ネットワークを拡大・発展させ、ユーラシア・太平洋地域における代表的地域協力の枠組み^{注10}とも連携しつつ、一帯一路メガ FTA の構築に結びつけようとしているのではと考えられる。

なお、商務部によると、2018 年には、交渉中が 10FTA、研究中が 10FTA となると予測している^{注11}。

3. 一帯一路 FTA は伙伴関係経済圏

一帯一路構想の基本原則は、「共商、共建、共享」（共に協議し、建設し、分かち合う）である。そのもとで構築されようとしている一帯一路 FTA ネットワークは、妥協と譲歩による交渉の成果として構築され、協定や条約によって縛られるこれまでの FTA とは大きく一線を画しているといえよう。その意味で、一帯一路 FTA ネットワーク構築の本質は、伙伴

関係で連携された共同体、すなわち、「伙伴关系経済圏」の構築にあるといえよう。

米国の離脱で TPP の行方は不確実であり、また、EU でも、英国の離脱で、同様な状況にある。世界経済における中国のプレゼンスが急速に向上しつつある現在、一帯一路 FTA ネットワークは、少なくとも、ポスト TPP の有力候補になりつつあるのではないか。習国家近平主席は、新興経済国(BRICS が代表)や発展途上国の意見がより反映される、公正で客観的な国際経済ガバナンスの改革の必要性を、多くの場面で言及する^{注 12}。“一理あり”とするところもあれば、中国脅威論を説く向きもある。この点、今日ほど、一帯一路構想が世界的認知を得ていなかった 2014 年、習国家主席が中国とフランスの国交樹立 50 周年の記念大会の式辞で強調した次の言葉は印象的である。“ナポレオンは、中国は眠れる獅子で、この眠れる獅子が目を覚ませば、世界を震撼させると語った。中国という獅子は目を覚ました、これは平和で親しみやすい、文明的な獅子だ”と。今や、その文明の獅子が、伙伴关系を抛り所として、一帯一路 FTA ネットワークの構築、そして、グローバル・ガバナンスの改革に大きな一歩を踏み出しつつあるわけである。

第 3 節 伙伴关系、一帯一路、グローバル・ガバナンス

ここまで、主に、伙伴关系、一帯一路 FTA、グローバル・ガバナンスの改革への中国の姿勢について、スイス訪問(ダボス会議出席時および国際連合ジュネーブ事務局訪問時)と『北京フォーラム』での習近平国家主席の発言に焦点をあてて考察してきた。2017 年には、このほかにも主要会議が開催されているが、これら 3 点は、そのいずれの会議でも、習近平国家主席の発言において最大の強調点の一つとなっている。以下では、それぞれの会議における同 3 点の取り上げられ方とその意義について紹介しておきたい。

6 月 上海協力機構(SCO、注 9 参照)の加盟国首脳理事会第 17 回会議(カザフスタン)

2017 年は、「上海協力機構憲章」署名 15 周年にあたる。SCO は、中国－中央アジア諸国を主たるメンバー国としており、そのカバーエリアは、一帯一路構想の「一帯」に重なる。6 月のカザフスタンの首都アスタナで開催された 17 回首脳会議でのハイライトは、アジアの大国で中国とライバル関係にあるインドと中国と極めて密接な関係にあるパキスタンが正式に加盟国となったことにつきる。今後、中国は一帯一路構想の展開でインドと新たな協力協議の場を確保したといえる。なお、2018 年には、中国が SCO 首脳会議のホスト国となる。

7 月 G20 ハンブルグ・サミット

G20 サミットの重要講話で、習近平国家主席は、“先ごろ、中国は一帯一路国際協力サミットフォーラムを成功裏に開催した。参加国は、共商、共建、共享(共に話し、つくり、分ち合う)の精神に基づき、「5 通」の促進で大きな成果があった。一帯一路構想の推進で、ガバナンスの新理念の確立、協力の新たなプラットフォームの建設、発展の新エネルギーの構

築に尽力することは、G20 の主旨とまったく一致している”。

G20 のメンバー国で一带一路参加国は 6 カ国(中国、ロシア、インド、インドネシア、サウジアラビア、トルコ)だが、5 月の北京フォーラムに元首あるいは、政府首脳・政府代表を派遣した国をみると、G20 のメンバー国の大半をカバーしている。その実績に対する中国の自信のほどが、重要講話の行間に読み取れよう。

習国家主席は、G20 ハンブルク・サミット出席の途上、ロシアを訪問しプーチン大統領と会談、G20 ハンブルグ・サミット開催直前の 7 月 5 日には、ドイツのメルケル首相と親しく会談、それぞれ両国の緊密な関係を内外に示した。

9 月 第 9 回 BRICS 首脳会談（中国福建省・アモイ 注 9 参照）

習国家主席は、同首脳会議で、「BRICS 伙伴関係を深化させ、さらに輝く未来を開拓しよう」をテーマに講演を行っている。その中で、“BRICS はグローバル・ガバナンスがさらに公正で合理的な方向の向うよう努力していかなければならない。BRICS5 カ国と世界との連携をさらに密接にし、BRICS5 カ国はグローバル・ガバナンスへの積極参与を実現してゆかなければならない。BRICS5 カ国の参与なくして、地球上の多くの緊迫した重要問題の解決を図ることは難しい”と、グローバル・ガバナンスの改革を強調している。

世界経済の成長率に対する BRICS の貢献は 50%超(中国単独では 30%超)とすでに G7 の総和を超えている。グローバル・ガバナンス改革の声が高まる中、BRICS はその最前線に位置する国際組織になりつつあるといっても過言ではない。

10 月 『党 19 大』

習近平国家主席は、『党 19 大』報告に 3 時間 30 分の長時間をかけた。その中で、一带一路構想については、4 カ所で言及されている。そこでは、一带一路構想が中国の外資導入と対外投資の重点策であること、さらに、『5 通』の実現に注力し、一带一路構想を、国際協力の新たなプラットフォームとし、共同发展への新たな動力にすると強調している。また、伙伴关系については、グローバルな伙伴关系を積極的に発展させ、均衡のとれた大国関係を発展させ、周辺諸国との関係を深化させ、発展途上国との団結協力を強化するとしている。

こうした習近平国家主席の報告から、一带一路 FTA ネットワークが伙伴关系を軸に形成されるようとしていることが深読みできる。

さらに、11 月 30 日－12 月 3 日に北京で開催された中国共産党および世界政党ハイレベル対話会(世界 120 余カ国の 200 余政党・政党組織の指導者が北京で世界の大計につき議論)では、主に、人類運命共同体の構築について議論されたが、その中で、“現在、世界は大発展、大変革、大調整の時期にあり、平和と発展は今の時代のテーマである。世界の多極化、経済の国際化、社会の情報化、文化の多様化が進化を遂げている今日、グローバル・ガバナンス体系の建設と変革に積極的に参与し国際秩序をさらに公正かつ合理的な方向に発展させる必要がある”と公正かつ合理的なグローバル・ガバナンス改革を強調し、さらに、一带一路構想については、“一带一路建設は理念から行動へ、ビジョンから現実へと

きている。「共商 共建 共享」原則は、国際連合決議に入った”とし“一带一路構想は時代の潮流であり、各国人民の利益に符合する。人類運命共同体の構築を推進するための実践的プラットフォームを提供している”としている。

ここでは、中国のいう公正かつ合理的なグローバル・ガバナンスの構築、伙伴关系による一带一路構想の推進は人類運命共同体の構築のための手段とのニュアンスが濃厚に感じ取れる。

さらに、12月には、北京で外交使節活動会議(同会議出席のため帰国した各国駐在大使等への接見・訓示の場)で、習近平国家主席は、“伙伴关系ネットワークを開拓・発展させ、中国の「コミュニティ」を拡大する必要がある。一带一路建設を推進し、各国との広範な協力を深化させ、共同发展を促進する必要がある。グローバル・ガバナンスと多国間問題に積極的に関与し、中国国民の利益と全人類の共通利益を維持する必要がある”と、伙伴关系の構築と一带一路構想推進にむけ檄を飛ばしている。

最後に、2017年12月31日、習近平国家主席は2018年新年賀詞で、一带一路構想につきこう言及している。“中国は責任ある大国として、尽くすべき国際義務と責任を果たす。地球気候変動へのコミットメントは必ず守る。一带一路の共同建設を積極的に推進する。中国は、一貫して世界平和の建設者であり、世界の発展に貢献し、国際秩序を擁護する”。

こうした内外での重要会議での習近平国家主席の発言は、今後、世界における中国のポジション、グローバル・ガバナンス形成への関与をみる上で重要な視点を提供していると考えられる。一带一路構想の今後の展開、伙伴关系構築の行方はそれがどこまで進んでいるのかをみる尺度を提供しているといっても過言ではないであろう。

注1 毎年1月スイスのダボスで開催される。

注2 伙伴关系：一般的にはパートナーシップのこと。伙伴(hou・ban, フォ・バン)

- ・中国と一定の信頼関係を構築、重大な問題について基本的に意見を異にしない関係
- ・拘束力のある条約や協定によってではなく、元首(首脳)の信頼関係に基づく共同声明をもって構築される。
- ・中国と当該国のその時々との関係により格上げされる。
- ・妥協と譲歩による交渉の成果として構築される FTA とは一線を画しており、当事国の経済状況や事情をより反映できる融通性がある。
- ・16種類：戦略、全面、合作、協作、全天候、全方位、友好、創新、創新全面、互惠の10の言葉の組合せ(下記伙伴关系構築表参照)。

伙伴関係構築表(2017 年 8 月末時点、筆者が各種資料から作成)

伙伴関係の種類	国・地区など
戦略伙伴関係	ASEAN、アラブ首長国連邦、アンゴラ、タジキスタン、トルクメニスタン、ナイジェリア、カナダ、チリ、ウクライナ、アフリカ連合（AU：54 ヵ国、世界最大の地域機関）、モンゴル、キルギスタン、カタール、チェコ、モロッコ、ウルグアイ
全面戦略伙伴関係	EU、英国、イタリア、フランス、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、デンマーク、ベラルーシ、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、ベネズエラ、カザフスタン、インドネシア、マレーシア、南アフリカ、アルジェリア、オーストラリア、ニュージーランド、カンボジア、エジプト、サウジアラビア、イラン、ラオス、モザンビーク、セルビア、ポーランド、ウズベキスタン、コンゴ、エクアドル、ペルー、チリ、シエラレオネ、タジキスタン
戦略合作伙伴関係	アフガニスタン、韓国、インド、スリランカ、トルコ、バングラデシュ
全面戦略合作伙伴関係	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、モザンビーク、コンゴ、ギニア
全面戦略協作伙伴関係	ロシア
全天候戦略合作伙伴関係	パキスタン
全方位戦略伙伴関係	ドイツ
互惠戦略伙伴関係	アイルランド
創新戦略伙伴関係	スイス
創新全面伙伴関係	イスラエル
合作伙伴関係	フィジー（重要合作）、アルバニア（伝統合作）、トリニダードトバゴ、アンティグア・バーブーダ
友好合作伙伴関係	ハンガリー、モルディブ、セネガル
全面合作伙伴関係	コンゴ共和国、ネパール、クロアチア、タンザニア、オランダ、東ティモール、エチオピア、ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC:33 ヵ国）、ガボン
全面友好合作伙伴関係	ルーマニア
全方位友好合作伙伴関係	ベルギー
友好伙伴関係	ジャマイカ
伙伴関係	日中韓

注 3 90 余の世界各国・国際組織の内、国際組織に加盟している国数をカウントすると、中国と伙伴関係を構築する国は 180 ヵ国ほどになる。

注 4 中国理事会会員企業：15 社

中央国有企業 11 社：中国銀行(主席企業)、中国核集団企業、中国機械工業集団、中国商飛、中国投資有限責任公司、東風汽車、中国建材集団、中国保利集団、中国広核集団、中国化工集団、中国移动、および民営企業 4 社(アリババ、華為、京東、中興通説)、

フランス理事会会員企業：17 社(シュナイダー社、エアバス、ダノン集団、ルイ・ヴィトン等)

注 5 2018 年 11 月 5 日～11 月 10 日上海の中国国家エキシビジョン・コンベンションセンターで開催。主催機関は中国商務部と上海市人民政府、協力機関は世界貿易機関(WTO)、国連工業開発機関(UNIDO)など。展示エリアの床面積が 24 万㎡超(国家貿易投資総合展と企業商業展。中国の国内外から約 15 万社のバイヤーが参加予定。中国は今後 5 年間で 10 兆ドル相当の商品とサービスを輸入する予定にある。

注 6 5通:

政策溝通: 政策連携(政策協調、沿線国の発展戦略との連携、伙伴関係の構築、グローバル・ガバナンス改革・新型国際関係の構築のための布石など)

施設聯通: インフラ整備(交通・物流網の整備、都市化の推進など)

貿易暢通: 円滑・間断なき貿易・投資交流(一帯一路 FTA の構築への布石など)

資金融通: 一帯一路建設資金の調達・融資(AIIB との連携、人民元の国際化など)

民心相通: 人材・文化交流強化(一帯一路奨学金の創設、中国ソフトパワー発揮など)

()内は筆者加筆

注 7 中国が締結・関係している FTA 関係国・地区・組織(2017 年 12 月時点)

締結済 16FTA : 24 国・地区 2 昇級版 一帯一路沿線 8FTA (15 国・地区)	<u>ASEAN (10 国)</u> 、 <u>シンガポール</u> 、 <u>ニュージーランド</u> 、 <u>チリ</u> 、 <u>ペルー</u> 、 <u>コスタリカ</u> 、 <u>パキスタン</u> 、 <u>スイス</u> 、 <u>アイスランド</u> 、 <u>香港／マカオ (CEPA)</u> 、 <u>台湾 (ECFA)</u> 、 <u>韓国</u> 、 <u>オーストラリア</u> 、 <u>ジョージア (旧グルジア)</u> 、 <u>モルディブ</u> “ASEAN+1 (ACFTA)”昇級版 (グレード・アップ)、中国 - チリ FTA 昇級協議
交渉中 7FTA : 25 国 1 第二段階・2 昇級協議 一帯一路沿線 : 5FTA、20 国	日中韓、 <u>スリランカ</u> 、 <u>湾岸協力会議 (GCC、6 国)</u> 、 <u>ノルウェー</u> 、 <u>RCEP (15 国)</u> 、 <u>イスラエル</u> パキスタン第二段階協議、中国-ニュージーランド FTA 昇級協議、
研究中 12FTA:12 国 2 昇級協議 一帯一路沿線 : 6FTA、6 国	<u>インド</u> 、 <u>コロンビア</u> 、 <u>モルドバ</u> 、 <u>フィジー</u> 、 <u>ネパール</u> 、 <u>モーリシャス</u> 、 <u>カナダ</u> 、 <u>モンゴル</u> 、 <u>バングラデシュ</u> 、 <u>ロシア</u> 、 <u>パキスタン</u> 、 <u>パナマ</u> 中国-ペルー FTA 昇級協議、中国-スイス FTA 昇級協議
準備 (筆者追加)	EU、BRICS、上海協力機構 (SCO)、16 プラス 1 (16 : 中・東欧諸国 1:中国)、一帯一路

各種資料から筆者が作成

注 8 ①カザフスタンの“光明の道”発展戦略

②モンゴルの“草原の道”発展戦略

③ロシア主導の“ユーラシア経済連盟”の発展戦略

④欧州委員会委員長のユンケル投資計画

⑤カンボジアの“四角戦略”

⑥ラオスの“開放陸国発展戦略”(中文: 変陸鎖国為陸聯国戦略)

⑦サウジアラビアの“2030 ビジョン”

⑧エジプトの“振興計画”

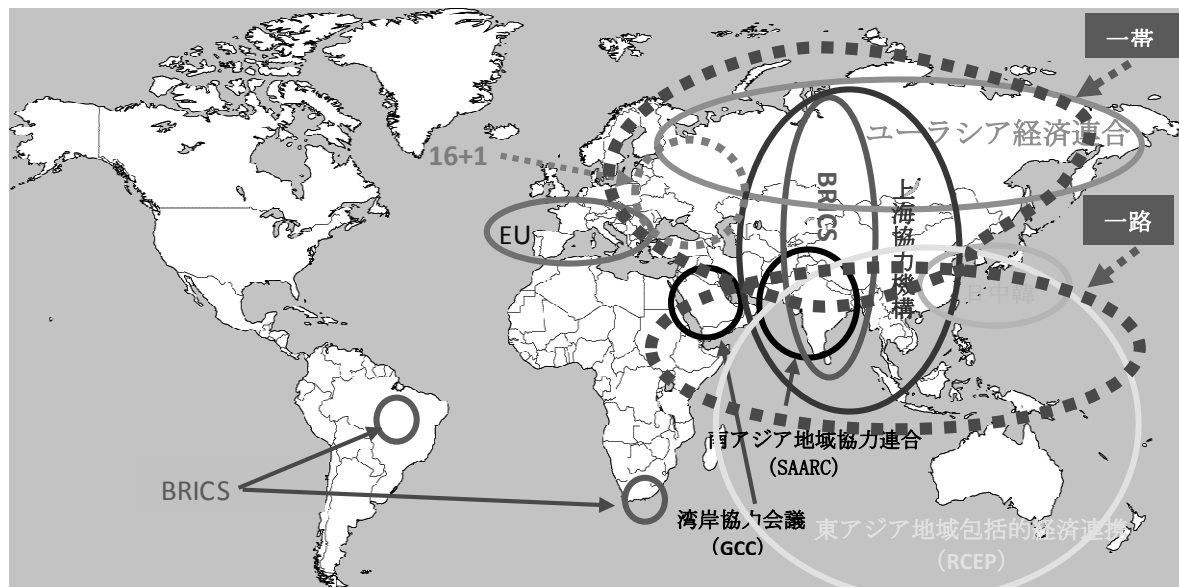
⑨イランの“4 大回廊・クロスボーダー回廊”発展戦略

⑩チェコ、ポーランド、ウズベキスタン、ブルネイの発展戦略 など

(2017 年 3 月 5 日、第 12 期全国人民代表大会(日本の国会に相当)で李克強総理が行った政府工作報告より)

注 9 近年、一帯一路沿線国(特に、「一帯」)との伙伴関係の構築・格上げが目立っており、その共同声明では、FTA 構築に関係する(言及する)内容が増えてきている。

注 10 ユーラシア・太平洋地域における代表的地域協力の枠組み



上海協力機構(SCO)：2015 年のロシアのウファにおける首脳会議で、オブザーバー国であったパキスタンとインドをメンバー国とする手続きの開始が決定。中国にとって、アジアのライバル国インドを中国が影響力をもつ SCO に取り込んだことで、インドを牽制しつつ一帯一路戦略における提携の道を探り、かつ、インドが影響力を有す SAARC との連携も期待できる。上海協力機構は、中国、ロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン、インド、パキスタンの 8 カ国による多国間協力組織で面積と人口では世界最大。

BRICS：一帯一路戦略の飛び地を、メンバー国の南アとブラジルを介して、それぞれアフリカとラテンアメリカに確保しやすくなる。すでに中国は、一帯一路をアフリカ、南アに延伸する方針にあることを関係各国に伝達済である。なお、BRICS とは 2000 年代以降著しい経済発展を遂げているブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカの 5 カ国を指す。

ユーラシア経済連合(EEU もしくは EAEU)：一帯一路戦略と EEU(ユーラシア横断大通路建設など)を連結することで了解済。中国側は各国と地域貿易・投資の自由化と円滑化を推進し、税関・検査・検疫分野の協力を強化することなどを望んでいる。

16+1(中・東欧諸国+中国)協力：一帯一路戦略を欧州経済圏へ延伸のための重要な受け入れ先であり、中国と欧州の 4 大伙伴関係(平和、成長、改革、文明)を実行するうえでの重要拠点と位置づけられている。最近、中国企業の進出が活発化している。

湾岸協力会議(GCC)：2016 年 1 月の訪問で、GCC との FTA 交渉の再開が決定した。

南アジア地域協力連合(SAARC)：2016 年インドのボアで開催された BRICS 首脳会議の期間、BRICS 首脳と環ベンガル湾多分野経済技術協力イニシアティブ参加国首脳との対話が開催、席上、習国家主席は、“一帯一路戦略と同イニシアティブ関連お連結を推進し、インフラ整備とコネクティビティを強化し、共同発展の実現に努力する必要がある”と述べた。

RCEP ASEAN+1(ACFTA, ASEAN+中国)：ASEAN を RCEP の核心と位置づけているほか、2015 年には ACFTA の昇級版が締結された。

日中韓 FTA：2015 年、3 年半ぶりに 3 国首脳会談が実現、日中韓 FTA の推進で一致した。

EU：一帯一路戦略の目的の一つは、欧州との経済交流時間の縮小にある。

注 11 経済参考報 2017 年 12 月 27 日

注 12 中国の世界経済の成長率に対する貢献率は 30 余%余で世界で最も貢献していること、BRICS のそれは 50 余%で、G7 の貢献率より高いこと、現行のグローバル・ガバナンスは新興経済国、発展途上国の利益を十分に代表していないことなど。

〔禁無断転載〕

中国型グローバリズムの発展可能性と世界経済体制への影響
～一帯一路構想と法整備の視点からの分析～
平成 29 年度（一財）貿易・産業協力振興財団 助成事業
発行日 平成 30 年 2 月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所（ITI）
〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階
TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <http://www.iti.or.jp>

